

平成13年12月5日

「川辺川ダム」を考える住民大集会について(記者発表資料)

1. 趣旨

川辺川ダム事業をめぐる論点について、県民参加のもと国土交通省、ダム事業に異論を主張する団体等並びに学者及び住民が相集い、オープンかつ公正に論議する場を提供します。

2. 主催

熊本県

3. 日時

平成13年12月9日(日)午後1時から午後5時(正午開場)

4. 場所

相良村総合体育館(球磨郡相良村大字深水2500-1)

5. 進行次第

(1) 開会

(2) 進行説明

(3) 知事挨拶

(4) 専門家討論

[1]国土交通省説明

[2]治水代替案説明

[3]討論

(5) 休憩

(6) 一般討論

(7) 閉会

6. その他

[1]治水代替案討論参加者の募集について

国土交通省のダム計画に対し異なる見解を持ち、当日国土交通省と専門家討論を行うことを希望される学者、団体等を募集いたします。

応募期間：平成13年12月6日(木)午前10時～12月8日(土)正午

応募方法：下記実施本部あて、意見の概要を記入の上、ファックスにてご応募ください。その際、御連絡先を明記してください。

募集人数：10名(先着順で決定させていただきます。決定次第御連絡いたします。)

[2] 一般討論について

当日の会場参加者にも幅広く質問・意見発表を賛否両論公平に対応いたします。

[3]資料配布等について

会場参加者に資料配布を希望される場合、各々の団体、個人負担でご用意ください。詳細については、実施本部までお問い合わせください。参加者の旅費については、各自の負担といたします。

[4] 会場設営費及び広報費は熊本県にて負担するとともに、総合司会は県において役割を担います。

[5] 平穩に論議を展開するため、会場内へのプラカード、横断幕等の持ち込みはお断りいたします。

議事録

1 開会・2 進行説明

(総合司会：企画開発部次長 鎌倉孝幸)

みなさん今日は。今日は実施本部を代表してお礼を申し上げます。整然と、堂々と入場いただいて大変ありがとうございます。今後の運営もそのように整然と行いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。総合司会を務める鎌倉でございます。

入ります前に進行を簡単に説明させていただきます。進行説明のあと、熊本県知事潮谷義子がおあいさつを申し上げます。それからただちに専門家討論、最初に国土交通省の方から説明を30分、その後治水代替案についてご説明いただける方から30分、それが終わりました1時間経過後、専門家同士の討論に入ります。これは1時間を予定しております。しかし討論は一人5分以内に時間を制限させていただきます。これについては議論が尽くされていないと私の方で判断した場合は、延長もあり得るということでご了承いただきたいと思っております。休憩に入って15分くらいを念頭においております。

その後一般討論に入るわけですが、この一般討論が1時間半、一般討論についてはさきほどからアナウンスをしていると思っておりますが、質問用紙がございますので、それにご記載のうえ、専門家討論が始まりましたら事務局員が20分おきに会場を巡回いたします。どうぞお渡ししたいと思っております。この一般討論の発言につきましては、できるだけ多くの人に公平に発言してもらうために一人3分以内とさせていただきます。また、質問用紙の受付締切は専門家討論終了後30分までとさせていただきます。

したがって、専門家の方に対するご質問も受け付けますので専門家討論終了後30分までをお願いします。ただこの30分までといいますが、1分1秒と厳格にはいきませんが、職員が巡回するくらいの余裕はありとお受け止めくださいませ。以上簡単に進め方についてご説明申し上げます。それではさっそく熊本県知事潮谷義子がおあいさつ申し上げます。

3 知事挨拶

(熊本県知事 潮谷義子)

本日は師走の大変お忙しい中に、このようにたくさんおいでをいただきましてありがとうございます。川辺川ダムにかかわる関心の高さ、これがここにお集まりの皆様のお姿であろうかと思っております。まず国が事業主体であるにもかかわらず、なぜ県がこういう会を主催したか、ということに少しだけふれさせていただきたいと思っております。この事業は、私から改めて申し上げるまでもないことですが、命と財産を守る、そういった観点の中から昭和41年に当時の建設省が計画を発表し、44年に建設に着手されました。

その当初のところの中で五木の皆様方、相良の皆様方、大変、反対、ダム建設反対というお気持ちがありながら、やがて本当に多くの方々の命を救わなければならない、そういう事業であるなら、ということで賛成を表明されました。私も、字の中で、文言の中で、「苦渋の選択」、そういうふうに申しますが、あのダムが建設される予定地の中に自分自身が身を置いてまいりました時に、先祖伝来のお墓が湖底の中に沈み、あるいは学校が沈んでいく、そうしたことを「苦渋の選択」といわずしてどう表現してよいのか。私がああ川辺に自分自身がたたず

んだときに、その痛み、苦しみ、そのことで涙を禁ずることができませんでした。しかし私たちは今、今日の長い長い歴史を経まして、この川辺川ダムの目的が命と財産を守る、そういうことについて一貫して国にしても住民の皆様方にわかりやすい説明をして、命と財産を救う最大の手段がダムであるとするならば、多くの方々の理解と共感の中で進められなければならないのではないかと。責任を果たして頂きたい、こういうことをまた申し上げてまいりました。今日、私どもは思いがけない事態に遭遇しています。

それは従来、川辺川ダム事業について国土交通省が説明をしておいでになられてきた、同じ資料の中で、代替案、これが出てきたこととございます。必ずしも反対をなさっている方々から一方的に出された、ということではなく、国土交通省のほうからも八代流域に限って言えば、代替案、あり得るといような形の中での説明もあっております。これは私たち県にとりまして、大きな驚きであります。命と財産を守る、そのことが本当にどんな工法の中で、どんな形の中で進められるのがベターであるのか。このダムが尊い命、財産を守るために最も妥当な対策であるという、まさにダム事業の大義について、県民の方に国土交通省は説明を行う必要があると考え、治水を中心とした川辺川ダムの論議について、オープンかつ公正に論議する場として、本日このような会を県は主催したところでございます。

会場においでの皆様方、そして今インターネットの中継をご覧になっていらっしゃる方々にとっては、この会が本当に有意義なものとして、それぞれのご理解の中で、さらなるこの事業についてのご理解を深めていただければと思います。事業の目的の妥当性について、ぜひ、ぜひ、今日は賛成をなさっておいでになられた方々、反対をなさった方々、双方から、この会場にいらっしゃる方ばかりではなく、その後ろの中にいらっしゃる方々にも、どうぞ明確に、明快に説明を果たして頂きたいとそのように思います。

この会を開くにあたりまして、「これはガス抜きではないか」、「帳面消しではないか」、あるいはこのことはすでに「やった」という県の立場の証明だけにすぎないのではないかと、という声もあります。残念に思います。なぜ同じ土俵に立って正々堂々と意見をたたかわせていただけないのか。県の姿勢になぜ最初から疑義をお抱きになるのか。わたしは悲しみをおぼえました。ガス抜きでもなければ帳面消しでもありません。この会をどうかフェアな形の中でまずご理解をいただきたいと。さきほど、本日の進行の詳細について係から説明がございました。私からももう一度お願いいたします。国土交通省、あるいはそれぞれ反対をなさる方々、あるいは双方の意見をしっかりと耳に残し、頭に残し、心に刻みつけて帰りたいと思っいらっしゃる方々、それぞれのお立場の方々。荒れることなく、平穩に、そしてなおかつ公正にこの会が進められていくことを願ってやみません。無用の混乱、対立を招くような言動は、厳に謹んでいただきたい。そう思います。

限られた時間ではございますけれども、私も皆様とともに最初から最後に至るまでこの意見を共有し、会場の皆様方とともにありたいと願っています。以上のような論旨をご理解いただき、開催の趣旨を十分お受け取り頂きますと、本日の討論が円滑に進むように本当に願っているところでございます。どうか、きわめて、私どもは国土交通省が事業主体である、そういう理解を示しながらも、なお県がこの会を開催した趣旨をしっかりとお酌み取りいただき、最後まで「この会、開いてよかった」という思いを皆様方と共有したいと。どうぞよろしくお願いいたします。

4 専門家討論

(総合司会)

それでは早速専門家討論に入りたいと思います。知事も申しましたように、専門家の方々にお願いをいたします。専門家以外の人でも理解できるような言葉でご説明をお願い申し上げます。説明の仕振りが悪いと判断した時は再度説明を求めることもあり得ます。多くの人たちに自分たちの考えを伝えるために、正確にわかりやすくお願い申し上げます。専門家に対する質問も受けをすることにしますので、専門家の人たちのご紹介をさせていただきます。お名前を呼びますので一礼をお願い申し上げます。

個人の資格で参加されました A 様、
財団法人日本自然保護協会の B 様、
大学教授の C 様、
子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会の D 様、
川辺川研究会の E 様、
川辺川ダム問題を考える議員の会の F 様、
人吉・球磨活性化会議代表の G 様、
民主党熊本川辺川ダム問題プロジェクトの H 様、
人吉市の住民投票を求める会の I 様、
球磨川大水害体験者の会の J 様、

以上の方々には申込先着順で選ばせていただいております。行政が人選に関与していないことを申し上げます。

次に国土交通省側、
国土交通省 A 様、
国土交通省 B 様、
国土交通省 C 様、
国土交通省 D 様、
国土交通省 E 様、
国土交通省 F 様、
国土交通省 G 様、
大学教授の H 様、
大学教授の I 様、
大学講師の J 様、

以上の方々 10 名でございます。肩書きについては双方から出された書類に基づいてこちらは正確に表示しました。

それでは早速専門家討論に移行したいと思います。
最初に国土交通省から 30 分間、1 時 20 分から始めたいと思います。
時間は私の時計で計らせていただきます。

4 - [1]国土交通省説明

(国土交通省 A)

それではまず私のほうから球磨川地域の特性と水害の問題をお話し、そのあと事務所長から球磨川の現状と治水対策について説明させていただきます。

最初に図をご覧いただきたいと思います。球磨川の特性でございます。なぜ球磨川が水害が多いかということのご説明ですが、右下の図をご覧頂きます。これは左側が全国の年間平均降雨量、右側が球磨川流域です。全国では1,700ミリくらいの雨が降るわけですが、球磨川ではその1.6倍、2,700ミリの雨が平均的に降ります。台風の通り道、梅雨前線の停滞等による特性が大きく寄与しております。それから左の図で見てください。台風の接近上陸回数、過去30年間統計をとったもので气象台のものでございますが、九州地方は他地方に比べますと倍、3倍の台風が上陸しているということがわかつてと思います。次の図、球磨地域、皆さんよくご存じの人吉盆地、これは衛星から撮った写真ですが、盆地がくっきりとポケットのようになっているのがおわかりいただけだと思います。

そしてここに、まわりから、川辺川流域、(球磨川)本川の流域から多くの水が集中して来る、そしてその出口はまた山間部にさえぎられているという状況で非常に洪水を受けやすい地形を持っています。これは近年の主な洪水による被害でございます。昭和38年、39年、40年と大きな台風が続いて、今回の改修のきっかけとなりました昭和40年洪水、それが約5,000トンくらい流れているということでございますが、それに対して一番最近では57年の洪水、これが大きなものでございます。46年以降、至近30年間の洪水を見てみますと、30年間で9回の洪水被害が起こっているという状況でございます。次をお願いします。これはアメダスという左側の図ですが、气象台の降雨をとっている観測所のデータでございますが、1時間に100ミリ以上という雨、そういうものが、集中豪雨が最近どのくらい降っているかという図、最近では非常に多く降るようになっているという状況でございます。

実際、右の図は平成12年9月、名古屋地方を襲った大洪水で、一日雨量が438ミリという記録的な洪水が起こりまして、名古屋市で破堤し大水害が起きたことは記憶に新しいかと思えます。九州地方でも平成に入ってから過去最大級の流量が起こっております。平成2年には菊池川で過去最大の流量が起こり、計画規模並みの流量が発生し、大量の被害が出ているということでございます。また目を転じて平成5年、宮崎県大淀川でも同じように計画規模並みの洪水が起きまして、大きな浸水がもたらされている。また、五ヶ瀬川、これは平成9年でございますが、ここでも同じように計画規模程度のものが起こっているということで、ここ10年を見てみても、非常に大きな洪水が多々起きているのが九州の現実でございます。

それでは、これから川辺川ダム事業の状況と必要性について説明いたします。この写真はご存じのように昭和40年7月の洪水の人吉市内の浸水状況です。軒のちょっと下まで水が来ている状況がおわかりいただけるかと思えます。次は、これは昭和57年7月の洪水であふれている状況がおわかりいただけるかと思えます。市街地あたりの洪水の状況で、家の軒先を見ていただければ洪水の危険がわかっているかと思えます。次の図をお願いします。これは今まで河川改修等をやってまいった状況でございます。

点線で昭和35年あたりこういう断面だったものを広げたわけですが、57年洪水では、その当時堤防も作ったわけですが、やはりそれを越えてしまった、堤防より50センチ高いところまで水がきてあふれてしまったということでございます。次の図をお願いします。これはダム事業の進捗の状況でございます。現在、市町村、県の要望で昭和42年に事業に着手いたしまして進めてきております。代替地の造成はほぼ終わり、家屋移転も全体549世帯のうち92%が移転をしておりますけれど、本年度内に全ての世帯と移転契約が結ばれるということでございます。昭和44年には県議会の本会議で当時の寺本知事はダムは県民の願いであり、ぜひ実現したいというお話もあり、また平成8年のダム審議会で、当時の福島知事も入った委員会でございますが、そこでも継続ということでお答えをいただいております。現在、環境対策等まだ残っているのも一部でございますし、付け替え道路についても85%ということで、一

部のものも残っておりますが、あと大きな物はダムの本體工事が残っている状況で、事業進ちょく率で67%という状況になっております。次の図をお願いします。

これは川辺川ダム事業、今日も同じものですが説明会をやってきております。かつてにおいても毎年2カ所で大々的にやってきておりましたけれど、今年度はさらに知事からの説明責任ということもございまして、我々としてはダム事業の説明会をずっとやってまいりました。特に今年度は4月から15市町村議会に加え、住民説明会を個別に分けてやっております。全部で26カ所で、毎月説明会をやっている。あと球磨川漁協の4部会でも13カ所ということで、この4月から8月にかけてあちこちで説明会をやってきたというのが現状でございます。それでは続きまして国土交通省Cから説明をさせます。

(国土交通省 C)

それでは引き続き説明させていただきます。具体的に球磨川がどのように洪水に対して危険なのか、そしてダムがどのような役割をするのかについて説明致します。これが人吉より上流の部分の模式図でございます。上から流れてくるのが川辺川、右から流れてくるのが球磨川でございます。球磨川については皆さんご存じのとおり市房ダムがございまして、市房ダムは毎秒400トンの洪水しか少なくする能力がございません。そして、川辺川と球磨川の上流は同じくらいの大きさの川でございますので、洪水が起こるとだいたい同時にどーっと人吉に洪水がくるということで、この人吉また下流部を守るためには、どうしても川辺川の方で水を止めないといけないということで、川辺川ダムが洪水対策に必要というわけでございます。続きましてスクリーンを用意しておりますが、画面とこちらがありますが、これが九日町でございます。川辺川ダムがなければ、例えば昭和40年のような洪水ですとか、またダムがない場合80年に一度の洪水が来た場合、この水色の線まで、だいたい2m以上でございますが、ここまで洪水被害が発生すると。

これを防ぐために川辺川ダムを建設することにより、洪水をなくすということで、この水色の線がなくなるということでございます。また、川辺川ダムは人吉だけを守るのものではございません。中流部の坂本村、球磨村、そして八代市、この川辺川ダムの洪水を少なくするという効果は下流域全域に及ぶものであります。このように、川辺川ダムは球磨川の治水対策について必要な施設であるという説明をさせていただきました。

続きまして川辺川研究会の報告書について国土交通省の見解を説明させていただきます。

(総合司会)

ちょっとお待ち下さい。相手に対する対論はあとで1時間とっているんです。あなた方の事業の説明をして下さい。川辺川研究会に対するあなた方の考えは堂々とここで対論方式でやっていただきます。以上。

(国土交通省 C)

それではここは飛ばして、今、スクリーンに出ておりますもの、前で(発泡スチロールを)組み立てておりますが、これはどういうものかと申しますと、川の洪水の特性について説明させていただきます。みなさん水が流れるということ、例えば用水路とか雨樋をすーっと流れるというイメージを持たれている方が多いかと思えます。

でも人吉あたりの皆さんは特に洪水経験のおありの方が多いと思えますので、川の水というのは、洪水の時は、うねりながら、また時には木などが流れてきて、堤防に引っかかったりして、そのところで水がぼわーんと上がったりして、また自然の川というのは広いところが

あったり、狭いところがあったり、また川底がスムーズなところがあったり、岩でゴツゴツしているところがあったりしております。ですから球磨川のような自然の川というのは水の高さが場所によっては高かったり、低かったりしています。

これがまず洪水というものの性質であります。人吉の地区では洪水から守るために改修をやってきたわけですが、どうしても川の堤防の幅がとれず、人吉には球磨川沿いにコンクリートの壁、1m堤防がずっとあるということ、例えば鍋屋とか鮎里とかの裏あたりにあることは皆さんもよくご存じかと思いますが、ここにある発泡スチロールが1メートルの高さでございます。仮に川辺川ダムを造らずに、じゃあこの壁を1mあげてみましょうと。そうするとこれくらいの高さになり、さん、前に立ってください。こんな感じになります。スクリーンで見ると、川沿いを歩くと人吉城が見えない、という感じです。

これは後ほど国土交通省が示している代替案の説明で引き続き使いますので、このまま置かせていただきたいと思えます。次に、その他、いろんな川の状況について説明します。ただいま人吉を説明しましたので、後ほどご説明いたしますが、国土交通省の方できちんと検討しまして、川辺川ダムがない場合、人吉でどのくらいの高さの堤防が必要かという今の人吉の堤防の高さは1mでございます。これに国土交通省が対策を講ずるとすると、あと2.5mの高さが必要になります。どうなるか一生懸命発泡スチロールの積み上げをやってますが、スクリーンで見ますと、人の高さから見ると全く何も見えない。

鍋屋とか鮎里とかから見るとどうなるか、フォトモンタージュでございます、これを川辺川ダムを作らず80年に1度の洪水を流すにはどうするかと言いますと、このような刑務所の壁のようなものが延々20キロにわたって、要するに人吉市と川辺川を分断すると。ご存じのように人吉市というのは観光都市でございます。これを川側から見れば、果たして本当に地域の人にとってよいのかどうか、私たちは考えるわけでございます。

(総合司会)

ちょっとここですいません。会場から手話が見えづらいということですので、恐れ入ります。壇上に移動をお願いします。再開をお願いします。中断しましたので、あと15分ですね。

(国土交通省 C)

今、3.5m(1+2.5)になりましたが、ちょっと歩いてみてください。こんな感じになります。私どもとしましてはこのようなものは適さないのではないかと考えているところでございます。

そしてまた、人吉地区中流部ですが、今度は八代の下流の川の性質について説明させていただきます。皆さん八代からみえている方も多いと思いますが、非常に川は広い、球磨川の下流部は広い川ですが、川の底に潜ってみないとわからないんですが、上から見ると堤防もあるし、安全な川に見えますが、[1]というところをご覧いただきたいと思えます。ちょうど上から水ががーんと来て、ちょうど堤防の足元を長年えぐってきております。

堤防の下がえぐれると、皆さんおわかりになるかと思えますが、最後にはずるーっとこういうふうな堤防が崩れてしまいます。今水の上から見たらこういうものは見えませんが、実際下に入ってみたらこういう状況でございます。例えば、平成7年7月の洪水の時に球磨川の下流部の金剛橋のところで実際にこのように護岸が下から崩れている、というようなこともございました。また、昭和57年の洪水の時も確かに水は流れておりますが、あの時災害はたくさん出ておまして、川というものは上から見ただけではなかなかかわからないわけで、川底の状況を見ないとなかなか分からないというところでございます。次をお願いします。全国的にもこ

ういう川は多いわけでごさいますて、これは新潟の阿賀野川の中流部のところでごさいますて、やはり堤防の足下がぐぐーっとえぐれておりまして、それをいろんな対策をしてやっているところでごさいます。次をお願いします。

また、八代平野でごさいますて、みなさんご承知のとおり八代は扇状地で、干拓地でごさいます。皆さん八代市は洪水が起こらないんじゃないか思われている方もいらっしゃるんですが、実は八代駅というのは地盤が非常に低いところでごさいます。具体的に申しますと、球磨川に川辺川ダムがないときに流れる川の水の高さが、八代駅の地盤よりもだいたい2.9mくらいの高さで、川の水が流れております。ひとたび洪水が起こればこの低い土地に水があふれてくるということで、日本は、大きい都市は、沖積平野、だいたい扇状地というところに広がっていますので、非常に洪水に弱いところでごさいます。

中流部のお話もごさいますて、代替案の説明に入らせていただきます。国土交通省では川辺川ダム事業を現在進めているわけでごさいますて、これまで資料パンフレット等で川辺川ダムの代替案について検討し、報告させていただいているところでごさいます。皆さんのお手元に川辺川ダムQ&Aという冊子でごさいますて、その中にも代替案との比較を載せておりますが、代替案は川辺川ダムQ&Aの24pにもごさいます。

これまで私ども、仮に川辺川ダムを造らなかった場合、どのような対策があるかということで、例えば、先ほど申しました堤防の嵩上げ、また、川幅を広げるための、堤防を引いて川をもっと広くする引き堤、また、球磨川の途中でトンネルを掘ってそのまま八代海に水を抜くというトンネル放水路、また、球磨川の上流部の方に、遊水地(*1)、洪水の水が流れて一時的に貯めるといった施設を造った場合どうするかと、様々な代替案を検討して公表してまいりました。その中で、社会的影響、また、経済的にも、その代替案の中で、一番有利なものは何かというものを検討いたしまして、これが、堤防の嵩上げ案を中心とした対策でごさいます。こちらの図にごさいますのが、左手が川辺川ダムを造ったうえでの球磨川での治水対策、そして、右側が川辺川ダムを造らない場合、球磨川に必要な、要するに、80年に一度の洪水でも皆様が安心して暮らしていただけるための対策でごさいます。

まず左側でごさいますて、川辺川ダムを造った場合ですね、あと球磨川に何が必要かということでごさいますて、まず、人吉地区では若干川底の形が悪いところがありますのでそれを整える。中流部は現在も事業を進めておりますが、宅地の嵩上げ、どうしても、川辺川ダムを造っても、まだ、もともと中流部、非常に地盤の低いところに人家がありますので、その人家の宅地の嵩上げを行う。

そして、先ほど申しました八代地区で、堤防が弱いところを強化したりするという対策が残っている。主に中流部の嵩上げが残っている状況でごさいます。

一方、川辺川ダムを作らない場合、今後どのような対策が必要かというところですが、まず、人吉地区でごさいます。人吉市内全川にわたりまして、2.5mの堤防を高くしないといけない。先ほど3.5mの壁と、これは構造的にも非常に難しいということもありますし、これは、やはり、きちんとした堤防を作らないといけない。そうなりますと、堤防を引きます。高くするために、堤防の幅が広くなりまして、幅20～40m、そして、約20kmにわたりまして堤防を作ることになりまして、これに対して、用地も莫大にかかりますし、移転する必要がある家屋も五百数十戸、それと、堤防を高くするということは、川を渡る橋も高くなります、そうすると、橋に取り付いている道路も高くしなければいけない。そうすると急勾配になってどうしてもダメだということになれば、その周囲の家の地盤も上げなければいけない。

これは町の様相を一変させるような大事業になります。また、中流部でごさいますて、川辺川ダムを建設した場合は、ほとんど宅地の嵩上げだけで安全に暮らせることになるわけでごさ

いますが、川辺川ダムがない場合、中流部でも2.5m～1mほど川の水位が上がってまいります、洪水時に。そうしますと、国道の219号線でございますですとか、JR肥薩線が、洪水時に水没することになります。洪水時、災害時にも交通の確保、これは非常に重要なことでございまして、これを防ぐために、鉄道、そして道路を嵩上げしなければならないということで、これも非常に大変な事業でございます。そして、八代地区につきましては、先ほど申しました堤防の強化対策に加えて、まだ、川辺川ダムがない場合、川の断面積が足りませんので、川幅を広くする代わりに、現在河川敷に公園なんかがありますけれども、そのところを切りまして、掘削しまして、川の断面を広げるといような対策が必要になってまいります。これが、川辺川ダム、ある場合とない場合の代替案の概略の説明でございます。

それで、これにつきまして、コストがどうなるのかと、コストの説明をさせていただきます。コストにつきましては、まず、こちらが、川辺川ダムの2,650億円のうち、治水に関わります費用でございます。全体で1,900億円でございまして、どこがいくらというふうに分けるわけにはいきませんので、便宜的に川の堤防の長さで按分しております。現在、川辺川ダムの用地の補償ですとか、付替道路の工事とか、かなり進んでおりまして、あと残り治水分でいくら支出すれば川辺川ダムが完成するののかというのが630億円でございます。一方、先ほどご説明致しました川辺川ダムがない場合の代替案でございます。これは、これから新たに支出する必要があるお金でございます。川辺川ダムを造らない場合、新たに2,100億円、具体的に言いますと、人吉地区での堤防を造ると言うことで約、1,160億円。そして、中流地区の宅地の嵩上げ、そして、道路、鉄道の嵩上げで870億円。そして、八代地区で70億円というコストがかかるということでございます。

これを見ましても、川辺川ダム全体のお金といたしましても、この2,100億円に対して、1,900億円の方がはるかに有利であると。さらに付け加えますと、この630億円に対していえば、2,100億円というのは非常に莫大なコストでございます。それと、これはお金だけを入れておりますが、それに伴う道路が上がることによる町の移転関係とか、そういった諸々の社会的影響も入ってまいるといことでございまして、私どもは、球磨川の沿線の皆様、80年に1度の洪水でも、安全に暮らしていただけるよう、その対策のためには、川辺川ダムが最適な事業ではないかというふうに考えております。そして、さきほど、潮谷知事さんからご指摘がございましたが、確かに、八代地区だけを見れば、八代地区だけであれば、あと70億円で、八代の皆様だけは80年に1度の洪水に対して安全に暮らせるかもしれません。

しかし、見ていただきたいのは、中流の球磨村、坂本村、芦北町、そして人吉市、これらの皆様が安心して暮らしていただけるためには、まだ、2,030億円(=2,100億円-70億円)のコストをかけて堤防なりを整備していかないと、これらの方々が安全に暮らしていけない。私ども、この球磨川の沿線に住まれる方は、皆さん洪水に対して安全に暮らしていただきたい、また、下流だけを守って、この中流部、そして人吉を放っておいて良いのかと。私ども国土交通省としては、球磨川全体の治水計画を考える中で、全体を考える中で、この川辺川ダムが一番最適ではないかということで考えております。どこの区間、どこの区間という考え方は確かにあるかも知れませんが、ただ、それでも、人吉中流部を守るためには、川辺川ダムが最適であり、そしてそれをやることにより、八代地区でも自動的に洪水に対する安全性が確保されると、このように私ども考えている次第でございます。以上で国土交通省の説明、川辺川ダムの必要性、そして、川辺川ダムの代替案に関する説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(総合司会)

はい、ありがとうございました。国交省側におきましては、先ほど川辺川研究会に対する反論みたいなことになりましたが、それに必要な機材等は残しておいて結構です。その対論の時に使う資料があれば残しておいて結構でございます。

それでは、対論者10名いらっしゃいますが、相互に話し合っていて、3名に絞って発表させていただくという申し出がありました。これにつきましても、自分たちの主張を論拠づける説明に重点をおいてください。相手案の批判のための説明ではなく、自分たちの主張を根拠づける説明に重点をおいていただきたいと思います。それでは、お三方は、対論者Dさん、対論者Aさん、対論者Eさんということですので、適宜、時間配分はおまかせします。ただ今1時51分でございますので、ただ今から30分よろしくお願いします。

国土交通省の資料に関するお問い合わせは、国土交通省九州地方整備局川辺川工事事務所（電話0966-23-3174）までお願いします。

4 - [2]治水代替案説明

（子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会 D）

それでは、スクリーンの方をお願い致します。我々の方では、まず最初に15分ほどで、川辺川ダムの問題点の考え方、そして、球磨川流域の治水対策をどういう理念で造れば良いのかというのを先に15分で話させていただきます。その後、残り15分で、代替案等についても話させていただければと思っております。

それでは次。まず、国交省さんの方から色々治水に対しての重要性を述べておりましたけれども、まず、我々の主張も全く同じでありまして、まず、住民の生命と安全を守るため、球磨川の治水対策は重要な問題である。これは、我々もまったく同じ問題であります。その中で、我々が問題としておりますのは、しかし、川辺川ダムでは、球磨川の十分な治水対策とはならない。それどころか、川辺川ダムに頼る治水対策は、かえって危険であると。その意味で、住民の視点に立った総合的な治水対策が願いであるということで今回代替案を出させていただきました。

次。我々が考えている問題点をざーっと整理させていただいております。一つは、川辺川ダムが現実的な洪水に対応できていない。造られた計画が40年になるわけですが、その後代表的な昭和47年、57年、平成7年に、こういった3つの洪水に対応できずにダムが破綻しているということでありまして。二点目は、今様々なダムの技術基準で問題ありとされています複雑なダム調節方式、問題の多い鍋底調節方式(*2)というものを採用している。これも非常に問題であるということでありまして。

これも後でちょっと説明させていただきます。三点目は、超過洪水では、さらにダムが被害を増大させるという、そういう危険性があるということをもまず指摘したいと思っております。それでは、次。こちらですね、川辺川ダムの洪水調節図であります。この調節図ですね、まず、今の現状の計画がどこが問題なのかというところで説明させていただきます。上の雨の流量が2日間で510ミリ、川辺川ダムというのは、川辺川に2日間で510ミリ降った雨に対して洪水調節を発揮しますよというダムであります。下の流量が立っているところ、あれがピークの流量。それをですね、グラフのところ破線で放流量と書いておりますけれども、ピーク流量を破線で、ちょうど鍋底のようにぐっと押さえていますが、要するに流量をですね、ぐっと押さえることによって洪水調節を発揮するというものであります。この図をよく見ますとですね、A

と書いているところがあるわけですが、あそこAと書いているところはですね、このダムを調節をよく見ると、実際にこのAの範囲からダムが水を貯め始めるんですね。Aのところはダムが水が貯まったところになります。

ダムが空の状態から満杯になるまでですね、対応する雨量が510ミリの実は45%のたった230ミリの雨にしか対応してないんですよ。で、この中で、ぐっとピークが立ってますけども3,000トンもの流量をほぼ全量カット、3,000トンもの水を一気にダムに貯め込むわけですね。ですから、短い時間で一気にダムを満杯にして最大の効果を発揮するというのがこの川辺川ダムの計画になっております。このようなダムでは、二山の洪水がくれば、当然一山で一気に満杯になりますので、二山目では洪水調節能力を放棄することになるということになります。次。このダム方式については、各技術基準で、いろんな問題点が指摘されております。例えば、『建設省河川砂防技術基準』につきましても、鍋底調節方式については、効率が良いが、洪水波形の推定が必要であり、現状での採用はほとんど無い。次。『多目的ダムの建設・調査編』より、鍋底調節方式は、一見調節効果が大きく見えるが、実際の操作にあたり困難な点が多いので、原則として採用しないのが良い。あと、九州地方建設局の研修テキスト、『ダムの計画と施工』では、鍋底調節方式は、一定の貯水容量でできるだけ大きな効果を期待しようとするものであるが、操作が複雑となり、流入のピークがまだ分からない時点でゲートを一旦閉める操作を行うので、非常事態に対する順応性に乏しいと、あちこちで問題点が指摘されている調節方式だということなんです。次。

過去の実績洪水で、我々が検証いたしました。一番左の雨が、昭和40年という、建設省が当時の調節を使ったモデルであります。あのよう、ピークがぐっと立っているのが分かります。実際にはですね、昭和57年、平成7年とですね、二山洪水、三山洪水というのが川辺川には発生しております。この、真ん中の57年につきましても、左下に調節図を書いておられますが、一山目の終わったところで、やはりダムが満杯になってしまう。我々の計算でダムが満杯になってしまう。その中で、実質的洪水で二山目がですね、もう満杯の状態、あとはダムは調節能力を放棄します、という状態が昭和57年であります。また、同様に、平成7年も、一山目、二山目で、三山目には全く対応できないということで、調節能力を放棄していると、こういう事態が発生しております。次。それでは、ダムが満杯になったらどうなるんでしょうかということになります。一つは、満杯になって調節能力を放棄するということは、それまで貯めてた流量を後は放棄するわけですから、水位の急激な上昇が発生いたします。こちらは、自然界では本来考えられないような急激な水位上昇で、洪水被害がかなり発生するということになります。2点目は、ダムに頼る河川整備が被害を増大ということになります。

人吉地点ではダムで3,000トンカットをすると、7,000トンのうちの3,000トン、約半分ぐらいをカットして流すということになります。では、その中でダムが破綻するとどうなるか、ダムが、洪水調節を行うことを前提とした安全率の低い堤防があると、このような堤防では計画以上の洪水が押し寄せると被害を増大させるのは目に見えて明らかです。次。3点目、ダム操作による過剰放流。実際ダムがあふれそうになると管理者が一番おそれるのはダムの決壊であります。これについて説明させていただきます。建設省はダムが満杯になってもダムは流入量以上の放流はしないと、要するに入った分を流すだけだからダムは悪さをしないんだと、異常洪水でもあとは放棄するだけですよ、という説明をしています。これは誤った説明であります。皆さんバケツの水を思い出してください。

(総合司会)

お願いします。相手のことを批判する前に、自分たちの正論を主張すること。これが基本です。

(対論者 D)

わかりました。しかしここはやはり重要なとこなんですね。市民団体は今まであまり説明できないとこだったんで、しかしここは飛ばしていきますけど、後でここについては説明させていただきます。実際には過剰放流について起こることはあとで説明させていただきます。実際、過剰放流でどういうことが起こるかということですけども、次の説明に回させていただきますと考えます。

われわれが考える代替案についての治水計画の基本的考え方について説明させていただきます。一つはさきほどの3点、問題があるようなダムに頼らない治水計画というものをきちんとまず考えるべきであると。これが原点。治水対策というのはまず一つ一番重要な原点になるということです。それと、球磨川の治水計画は80年に一回の洪水に安全ということはもちろん、それ以上になおかつ例えば100、200年といった想定外の洪水にも被害軽減となる治水計画を考えるべきだろうというのが2点目です。今実際、緊縮財政の中でこのような安全で持続的な社会整備をいかに進めていくか、これはこれからの我々の重要な課題だと考えています。

その中でダムなどの巨大構造物は莫大な建設費、約3,000億円という建設費と子孫に引き継ぐ維持費、年間10億、20億という維持費を必要とするわけです。また、この巨大構造物は100年も経たないうちに老朽化して対策を必要とすると。

このような対策を必要とするものではなくて、ダムについては様々な治水以外の問題もあり、我々は、やはり総合的な河川整備計画、新しい理念の河川整備基本計画を確立すべきと考えます。このようなダムに頼るあるいは公共事業費を膨大に投資しなければいけないような、さらに危険な事態が発生するようなものを未来の子ども達につけを残してはならないと言うのが我々の基本理念です。

その中で国土交通省も自らも河川整備基本計画というのは、今後、洪水を堤防やダムに押し込めというのではなく、流域全体で総合的に考えるべきだということを言っている。そう言った理念に基づくものを確立すべきだと考えます。

それで、代替案の概要を述べると、一点目は部分的な河床掘削と堤防強化。先程、国交省は全体的な堤防強化とか2.5m堤防強化が全体に続くような話をしていたが、部分的な河床掘削とか堤防強化で流下能力が確保できる。それと現状の土地利用を活かした自然の遊水地の活用といったもので洪水の分散を図る。そして堤防強化の上に、洪水に強いまちづくりと言ったことを考えて行くべきではないかと思っています。

以上、私からの説明はこの基本的な理念を説明しましたけれど、次にメンバーを変えて具体的な代替案についてご説明します。

(対論者 A)

土木技術者として球磨川と川辺川の改修問題に関心を持っており、ダムの計画書などを目にして、色々中を見ていくうちに、疑問を持つに至り、自分で代替案と言いますか、こうしたらどうかというのを色々考えていくうちに、川辺川ダムというのは治水、利水、それから環境の面でやはり建設すべきではないかと私自身結論付けるに至りました。

総合的な治水対策で十分、治水対策は実施できるという風に考えています。最初にダムの洪水調節に対する疑問というのは、これは今、Dさんの方から波形の問題で詳しくはあったので、鍋底調節の問題もありましたが、私の方からは過去の洪水、6波形という波形で検討の対象が挙げられているわけですが、今昭和40年7月の雨というのが、オレンジで着色させ

ていただいた部分でございます。

これは非常に一つの山で研ぎっております、効果というのが顕著に出で来るんですけど、他のパターンの雨で計画を検討した場合どうなるのかということに疑問を持っています。先日、国土交通省が発表された資料の中では、この6洪水の全てに対して川辺川ダムは効果を発揮するということが発表されていますけれど、私が疑問に思うのは計画そのものに実際の6洪水の波形を使って検討し、計画を立てた場合にどうなるのかという疑問でございます。

それから次にダムの費用と効果という問題でございますけれど、これは難しい言葉で費用対効果と呼ばれておりますけれど、平たい言葉で言えば損と儲けという風にご説明すればいいかと思えます。例えば、ダムを造るのに建設費を使ったお金、これを平たく損、自分がお金を出す分ですから損したと考えていただければよいかと思えます。それによって効果がある、つまり被害が軽減されて、そこにお住まいの方々の生命や財産が救われたということを経験としますと、儲けが損を下回っては、やっても仕方がないと、そういうような一つの目安として割合が1を割るか割らないかということが一つの公共事業の目安となっておりますが、先程国土交通省の方から説明がありましたが、八代地区、中流地区、人吉地区でございます。それで3つの、ダムを造ることによって儲けの部分というのが八代地区で1,700億、中流地区で460億、人吉地区で930億、合計の3,090億円ということでございます。

それに対して川辺川ダムの事業費がその3つで1,900億ですか、ということでその3,900億を1,900億で割ると1.6倍位になるので、先日の評価委員会でも妥当ということでございますが、一つ疑問があるのは、先日、国土交通省で発表になられた八代地区に川辺川ダムを造らない場合に流れた計画の流量、すなわち、萩原地点で8,600tという流量があるわけでございますが、その時に、河川を縦割りといいますが、切った図ですが、例えばこの点線のところに堤防の線がこういう風に入っています。

こっちが下流で、こっちが上流ですが、それで水位を8,600tを流した場合に、計画のハイウォーターレベル(*3)より下回っていますが、ここの萩原の地点で、約1km程度で約40cm位ハイウォーターレベルをオーバーするということでございます。

そういうことであれば、ダムがなくて40cmオーバーすることであれば、その河道に対して手当てをすれば、八代地区に対する被害はなくなるということでございますので、先程の表のこの全体3,090億のうちの1,700億、これを八代地区の便益、儲けと言いましたがこの1,700億を引くと大体、7割くらいしかメリットがないということになりますので1を割り込んでいるわけですから、これをもう一度、再検討する必要があるということでございます。

それから、問題の掘削代替案ですが、例えば『川辺川ダムの事業について』という中では、掘削はできない。どうして出来ないかという川下りがあると。それから地下水が周辺で低下する、それから岩盤が固くて掘れないという大体三つくらいの理由が書いてあるが、球磨川下りは関係の方と協議をされて、例えば、バイパスを造ってある時期はあるところを通過していただけて下っていただくとか、あるいは場合によっては非常に観光客が少ない2月とかそういった特定の時期に10日とか1週間とかいう日にちを絞ってご協力いただくという中で進められないかということを考えている。

それから、中流部の改修のお話で肥薩線があるので莫大な費用がかかるとありますが、これは私の個人的な考えであります。例えば、思い切って鉄道をバスに切りかえたりということもできないのかと思えます。

(総合司会)

疑問とか再検討とか言っているもう時期ではないんですよ。あなたがそう主張するなら、少なくともやはりこうだからこうだということを明確に主張してください。お願いします。

(対論者 A)

それで人吉の掘削の話ですが、先程3mのパラペット(*4)が必要ということがありました、これが球磨川の縦断図でございます、大体人吉付近なんですが、丁度縦断図で見ると、この部分が斜線でしたところですけど、丁度盛り上がっているといいますが、全体の縦断図がここだけしかないのかわからないのですが、ここだけの話を見ると、2.5m位の掘削は可能ではないかと思えます。

それから後、地質の問題ですけど、四万十層という非常に固い層の上にあるということですけど、非常にきずが多くて断層体が多いという問題がありまして、もしも、直下で地震が起これることになりますと、ダムが決壊した場合だいたい時速90kmで洪水波が下流に押し寄せるといことになりまして、これを20km下の人吉まで大体14分で到達するということになるかと思えますが、それでは連絡とか避難体制を取ることができないという風に考えています。

あと最後に情報公開の問題ですが、洪水の実質的不等流計算の結果というのは出てきましたが、その検討に至った資料とかこれだけの便益があると計算した根拠とかダム事業そのものの根拠になっている資料をやはり公開すべきだろうと思えます。

新しい河川法では住民が参加して基本計画を策定するというものになっているわけございまして、是非、基本計画を作るために住民が参加していくべきではないかと思えます。以上でございます。

(総合司会)

あと残された時間が8分強でございます。

(対論者 E)

球磨川の治水と川辺川ダムについてということで簡単に代替案についてご説明します。まず、よく聞かれることは川辺川研究会というのはどういうところですかと聞かれますが、これは団体といっても民間団体で全てボランティア、手弁当によって研究調査をやっているグループです。ですから、今度発表した報告書に関しましても全てカンパによってボランティアによって出版されております。

それでは、まず、球磨川の総合治水ですけど、流域毎に対して今現状がどうなのかということと、その現状に対してどのような施策が必要なのかということを流域別に説明させていただきます。

八代地点ですが、これは国土交通省さんの話にもありましたが、まず、現在の状態でも80年に1回の大洪水といわれる基本高水流量(*5)、9,000立米、これを流下可能です。

そして、実は国の方の資料で言いますと、先ほど不等流(*6)計算の結果も出ていましたが、実は国土交通省さんが平成10年まで位に出されている事業説明図ですが、八代地区ではもし川辺川ダムを造らなかったら、120m位川幅を広げなければいけませんよと航空写真付きの資料が出ているんですけども、最近の主張では、八代については少し掘ればこういうことはせずに、流すことができる言う、突如として説明が変わってしまっているということの疑問があります。

ということで今現状の八代地区は、ダムがなくても洪水を十分に流下させることが可能です。

そして今八代地区でやるべきことは、既存の萩原堤防という重要な堤防があるんですけど、こういう既存の堤防を強化、整備をまず実施することです。

次。これが坂本とか球磨という山間中流部の現状ですけど、現状、かなり地盤の低いところがありまして、堤防や地盤嵩上げ工事は進められているが、まだまだ、工事未整備箇所が非常に多い地区です。

ですからもし、こういう地盤嵩上げが行われていない低い土地はどうなりますかと言うと、もし、仮に川辺川ダムが完成してもやはり水害に見舞われるんですよ。であればこういう未改修地区では、ダムが完成しても嵩上げを行わない限りは洪水が発生することを地元住民の方にきちんと説明してあるのかと疑問がある。

ですから、この山間中流部に対する必要な対策というのはやはり優先的な予算配分と早急な工事の実施。そして現行の嵩上げ高をダムで洪水調整しようとしている水位の分をもうちょっと嵩上げすることでダムがなくても、堤防、要は嵩上げができることになる。

そして、人吉地区の現状です。人吉地区は昭和40年7月に大水害があったんですけども、あれを契機に河川改修や川幅拡幅工事が随分進行しています。

しかしながら検証した結果、やはり基本高水流量7,000tというのを流下させるのにはまだ不足しています。ですから人吉地区にはどういう治水対策をしなければいけないかと言うと、やはり、部分的な河床掘削を実施することで流下能力をまず向上させる。そして一部低いところがありますので、部分的に堤防を1m嵩上げします。これは既存の堤防に1m嵩上げする工事でも可能かと思えます。

グラフを見ていただくとわかりますが、この赤は昭和40年7月の大洪水時の川幅と堤防の高さです。昭和40年のこの赤の状態では非常に川幅が狭くて堤防が低かったということで、昭和40年7月の洪水では緑のところまで来ている。ところが非常に改修が進んでおりまして、現状の川幅と堤防は黄色のところなんです。であれば、同じ流量が流れても当然水位は下がるという形になります。

川辺川研究会として、代替案の工事費を一応試算したところ、中流域の嵩上げ、追加嵩上げに対しては50億円、人吉の堤防嵩上げ、これは単純嵩上げ工法(*7)ですが約20億円ということで、ダム事業費の2,650億円に対して非常に安い金額でも国土交通省さんが言われる80年に1度の洪水の水量を流すことができる言う代替案が可能であるという結論に達しています。

川辺川ダムの治水効果ですが、先ほどお話がありましたが、要は流域の市町村の8割の人口を占める八代ではもう要らないですね。その8割を除外して計算すると費用対効果はわずか0.6に低下して事業をやる意味がなくなってしまうわけですよ。

ですから例えば、堤防嵩上げ、単純1m。国土交通省さんは余裕高(*8)を随分見ているから3.5mと言われているが、70億円から2,100億円までの色んな代替案は、どこのレベルをとるかというのは私たち住民が選択可能なわけですよ。やっぱり1m単純にあげようや、いや堤防を余裕を見て3m位高くしようや、それで2100億円かけようやというのは住民が選択できるような治水であると言うことで、住民の意向を無視した治水計画ではなく、ダムに頼らない安全で安価な治水対策をとることが可能であります。

もうひとつ非常に私たちが言いたいのは、もしダム建設が中止されても代替案工事でどのレベルの金額のものをやるのか、どこまでやるんだと言うのを山林整備などを通じて、やはり、地元の方々の雇用確保や経済活性化は当然やっていかなければならない。そして、国や県がもし中止する場合には今までずっとダムでしかないんだと言ってきた行政責任として残費用、総事業費の4,100億円のうちの後2,100億円程ありますので、全て2,000億円を使

えと言いませんが、この残費用の一部をぜひ五木村や相良村の今後の振興策に回して、やはり国としてはこういうことをぜひ考えていただきたいということを提起して発表を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(総合司会)

五木・相良の振興策に関しては本県の方からも触れることになるかと思いますが、いずれにしても議論をかみ合わせていただくために再度確認します。

今、この時点で検討すべきだとか疑問だとかいうことで物事を説明しないでください。自分たちが検討した結果、かくかくしかじかであつた、という風にやらないと、県民世論が非常に川辺川研究会の発表に対して動揺しているのも事実です。

特に球磨地域以外の県民がですね。これは事実です。その人たちに対する説明責任を国も果たすべきです。川辺川研究会も提案したその組織も責任があるということで、私どもは両者が集まってもらって企画しているという趣旨を十分わきまえて、今後、今からの対論では一問一答方式で具体的にどこがどう疑問なのか、じゃどこがおかしいのか、科学的にどうなのか。要は今、冒頭、知事が申しましたように、この地域の生命、財産を守るために大義は何なのかということを議論するための会議なのです。今日は、そういう真剣勝負の議論をしないと本当の実像は見えてこないということを両者に強く求めます。

まず、対論者側から国交省に対しての質問・確認、抽象的な意見は抜いてください。時間がもったいない。一人3分、お答えも3分。足りない場合は一般討論の中でも認めます。

5分という要望がありましたが、国側よろしいですが、はい5分、5分でお願いします。

4 - [3]討論 (その1)

(対論者 G)

活性化委員会の会長と人吉市議会で球磨川水系ダム問題対策特別委員会にも所属しており、その立場から発表したい。

まず、扇大臣は、川辺川ダム建設が必要な理由として、昭和38年に46人の死亡、昭和40年に災害による6人の死亡、昭和47年には2人の死亡確認と死亡者数を強調しておられますが、その根拠に大きな疑念を抱かざるを得ません。ここ数年来、国土交通省発表の資料に疑問を持ち、このたび、洪水による死亡者数に限って調べてみました。広報として熊本県発行の熊本県災害史、該当する年月日の熊本日日新聞を検証しました。その結果、昭和38年から57年にかけて、災害による死亡者数は、国土交通省発表81人、県災害史で54名、熊本新聞で48人となっていることを確認しました。各年度の災害と死亡者数、災害地点、死因は別表でまとめました。これらの資料によって明らかのように、亡くなった方々の死因の多くは、がけ崩れ、土砂崩れなどによるものであり、川辺川水系における洪水による死亡者は2人です。このことは既に今年3月県議会で自民党の議員が指摘をしたところでございます。

死亡者数の地域別の説明をさせていただきたい。まず、球磨川水系の水害による死亡者災害の状況ですが、全体的な球磨川水系の状況の図面が出ていたと思いますが、山津波で湯山(水上村)の方で6名、それと泉村で4名、栗鶴(五木村)が11名これもがけ崩れ、古麓(八代市)、これは八代の方でござい、今泉(坂本村)本流、このように私達は国土交通省が平成9年9月に発表した資料、川辺川ダム、この地図に落として検証した結果、ここでわかりのように、その殆どの死者が川辺川ダムの影響を受ける本流筋ではなく、全然影響を受けてい

ない、ダム予定地上流や支流の谷間の山津波とかがけ崩れなどによるものでございます。

(総合司会)

時間が来ましたので打ち切りです。公平にいきますので悪しからずご了承ください。

今、死者とか色々おっしゃったが、死者が出たこともさることながら、家屋の多くの損壊もあったというのは、それは数が多少の争いはあってもあったことは事実でございます。あなた方も有効に持ち時間を使わないと、論破できないんじゃないですか。

国交省は今の点について反論はありますか。

(国土交通省 A)

本日のお配りしている資料、『球磨川水系の治水について』という資料の10ページ、11ページでございます。ただ今のようなご指摘がございまして、本日お配りした資料の中で表がございまして、行方不明の内訳ということで例えば昭和29年、五木村2人、原因：濁流ということで、球磨村4人、原因：家屋流出等でございます。これにつきましては、熊本県災異誌、熊本県消防防災年報を基にいたしまして、国土交通省と熊本県河川課でできる限り調べて記載しているところでございます。

(総合司会)

次は、国交省側からどなたに何かご質問がございましてか。

(国土交通省 C)

川辺川研究会のレポートに対する、全体に対する質問でございます。これからいくつか出ますが、これから質問する点を先に述べさせていただきます。それで一個、一個ということでやらせていただきます。

まず、問題点でございますが、大きく二つございます。川辺川研究会の代替案の問題につきましては、まず、洪水に対する必要な安全度を確保していないという問題点、そして費用対効果面で例えば、資産の少ない中流部の方々の安全な生活の確保を切り捨てているという大きな問題がございます。

その中で技術的にいくつかのポイントがあるので、まず先にご紹介させていただきます。洪水を流下させる能力の計算につきまして、後ほど一問一答の時に指摘させていただきます。次に、堤防の高さについても問題がございますので、これも後ほど指摘させていただきます。そしてダムが安全に洪水を貯留できない、ダムが一杯になってしまうというご主張に対しても後ほどまた指摘させていただきます。

それでは、まず、5分ということでございますので、まず、第1点、堤防の高さについてご説明させていただきます。(OHPで)堤防の高さでございますが、先程、私、ちょっと説明の時に申し上げましたが、自然の川というのは一定の高さではございまして、例えば、研究会の方のレポートでは人吉の発船場の前のポイントですね、ここに水位を観測するものがございまして、それをういてそこで安全であると申されています。

場所によって水位は違います。また、堤防につきましては、今写真で出ていますが、水がうねっております。水がうねっておりますので法律(河川法第13条第2項。河川管理施設等構造令)でこの堤防については必要な高さを確保して、洪水を安全に流下させると、これは法律で決まっております。ですから、私ども住民の皆様の安全を預かる立場として、法律に従って安全に洪水を流すための必要な高さが必要と考えています。それが先程申しました1.5m

の高さでございます。そして、これがありますと3.5mという堤防の高さでございますが、そこで質問でございます。

まず、第1点、よしんばこの1.5mの高さがなくても堤防を1m上げると2mになった場合、橋がですね、球磨川に架かっている橋がそのままでは堤防にひっかかりますので、これを上げる必要がございます。これについて考慮されているのか。

第2点として実際の洪水の時にこのように波がうねったりして、堤防を越えて水が流れようとするそのような可能性がありますし、また、法律でもそのような高さを確保しなければいけない、住民の皆様のために確保しなければいけないというものを無視して果たしてそれで本当に住民の皆様の安全が確保できるとお思いなのか。これについて、まず、お尋ねしたいと思いません。

(総合司会)

(堤防の)高さや橋の架け替えについての2点でよろしいか。それと住民の選択ということではなく、法で決まっているという趣旨でしたね。この点についてどなたか明確にお答えは。

(人吉市の住民投票を求める会 I)

ただ今、治水に関しての技術論がもうこれで1時間やっております。会場にお越しになっている皆さんあるいは知事のご意向もそういうことを大事に捉えるはするものの、さらに根本的にこのダムに対する公共事業の在り方とか皆さんが素朴に会場にいる皆さんが思っている問題について、私は切り替えてちょっと質問したいと思っておりますのでよろしゅうございますか。

(総合司会)

ちょっとストップします。協議します。時間もストップさせます。

賛成派の方が非常に共鳴して代替案を言えとおっしゃっていますが、本人さんに与えられた時間内で説明責任と国交省さん方と具体的代替案を論破する時間が足りなくなると言いましたら、それでいいとおっしゃるので認めます。5分どうぞ。

(対論者 I)

まず、現在、一番、ダム事業の中で関心をもたれているのは会場のいる皆さんの中で海水面漁協の方、先日の漁協の方も、利水の方も色々な方がおられます。それを利水、治水、環境、色々な面からこの短い時間でお話することはまず、不可能でございます。

まず、私は簡単に国交省の方にお伺いします。自然再生型公共事業(*9)というのが小泉首相の諮問機関の中で既に10箇所以上やっていることはご存知と思います。こう言う中で川辺川事業だけ何故急いで、これだけ県民、あるいはここに県民と言われても、2,3千人は、180万県民の何パーセントでしょうか。この多くの人達がアンケートや色々で7割8割疑問を持っていることで国自体が政府中央の方では、既にそういう新しい自然再生型公共事業というものに一步踏み込む諮問機関、私的諮問機関も作っています。そういった中で何故ダムだけが治水の万能なのか。それ以外に、川を蛇行させたり、あるいは、自然に回復させるような事業が欧米で既に始まっています。また、自然の回帰志向というのは世界を通じて・・・

(総合司会)

ストップ。今、異議の申し出がありました。質問に一問一答方式と申し上げましたが、はいと手を上げられ、ああ言う話を始められました。私が止めました。回りの人に、時間足りなく

なりますけどいいですねと申し上げたら、いいとおっしゃったから認めました。

今、異議が来ました、やはり答えさせてくれと。従いまして、国土交通省の質問に対して明快に答えられる人、一問一答方式といっていますので、結局ここは、議論を深める場ですから、相手の追求に対してちゃんと答えることが大事です。

(対論者 D)

これに関しましては、我々の方で限られた資料でありますけど、断面の不等流計算を実施いたしまして、まず、人吉で何トン流れるかという検証と、あと我々の方で代替案ということで部分的な掘削と堤防の嵩上げという2つを上げた、この2つの組み合わせで全体的に嵩上げをするわけではない、全体的に掘削をするわけではない。要するに嵩上げができないところは掘削による対処、掘削ができないところは部分的な堤防嵩上げ、これで一体どれ位の流量が確保できるんだろうということを不等流計算という、一般的に水位を求める計算で検討しております。

まず、一点は、人吉地点の流下能力は、現況河道でまず、4,700トンというのが我々の結論であります。次に、部分的な掘削と堤防嵩上げをこれをいくつか組み合わせた結果流れる流量が、こちらの資料で5,800トンという形で計算しております。これにつきましては、これは我々の計算であります。基本的に断面データというのは国交省さんが持っていて、最近のデータ我々はいたいていありません、ただ、過去の調査データ等から断面データを再現してやっております。これについては強く計算根拠の計算データを要望して再度計算したいですが、5,800トンが流れていることによって先程の橋梁の架け替え等が発生しないという結論に達しております。

あと、先程、人吉市街が全体的に堤防を2.5m上げるという話でしたが、まず、例えば、「八代50年史」、八代工事事務所が出している50年史、ここでは人吉市街についてどう書かれているかと申しますと、人吉市街が全体的に地盤は高いことによって、洪水氾濫による越流は発生しないと八代50年史という国土交通省さんの資料で出ております。

それで、先程のような局所的な場所で2.5mも出しますとすごい大変なようなイメージがありますけど、我々は、あくまでもそういったところを掘削と堤防強化の二つを組み交わすことによって排水の影響を考慮して、水位を下げる、それで安全に流下させるということでございます、そこをご理解いただきたいと思います。

(総合司会)

これから名前だけ名乗ってください。報道から要請がありました。お名前がわかる方が有り難いと。これからは交互にいくということでもあります。今、テーマが一つに絞られつつありますから。司会に任せてください。場合によっては延長も柔軟に対応しますから。議論を掘り下げることが目的でありますから。

(国土交通省 B)

人吉地区の現在の河道で、毎秒3,900トン、これは毎秒4,000トンが計画でございますが、若干少のうございませうが、流量が流れた場合の水面形でございます。この折れ曲がっている線のところが水面形で、計画の高さに極めて接近していることが見ていただくと存じます。これに対して、毎秒6,600トンというのを流したのがこの水面形になります。先程の水面形はこのハイウォーターレベルの下の方の線に極めて近かったところでございます、これが約2.5m上昇するというところでございます。

これは何かと申しますと、もし、川辺川ダムができなければ人吉地点で約2.5m水位が

高い状態になると、それへの対応としては堤防の嵩上げが必要となってくると言うことでございます。以上です。

(総合司会)

各論を具体的に客観的具體性を追求するという立場でやってください。抽象論はできるだけ省略してください。

(対論者 D)

ちょっと議論がかみ合っていないところがありますが、要するに今、現況河道で流すと2.5m上がるということを国交省さんが言っておるわけで、現況河道だと、我々4,700トン、国交省さん3,900トンと言っておりますが、これに対して部分的な拡幅と掘削をやると実際はハイウォーターレベルで、点線が計算水位ですけれど、5,800トンの流量が流れると言っているわけで、これに対して疑義があれば不等流計算、実際、国交省さんのデータを隠してないで出してください。我々と一緒に検証しましょうということをお願いしたいと思います。

(総合司会)

このままにしておくと、この論議が中途半端に終わるということです。今、こちら側はデータを出してくださいという要求をなされたんですよ、だったら、国交省はこれに対して答える義務があります。

(国土交通省 B)

データにつきましては、必要に応じてこれまでも出してきてございます。ちなみに人吉地区につきましては、粗度係数(*10)、断面のデータ等も先日県政記者クラブへファックスで送るという形で出させていただいております。

ちなみに本日の説明資料『川辺川ダム事業について』の55ページ、56ページ、57ページが人吉地点の横断図でございます。

(総合司会)

対論者側からこういうデータは今日始めて出てきたと、これを出してくれという要請があるが、これについては、国交省は、一言、応じますか、出せますか。(国交省了解。)

はい、この問題についてはこれで閉めます。

橋の高さについて、(堤防を上げると)橋の架け替えをしなければならないという点については。

(対論者 A)

Dさんの方から説明があったのは、部分的な掘削とそれから部分的な堤防の嵩上げです。これによって対応できるということを実際に計算をしてみているわけでもございまして、例えば、今、お話がありました『川辺川ダム事業について』54ページの人吉地区の水面が、これは今日、初めて見たわけですが、2.5mですか、ハイウォーターレベルの線からオーバーしているということでもございましてということですので、この不等流計算というのは下流のどこからスタートするかでこの水位の計算がずーとその後上がっていくわけですから、私が申し上げているのは、人吉の部分で、最後に非常に落差がありまして河床が下がっているわけですから、こういったネックのところを下げれば、十分にこのスタートラインの線が下がって

くるわけですし、その下がったところから、不等流計算をスタートすれば、こんな極端な水面の上昇にはならないのではないかと、そう言った意味で橋の嵩上げが問題にならないような部分的な組み合わせによって、対応していったらいかがでしょうかという具体的な提案でございます。

(総合司会)

会場の方から、先程、私に対して強引なやり方とおっしゃいますが、今日は時間も無いし、今日のお願いは、治水がダムによるのが妥当か否かを掘り下げるのがメイン、これがなくなれば、他の関連する課題もなくなるわけでございます。ダムの必要性は掘り下げる必要があるというのは記者会見でも申しましたので、そこら辺はご理解ください。

(国土交通省 A)

今の議論は、数字的な話で分かり難いと思いますけれど、単純に言えば河道に我々が流れていると考えている4,000トン、実はダムがなければ3,000トン加わるわけです。それをちょっと掘れば流れるとかの議論はなかなか今数字でご説明できませんが、感覚的に考えて非常に難しいと。それをやるためには堤防を嵩上げしなければならない、掘らないとすると上げる、上げるとすれば道路から橋から全部を嵩上げしなければならないというのが我々の主張ですから、感覚的に言って4,000トンを3,000トンプラスすれば相当掘らなければ、一部を掘れば流れるということにはならないだろうということです。

(総合司会)

論議が空中でばらばらになるといけないので、焦点毎にっています。ご了承ください。

(対論者 E)

国土交通省さんに質問。2点ありますが、まず、1点、現状、熊本市を流れる白川、白川は河道整備をやられていると思いますが、これが70万都市の熊本市を守る治水計画が30年に一度の洪水をどうにか守る、長期計画は150年ですが、今30分の一で進んでいると思うんですが、70万都市の熊本が30分の一で進んでいると、今、八代を含めた流域を80分の一で計画されているという違いが何なのかということご説明いただければと思います。

(国土交通省 A)

私、以前熊本工事事務所にいました。白川についてのお尋ねですのでお答えします。白川は過去に大洪水がございました。それを契機に今改修を進めていますが、今、150年に1度の洪水に対する計画を立てています。ただし、一遍にそれはできませんので、当面、30分の一の代替案まで、まだ、(現状は)10分の一の安全度しかないですね。何故か、それは市街地で掘削がなかなかできない。あそこも(立野に)ダムを造ります。しかし、河道とダムの組み合わせで今治水をやろうとしていますが、実際掘れないでずっと止まっていた、ですからせめて30分の1位にするのが今ようやく起こったということで、今、国土交通省の河川局長は全国の中で一番怖いのは白川じゃないかとも言っております。

それはあれだけの都市にあれだけの人口がいて、まだ、10分の一、20年に一度の洪水にしか対応できないということなんです。それに対して球磨川は、現在それよりは安全度があがっている、4,000トンの河道というのができていると。しかし、白川は150年に1度位の洪水に対処しようと、今、資料の川辺川ダムQ&Aの14ページを見てください。それに全国の1級河川、主要河川の治水安全度(*11)があります。左の軸に200年に一度、150年に

一度の洪水に対応するという軸がのっている。この軸で見ていただきますと、利根川とか淀川とか大きな川は200年に一度の大きな洪水に対応とします。途中、150年に一度この中に白川があります。そして球磨川、右の方に赤い線があります。80年に一度の洪水しか対応できない。何故か、それは市房ダムを造っても、この人吉盆地が大きいために、大きなダムがあそこできない、ですからダムでカットできないで河道をようやくとったと、それでも対応できない、ですから川辺川にダムを造ってできるだけそこで貯めて、河道の有効活用を図ろうと言うのが計画でありまして、白川は30分の一にするのはしかたなく、当面、そう考えざるを得ないというところでございます。以上です。

(総合司会)

白川のことはこれくらいにしたいと思います。今、川辺川、球磨川のことを論議していますので、今、質問があったからお答えいただいたということで。

(対論者 J)

私は、市民団体の一員として、国土交通省に説明責任を求めて質問したい。先程、川辺川研究会の方から川辺川ダムはかえって危険だと言う指摘がありましたのでそれに沿って、質問です。

一つは水害体験者の会が以前から疑問としていることを質問しますが、7.3水害ですね、昭和40年の、最大瞬間流量時、球磨川の人吉市における最高水位は、6.7m、洪水水位を1.58mもオーバーしていました。これは記録写真によっても明らかです。ですが、その後の建設省発表では、5.05m だったとしています。何故、水位が変わったのかということを経験からの疑問ですので明快に答えていただきたい。

2点目です、川辺川ダムは非常用水門というのができますね、4門。上部に大きな巨大な水門があります。これは、1秒間に5,160立米、5,160トンを通せる能力があると、先程、国土交通省さんも言っておりましたけれど、人吉市は大体4,000トンの流下能力程度では、4,000トンしかはけない、それなのに上流に5,160トンも出せるものを造ると言うことは頭の上に、大変なものを抱えるということになる。これに加えて、市房ダムが放流するわけでご覧になって、両方合わせれば1万トン近い量が一度に流れる可能性がある、国土交通省さんはその能力はあっても絶対に出さないんだと。入ってくる以上のものは出さないんだとおっしゃいますが、物理的に出せるわけですから、それは失敗もあり得るわけですし、それを何故造るのか。これに関連して、川辺川ダム地点で過去最大の流量は何立米だったのか。1秒間に。それから市房ダムの最大可能放流量はいくらか、その合計が人吉に押し寄せてくるわけですから。その点を含めてお答えを。

川辺川ダム計画地点より上流の砂防ダムはいくつあるのか、いくつまで増やす計画か。砂防ダムの目的は川辺川ダムに砂が貯まらないようにするためと理解しているが、そういうことなのか。それから砂防ダムは、やはり川をせき止めるわけですから、当然、球磨川漁協の同意が必要だと思いますが、同意を得て造ってあるのか。以上3点です。

(国土交通省 C)

まず、洪水の水位の問題ですが、これは確か、本年4月に人吉市の住民説明会で質問をいただいて、その時にも資料をお渡ししました。本日その資料は持っていませんが、わかりやすく答えますと、水位を測る棒がございまして。それぞれの地点に、0センチから上がって行きます。ここから0センチで始まる所と、ここらへんで0センチで始まる所、まちまちでござ

います。ですから、同じ点で始まったところで1mも2mも違っていたらおかしいんじゃないかと。それはそうかもしれませんが、ここから始まっているところが例えば5.2mで、ここから始まっているところが6.2mだったらそれはおかしくないはず。それは今まで説明しなかったわけではないので、4月の住民説明会でもやりましたが、参加者が一ヶ所30、40人程度で12ヶ所位で人吉全域の方に周知徹底できませんでしたが、そのときにきちんとお答えしておりますし、資料も渡してあります。その現象は0センチから始まる高さが違う、何故かという水位計を置いている場所が違うということでご理解いただきたい。

(国土交通省 A)

2点目にお答えします。ダムは非常用洪水吐(*12)がございます。どんなものでも計画を超えるものが必ず来ます。皆さんも家を建てたら、地震が来たら絶対壊れない家はございません。ですから、それを壊さないために色んなことをやっているわけです。ダムでは計画を越える水が来たらたまった水は流さないけれど、それ以上の水がきてダムが壊れるよりは、それまでの効果があるわけだから、それはそのとおりにして、入ってきた水を流します。それは貯まった水ではなくて、ダムがあろうがなかろうが流れてきた水を流すということでは仕方がないんです。完全はないんですね。ですからそういうものを付けて、しかしダムに貯まった水を流さないために、ダムを壊さないために非常用洪水吐があるとご理解ください。

それから、砂防ダムのご説明がありました。昭和40年の洪水で川辺川に大量の土砂が出ました。たくさんの沢から崖が崩れ土砂がきます。それで家も潰されたことがあったわけですが、その土砂を溜めるために、砂防ダムを作ろうとしています。ただ、ご指摘のように今砂防ダムで作りますと土砂が止まるのではないかというお話しがあります。ですから、今我々は安全を守りながらどうやってそういう河床が上昇したものを防ごうかということだと思えます。そのためには、砂防に溜まった土砂を徐々に流すということ、例えばスリットのダムを作ります。そうすると、いっぺんに流していた土砂が、最初はばんと溜まりますが、後で徐々に流れてくるということもやっております。こういうのを透過型ダムといって、一部もう始まっております。しかし、砂防の問題は、沢のすぐそばに家があったりするとなかなかそれはできません。家があるということはそういうことができないということをご理解下さい。ですから今我々は、ダムとも同時に砂防もやっていますが、それはそういう実状があってやっていますので、安全と環境というものをどう調和していくか、それはこれからの課題ですし、今やっているところであります。以上でございます。

(総合司会)

今2つ答えられたですね。だから3つ終わったのですか。もう一個は何でしたか。球磨川の昭和40年水害がなんかとかいっておられました。何かありますか。答えは。

(国土交通省 C)

再びCでございます。今、昭和40年水害の話がございましたので、昭和40年水害の時の市房ダム、これは熊本県さんの管理の施設でございますが、私どももよくご質問を受けて、お答え慣れしているので私どもの方からお答えさせていただきます。

我々もよく住民説明会の中で、ダムは危ないと、なぜ危ないかという昭和40年の洪水は市房ダムが必要以上に、要するにダムに入ってきた水よりも多くの水を流したおかげで人吉で洪水の被害があったというご意見がございます。これにつきましては、私ども熊本県さんからその当時のデータをきちんといただきまして整理いたしております。

今日お配りしておりますこのQ & Aの35ページをご覧ください。35ページでございます。よろしいでしょうか。オレンジ色の線が昭和40年水害の時に市房ダムに流れ込んできた洪水の量でございます。最大で毎秒862トンが流れ込んでまいりました。ちなみに、この下の青い線がございますが、今どの絵が出てますでしょうか、この青い線が実際に市房ダムから下流に放流した量でございます。これを見ていただければわかりますとおり、862トン流れてきたものに対して、521トンまで絞って、すなわち、合計340トン絞って流していったということでございます。これにつきましては、この時、何か市房ダムがあふれていたとかそういう話もございしますが、先日、熊本大学の先生に現地ヒアリングしていただきまして、水上村の方ですとか、当時のダム管理事務所の方にご確認させていただきましたが、そのような事実はないということでございます。

また、市房ダム、昭和38年からこの現在まで、ここでは平成11年までデータをいれておりますが、この全体の線が流れ込んできた洪水の量でございますので、ブルーが下流の方に流した洪水の量でございますので、この肌色の部分が市房ダムで洪水を止めて、下流への洪水被害を軽減したということでございます。たぶん、この中で錦町とか多良木町とかの方でお年を召されている方であれば、昭和40年の洪水の時に錦町や多良木町で人吉が大洪水になるようなそんなすごい洪水がおこったかというのをご記憶ある方はお解りになると思いますが、決して市房ダムが多大な放流をして洪水を引き起こしたものではないということでございます。また、それにつきましては、情報公開ということでございまして、この今日もお配りをしておりますが『球磨川水系の治水について』という冊子の方に134ページからでございますが、当時の操作記録、これは熊本県さんからご提供いただきました。熊本県さんのご了解をいただいてご提供しておりますが、その時の実際に管理していた方が手書きで書いた記録、また、その後落ち着いた段階できちんと時間毎に整理した記録も乗せて皆様にお配りしております。それを、見ていただきましても、決して我々国土交通省も熊本県も住民の皆様の災害を助長するようなことをやっているわけではない、皆様の安全を、安全な生活を確保するために、私どもも熊本県さんも行政として一生懸命がんばっているということをご理解いただきたいと思います。説明終わります。

(総合司会)

はい、これに対して代表者側から、はい、いいですか。

何に対する答えを求めるか、明確に、まだ答えが足りませんか？

(対論者 J)

あの、先程質問した点に答えてもらってないので、もう一度繰り返しますと。

(総合司会)

コンパクトに何と何を、砂防ダムの関係と・・・

(対論者 J)

私が言いますから、それを、ちょっと黙って下さい。

川辺川ダム地点で過去最大の流量はいくつかと、何立米と聞いたのですよ。

川辺川ダム地点で過去最大の流量を聞いているのです。それから、市房ダムの最大可能放流量はいくらかと聞きましたよね。その二つが流れてくる可能性があるんですよということです。ここにちゃんとメモがありますから聞いているのです。

それから3点目の砂防ダム、これについては、砂防ダムは今いくつ作っていますかと、それ

からいくつまで増やす計画がありますかと、砂防ダムの目的は川辺川ダムに砂が溜まらないようにするためと理解しているがそれで間違いはないか。漁協の同意を得て作っているかという点です。具体的にお答え下さい。

(総合司会)

あの、ちょっと砂防ダムというのは所管がかなり違うのでは。どうなんですか、砂防ダムは国土交通省が全部所管しているのですか。それだけ教えてください。まず。

(国土交通省 A)

全部ではありませんが、直轄事業は川辺川工事事務所で所管しております。

(総合司会)

把握しておりますか？

(国土交通省 A)

砂防ダムを造っております。

(総合司会)

そうですね。じゃあどうぞ。わかるならどうぞ。

(国土交通省 A)

現在ですね、砂防ダムはこの昭和40年水害を契機としまして約90基ほどを作っております。で、これは先程言いましたその川に土砂が出て土砂が溜まることによって川底が上がっちゃう、上がることによって洪水が起きるということを防ぐためにやっておりますが、今90基ほど出来ております。で、当時は大量の土砂が出ましたので、だいたいあと倍くらい作る計画になっておりましたが、現在見直しております。それはどういうことかということ、下流に土砂も流せということもありますので、いろんな形で今見直してるとというのが1点です。それから、漁協の了解をとっているかということですが、砂防では基本的には今防災工事ということで、特に一個一個漁協の了解をとっているというには理解していません。それでいいですね。あとは何でしたでしょうかね。

(国土交通省 G)

国土交通省のGです。川辺川上流の砂防ダムの数ですが、約90基が今整備されております。全体計画といたしましては、約230基を整備する予定であります。

(国土交通省 C)

川辺川ダム地点での最大流量につきましては、今手元に資料がございませんのですぐに帰りまして資料を整えてご返事いたします。よろしいでしょうか。

(総合司会)

分かりました。ちょっとすいません。私、横だから少し聞き取りづらいのもありますが、会場の皆さんはよく聞き取りやすいですか？少し間をおいて話をするような感じでお願いします。よろしくどうぞ。

(国土交通省 B)

国土交通省のBでございますが、川辺川ダム建設事業Q & Aの資料、この資料の36ページをちょっとめくっていただきたいと存じますが、この資料にグラフが書いてございます。市房ダム洪水調節実績、昭和38年から平成11年ということでございまして、昭和38年以降のデータでございますけど、この中で見る限りにおいては、昭和46年8月5日の洪水、1200トン弱でございます。これが最大の流入量でございます。昭和46年8月5日というのが一番あの流入量が多くなっている洪水でございます。1,200トン弱でございますね。

(総合司会)

はい、まだ確認がありますか。はい、じゃあどうぞ。

(対論者 J)

川辺川ダム計画地点での過去最大の流量は1,200t、1,200tですか？

(国土交通省 B)

市房ダムでございます。

(対論者 J)

市房ダムが1200t。

(国土交通省 B)

川辺川ダムの柳瀬地点の流量につきましては、ちょっと今これからちょっと調べますので、ちょっとお待ちいただいてよろしいでしょうか。

(対論者 J)

つまり言いたいのはですね、その過去最大の流量は5160トンも無いだろうということを言いたいわけです。それで、現在の流量、流れる最大の流量よりもですね、過去最大の流量よりも大きいものを意図的に作って流すことになりますよと・・・

(総合司会)

もしもし、あの、やり取りを相互にこうこうやるんじゃないくて、こちらからですね、これとこれとこれについて、そういう進め方をご協力お願いします。

それでじゃあ、今のお尋ねにどなたか国交省側、はい。

(国土交通省 B)

国土交通省のBでございます。川辺川ダムの計画におきましては、80年に一回の洪水、これが毎秒3,520立方メートルでございますけれども、3,520立方メートルがダムに流入して、そのうち毎秒3,300立方メートルをダムに溜めて、毎秒200立方メートルを放流することといたしてございます。このために必要な放流施設として非常用洪水吐を設置することとしております。

しかし、まあ河川法第13条第2項の規定に基づく河川管理施策等構造令という政令がございます。この政令第2条第1項第3号に設計高水流量(*13)ということが定められてございまして、その設計洪水流量が先程からお話しに出ております5,160立方メートル、川辺川ダムで5160立方メートルということになるということでございます。以上でございます。

(総合司会)

はい、ちょっと両方あれですが。調整していただけますか？前、後ろ・・・今の国交省に対してのことは・・・ちょっとすみません。聞き取れないものでこちらの会話が、ちょっと静かに。マイクが通りませんね。あれは。両方から言い合うからわからなくなります。すみません。マイクをどうぞ。

(対論者 J)

えっと、3,500tというようなことでしたので、川辺川ダム地点のその計画流入量ですが、それよりもはるかに大きい5,160トンというものをダムを作って、ため込んで一度に出される危険性があるということは事実ですよ。それで先程Aさん、あのダムが壊れると大変なことになるので、そういう非常用水門を作るんだと。作らなければ壊れないわけですから、わざわざ危険なものを作る必要はないということですね。ええ一応そこまでにしときます今回。私としては、まだ質問関連があるかもしれませんが。それから漁協の同意は必要なんですか結局。あの一砂防ダム。

(総合司会)

ちょっとあの一こっちにいうときはおっしゃってください。どうぞ会場の多くの聴衆に訴えるように話してください。

(対論者 J)

砂防ダムが90いくつですか、今造られていますね。国土交通省所管でしょう？これは川辺川ダムを作るために、結局底に砂が溜まらないようにするために砂防ダムを作るわけですよ。そして230基まで増やすと、川は分断されていくわけですね、生態系もその部分しか、何百メートル単位でしか行き来できないと、生息できないと、漁場もないという環境が作られていくわけです。階段状に川はなっていくわけですね。それで、それは漁協の同意を得て作っているんですかという質問です。

(総合司会)

はい、マイクをお返し下さい。次、国交省側。はい。コンパクトにお願いします。かつ明確な根拠を示しながらお願いします。

(国土交通省 A)

要は、何トンの水をカットするかという計画があるのと同時に、そのダムが壊れないようにするために、もっと大きい洪水が来たときの対処も考えないということなので流量が違うのです。ですから、計画上80年に1度の洪水をカットするためには3千何トン流れてきますねと、それはだいたいカットしてなんとしても流せませんよ。しかしもっと大きい洪水、100年、200年、こういう洪水が来たときにダムは大丈夫ですかという問題が起こります。ですから、もっと大きい洪水、5,000トンぐらいまで来てもダムは壊れないということのためにそういう流量でセットし、でもそれは貯められませんので流しますが、ダムは壊しませんということになっております。まあ、ダムがなきゃ流れないじゃないかということですが、ダムが無くても200年に1度の洪水がくれば、その水は下流に流れます。

それから2点目です。砂防ダムの件。これはあの防災事業ということでやっております。地

元の要望に基づいてやっておりますので基本的に漁業権についてご了解はとっておりませんが、それについては異論があるかもしれません。ただ、現在のところ事実として(了承を)とらないで進めております。

それから、砂防ダムの計画があります。これは先程言いましたように、まだ、川辺川ダムがどうなるかわからない状態で作っておりますので、たくさんの(砂防)ダムが計画されております。しかし、現時点では、川辺川ダムの計画の中では、砂防ダムのことを考慮して堆砂量は決めております。ですからそういうことの調整を今やっているということでございます。以上でございます。

(総合司会)

わかりました。これに対しては、あの一応、対論者側、はい、お名前を名乗って。マイクをお届けして下さい。

(対論者 D)

Dです。先程ですね、説明でカットされてしまったところがあるんですけども、要するにダムが起す洪水の被害の危険性ということで3点を説明したと思います。一つは急激な水位上昇、あともう一つはダムに頼る河道整備が被害の拡大、でもう一つ、最後のやつがカットされたのですが、ダムによる過剰放流ですね。ここについて、先程過剰放流については流入量以上の放流はしないと、また再度そういう説明をされていまして、この説明をさせていただきながら、答えを聞きたいと思います。じゃあ次をお願いします。ダム管理者はどういうふうな形でダム放流をするかということですね、ダムの流入量が、いまこう下がったわけですけども、その現時点で基本的にはその流入量イコールの放流量となりますが、なるように放流しようとするわけですけども、ダムが満杯にあふれそうな時ですね、これは皆さんも考えてもらうとわかるんですが流入量と放流量と同じということは、水位はもう変わらないということですね、入ってくる量と水が出ていく量が同じ、これあふれそうになる時というのは本来はなるべく避けたい、そのために過剰放流するような危険性があるということをいっているわけです。この流入量というのがくせ者で、この流入量というのがリアルタイムにまるでわかるようにして、国交省はそのゲートを操作して放流量を流すといいますが、実際的には流入量というのはリアルタイムにはわかりません。

次、行ってください。流入量をどのように把握するかということですね、要するに入ってきた水はわからないのです。ただ放流した水はわかると。そのあと10分後ぐらいに水位が増えれば、同じだったら流入イコール放流だったねと、あるいは減ってればそれはもう過剰放流ですね。要するに減る分は吐いたわけですから、上がれば、まあそれは貯めたということで。要するにこの10分後の流入量、今の流入量はわからないということで、10分前の流入量から今の流入量を予測して放流する、これが現状です。次。その流入量は結果として今ピークは過ぎたとありますと、そこにダムによる過剰放流ですね、ダムが満杯になるときにその流入量を少しでもイコールにならそうとしたときに過剰放流が発生するということです。次。洪水がダムを越流すると一番危険なのは、ダムの決壊の危険です。ダム管理者は少しでも、ダム水位を下げるべくダムを守るためにそのために非常洪水吐で5,000トンも流すものがあります。過剰放流をせざるを得ないということですよ。

次。川辺川ダムでは、じゃあそれが一体どういうことが現実になって起るのかということですよ。10分間放流、予測をして放流するわけですよ。その時に、例えば貯水が減ったとして15センチ、私のこの手で示す15センチ低下、これはどういう現象かということ、1000トンの

過剰放流、人吉4000トンの中でプラス1000トンの過剰放流が値するわけです。こういった事態が発生すると。要するに、結果的に貯水量わずか数センチですね、この変動だけで、数百トン規模の過剰放流、こういったことが起こり得るということでもあります。この流入予測につきましてはですね、確かに国交省さんは今懸命に予測の精度を向上したり、あるいはその水位をリアルタイムに測るようなことをされておりますけれども、今の現状の予測技術は、そこまでやはり到達してないところもある。ということでこういったダムのもたらす過剰放流、まあこれ以外にもあと2点あるわけですが、先程言いました急激な水位の上昇と、あとその河道整地が低く押さえられるために起こる洪水、この3つが危険ということなんです。特に先程の過剰放流について、流入量と放流量ということをいっていただきましたので、ここは再度ですね我々の主張を述べたいと思います。

(総合司会)

あと、ちょっとお待ち下さい。また続けますが、皆さんももう2時間以上ですので、国交省から言ってそれからまたこちらに・・・一回国交省に答えさせてもらっていいですか。いいですか。ちょっと待って下さい。国交省に答えさせてもらってですね、じゃあ国交省は何かあれば今のお話しに対して、今回答を。今言われたからそれに対する国交省としての考え方を具体的にということやって下さい。その上で、一回休憩を入れますので。

(国土交通省 B)

国土交通省のBでございます。ただいまのお話しでございますけど、まず、ダムへの流入量、標準は10分間の平均的な値でございますけれども、最近では1分毎の測定値により流入量を求めるということが可能でございますので、川辺川ダムにおきましてもこうした方法で流入量を求める、更にダムの操作を円滑に行うために雨量水位データのオンライン化、気象衛星それぞれの観測システム等、最近の最新情報機器を用いてやっていくこととしておりますので、実用上の問題は生じないというふうに考えてございます。

また、ダムからの放流の問題につきましては、本日お手元にお配りしてございます川辺川ダム建設事業Q&A33ページに図が入って詳しく説明してございまして、その説明については割愛させていただきますが、いずれにいたしましてもダムからの放流操作によりまして、上流から自然に流れてくる水量以上に下流に流すということはございません。以上でございます。

(総合司会)

はい。いろいろまだ引き続き主張したいことがあるかと思いますが、ここで一旦休憩をはさみたいと思います。3時40分まで休憩をいたします。3時40分から開始します。あのお手洗いが少し少のうございます。あの屋外に、私から向かって、舞台から左側に仮設トイレ10基も用意してあります。

(休憩)

4 - [3]討論 (その2)

(総合司会)

恐れ入ります。3時40分になりましたのでお席の方にお着き下さい。40分になりましたのでお席の方にどうぞお着き下さい。お願いします。お手洗いが大変混雑していますので、大

変申し訳ございません。恐縮でございます。

一部まだお戻りでない方もいらっしゃると思いますが始めさせていただきます。先程来からいろいろ議論が伯仲しております。ただどうしても議論の噛み合わせが悪いのかなという感じは私も痛感しております。どうぞあの、今日お見えの皆様、あるいはインターネットでご覧の皆様にお問い合わせのように、分かり易くご説明と対論を重ねていただければ大変有り難い。そのために私からのご提案でございますが、質問は一人2視点での質問と言うことで集約していただきたいと思っております。それでよろしゅうございますか。あの、お一人の方が1回につき2項目ぐらいに絞って聞いていただくようにしていただけませんか。するとお互い1点目のあれにはこうだ、2点目のあれにはこうだというふうなお答え方を明快にさせていただいた方が今日ご参加の皆様にも分かり易いのかなと思いますのでよろしくご協力をお願いいたします。それでは、今度是对論者から、はいどうぞ。

(対論者 E)

川辺川研究会のEです。実はですね、国土交通省さん、今まで資料を随分出しているといっ
てらっしゃいますけどですね、私たちがですね、こないだ11月5日にこの報告書を出して代
替えが可能であるという可能性を提示しております。これでですね、初めてやはりいろんな資
料を出していただいています。ちょっと簡単にですね国土交通省さん今まで出した中で、初め
て出させていただいた資料がこないだあるんですけども、私たちが代替案を出したからこそ出
てきた資料をちょっと見ていただくと、ちょっと非常に見づらいのですけども、不等流計算の
資料なんですけど、これ八代萩原というところですね、川辺川ダムが無かった場合に流れる流
量の不等流計算の式を初めて国土交通省さんは出されました。これは、川辺川研究会が出した
治水の代案が可能であるということを出して、やはりこれはまずいと思われて出されたと思
うんですけども、これがですねこれちょっと赤、私が色塗っているのがわかりますか、赤いと
ころが非常に問題なんですけども、この初めて出てきた資料で、どういう面白いことが読めるか
というのを皆さんにご紹介しておきますと、この赤いところが先程だから、今ちょっと黄色に
してんですけど、ここがあるから八代では川辺川ダムの流量は流れないんだ、こちらは9,0
00t流れますと言ってるんですけど、国土交通省さんは6,900tしか流れませんというの
を言われてるのがこの資料なんですけども、この資料で実は読めるのが初めて出てきたとき私
はびっくりしたんですけど、この頭が出ているところというのが、これがですね。この計画水
位よりも40cmだけ水位がこの区間だけぽこっと上がるんです。ここが約1km、1km
にわたって計画水位がちょっと40cm上がると、じゃあここで洪水が起こってしまうのかと
いうとそうではありません。この上の点線を見ていただくと、これは堤防の計画高なんですけど
、ここは洪水水位から1.5mは余裕を見てあるわけなんですよ。ですからこれぽこっと出
てますが、実はまだ堤防の計画の高さまで1.1mも余裕があるんですよ。国土交通省さん
は、先程も1.5mないからだめだと3mも(発泡スチロールを)積まれてますけど、実は計
画の高さが1.5mなんですけど、実際、現地の堤防は計画よりも更に50cm高い堤防を実は
築提していただいているんですよ、国土交通省さんに。ということはどういうことかという
と、このグラフから見ても既に現況堤防は1.5m以上の余裕があるんですよ。ですからこう
いう資料が、私たちがボランティアでやりながらこういうのをやっとな出してきていただいた。
今日、国土交通省さんは事業説明資料ということでこれを出されていますけど、これは非常に今日
初めて見てびっくりする資料がいくつか入れてあったんですけども、ぜひこれは持ち帰って、川
辺川研究会としてはぜひ詳細に検討させていただきたいということで非常に面白いデータが
どうも入っているようです。これに関しては、私ども今日初めて見た資料で検証が十分ではあ

りませんので、次回、ぜひまたこういう機会を公開で作っていただいて徹底的に討論をお約束していただけるかどうかということをご確認させていただきたいということで私の質問を終わらせていただきます。

(総合司会)

この会をもう一回というものについては、今日は県が主催ですので私どもの方からお答えします。もう一回という約束を今日することは差し控えさせていただきます。以上です。

中身については国土交通省の方からお願いします。答えを。

(国土交通省 B)

国土交通省のBでございます。ただ今、まず冒頭にデータの提供のお話しがございましたけれども・・・

(総合司会)

あのーすみません。少し声がこもるものですから何を言われているか私がメモをとれないんですよ。申し訳ないですが、ちょっとはっきり・・・私の方を向かなくてけっこうですからあっちを向いて・・・

(国土交通省 B)

データ提供のお話しがございましたが、データの提供につきましてはこれはお話しがあればデータを提供するというごことですので、今回川辺川研究会さんの報告書が出たということに対応してデータをお出ししたということでございます。

で、あともう1点でございますけれども、萩原地区の水位が高くなっているところ、この箇所の問題でございますけれども、この箇所につきましては二つ問題がございます。一つは堤防の断面自体が不足しているという問題点、あとまた更に堤防の足元、堤脚部とってございまして、堤脚部の断面が深掘しているということでございます。この深掘でございます、これ(高さ)がだいたい、堤防の一番上からの深さが15m程度でございます。建物にすれば4階建てぐらいの建物がすっぽり入る深さまで川底が掘れているということでございます。で、この川底が掘れていることによって、堤防自体がいつ、洪水になったときに浸食され堤防が極めて危険になる可能性があるということでございます。

(総合司会)

はい。今の内容に対していかがですか、対論者。今の説明に対して何かありますか。ちょっと待って下さい。質問した人から先です。質問した人を先にか、あるいは質問者が譲るか。はいどうぞ。

(対論者 E)

治水でずいぶんやっているんですけど、私ども今日出てきた資料をまた詳細に検討して、次回ぜひこういう場と一緒に検討していきたいと思っておりますので、簡単に先程の堤防の断面の話があったのですが、結局その断面が不足しているということでそのいつ破提してもおかしくない状態であるということなんですかね。

(総合司会)

確認をして一回じゃあマイクを置いて下さい。

(対論者 E)

じゃわかりました。いつ破堤してもおかしくないという状態でその断面が築堤しているといわれるのであれば、わかっているのであればやはりそういうところは早急に整備していくべきだと思います。以上です。

(総合司会)

はい、国交側。はいどうぞ。

(国土交通省 B)

国土交通省のBでございます。断面が不足していることによって、水位が低い場合、通常の水位の場合は特段の問題は生じませんが、水位が高く、洪水により水位が高くなった時に危険な状態になるということでございます。

それから、現在萩原地区につきましては、河床低下、川底が先程見ていただきました川底が掘れているということに対応して、川底に新幹線のトンネルで掘削した岩を入れて安定性を高める工事をやってございます。それからまた更に堤防の断面不足ということがございますので、堤防の断面を現在よりも幅広いものにして堤防を強化していくということをこれからまたやっていくことにしております。

(総合司会)

はい、こちらへん、あの、対論者どなたか今の中身に対して、はい。

(対論者 D)

少し答えが不十分だと思うんですけども、要するに、このたかが4 kmですか、いや1 kmですか1 kmで40 cmということがありますが、ここは十分今まず河道が狭いという話については、もう流下能力、国交省の不等流計算でも流下能力があるということが確認できて、我々は今日びっくりしたというのが1点であります。それとそういった堤防の強化が必要なのであれば、早急にやっていただきたいと、これも先程言ったことであります。

(総合司会)

はい、国交側。

(国土交通省 C)

1.5 mの余裕があるじゃないかというご指摘と思いますが、先程私、川の制御の仕方についてご説明いたしましたが、分かり易いビデオを用意しておりますので今準備しております。先程申しましたとおり、洪水の時、皆さん見たことがある方はわかると思いますが、うねったり場所によって水が飛び跳ねたりということで、特に八代のような、これはあの新潟県の姫川というところでございまして、平成7年の洪水の時でございます。洪水というのはこういう風に流れます。ですからぴったり、ぴったり計算上の水面で流れません。このような水が堤防の上を流れたら、水防団の方もいらっしゃるかと思いますが、土嚢積みもできません。そして、堤防も危なくなります。堤防の上を水が崩れて後ろのところを削るとかですね、そのためにある1.5 mで、この1.5 m満杯に流せばいいじゃないかと、それは私ども、住民の皆様の安全を私どもは責任もって確保できないと思っております。それを先程ご説明したとおり、法律にもきちんと決められております確保すべき安全のための高さでございます。別にこ

れ河川だけではございませんで、いろいろなもの安全をやるものについては、計算上は要らないけれど作るというものはいろいろございます。例えば非常に重要な施設の電線だと2本、2本、万が一1本が切れても絶対大丈夫な2本、これは計算上は1本の電線切れなくてもやはり万が一のために安全が確保しなきゃいけないと、これを日本語でいうと「冗長」と冗談の冗に長いと「リダンダンシー」と英語でも言うのですけれど、いろいろな重要な施設には安全のために重要な施設には、そういうものが必要だということをご理解いただきたいと思います。

(総合司会)

はい。先程早急にやって欲しいということに対しての答えはまだなんですかね。すいません、お互いみんな相手の発言をメモして、ポイント整理して正確に、対論方式ですので、そういう努力を両者とも求めます。はいどうぞ。

(国土交通省 B)

先程説明いたしました事業、資料が先程無かったので説明いたしますが、強化堤防の整備、八代萩原地区ということで、下の図がございまして、今現在の堤防よりも更に断面をふくらまして堤防を強化するという事業でございまして、これは八代工事事務所の方で今年度から実施することとしているということでございます。

(総合司会)

はい。わかりました。それで一応これについては一応いいですか。今の件は。工事をやっていくことは着実にやりますと、少しずつだけど、はい、本人がよろしいということです。他に。治水をメインに進めてますのでよろしいですか。じゃあすいません。まず・・・あっちょっと先に向こうに、まだ一口も発言していない人もおられますのですいません。どうも・・・今度・・・

(対論者 H)

Hと申します。今まで治水の議論がかなり進んできて、もう一時間以上経っているんですけども、この川辺川ダム集会は別に治水の技術論を戦わせる場では無いと思います。そもそも、この県がお作りいただいているこの川辺川ダム討論会という、中でも、鮎は大丈夫？不知火海の影響は？本当に洪水は防げる？未来に残る借金は？等々たくさんの疑問が残っていると。これをこの場でできるだけ明らかにしようということで、こんなにたくさんの人達が集まっているわけで、それを是非とも取り上げて、治水の何か技術論の細かい数値ばかり出てきて、恐らく聞いている皆さんもなかなか分かりにくい点があると思います。是非幅広い利水も含め、環境も含め、借金の問題も含め、これを是非取り上げていただきたいということです。そして、基本的にはこの集会在なぜ設けられたかというと、そもそも県知事さんの方が国土交通省は十分な説明責任を果たしていないということから出発してきたわけでありまして。ですから十分にやっぱり国土交通省はここに我々だけではない、会場の皆さんに対してもですね、今申し上げたような疑問について十分説明する義務、いわゆるアカウンタビリティーがあると思うわけでありまして。その民間の川辺川研究会にそういう説明責任が行政のようにあるわけじゃないわけで、十分にそういう意味での説明を果たす場がこの場なものですから、是非幅広い、これらの質問を取り上げて進めていただきたい、そういう風に思います。

(総合司会)

あの、今のご意見に対しては私の方も一家言、考えを申し上げたいと思います。私どもはや

やはりこのダム事業こそが根元的な問題だろうという認識であります。それはまた記者発表の時にもそういうふうな形でやって、ただ、その付随的に論議すべき話が出るならあえて拒否はしないけども、やはり集中的に論議していただきたいのはダムがやはり妥当な選択であるというふうに国、県、地元市町村で進めてきたわけです。この歴史があります。この歴史を方向転換するべしという意見がその川辺川研究会からダムによらなくても十分この地域の住民の生命と財産を守れるという主張が出てきたわけですから、やはりダム論を突き破らないといけないということが、基本的に課せられた、その責任はといますが、じゃあ熊本県民のこの一般県民がですね、情報を持たない、ほんとに難しい中でそういう情報を出した人は県民にダムは不要である社会的責任、説明責任というのはありうると、行政だけが説明責任ではないんじゃないかと、やはりその長い歴史に転換をし、ダムをいらないと主張している人について当然その根拠資料もあろうし、国土交通省が出した資料が出たからまだ検証しなければならないというお話しがあるかもしれません。しかし、少なくともこれほど熊本県民に大きな影響のある提言をなされた川辺川研究会様はそういう結論をお持ちなら、結論に至る客観的データを示すべきということでございますのでお互い対論方式で進めていることをご理解下さい。

次、どうぞ。引き続き私が言いましたから対論者からありましたから続けてお願いをします。

(大学教授 C)

Cです。まず砂防ダムについて話します。砂防ダムについては漁協の同意はとっていないとおっしゃいましたがそれは誤りです。一億円以上の砂防ダムについては理事会に諮られています。それから一億円未満の砂防ダムについては各部会、地元の部会ですね、部会に諮られています。そういうふういきちんと砂防ダムが漁業に被害を与えますから、きちん漁民の同意をとっております。このことは元組合長に確認しましたから間違いありません。だから、住民の生命財産を守ると言われるならば、漁民の財産である漁業権についてもしっかり把握しておいていただきたいと思えます。

その上で、漁民の財産である漁業権について、その漁業権が収用できるかということについてご説明したいと思います。レジユメがお手元に届いているはずですから、それを参照して下さい。一つ目は共同漁業権の一部収用が法的に実現しないということです。国土交通省は一部収用ができるということで、裁決申請を検討しているようですが、共同漁業権の一部収用は法的に実現しません。なぜならば、権利の収用というのは、一つの権利を丸ごと収用するしかないんです。ですから土地所有権の一部だけを収用するためにはあらかじめ分筆しておかなければなりません。それと同じように共同漁業権も分割しておかなければ、そのダムの部分だけの収用というのは出来ません。共同漁業権を分割するためには、漁場計画というのを分割した内容でたてておかなければいけません。そして、漁民の方から申請をするということを経なければなりません。ところが漁場計画というのは漁場生産力を維持発展させていく方向でないとたてられません。これは漁業法第11条をみればわかります。ですからダムを作るという内容の漁場計画はたてられないし、それから漁民からの申請も出ていません。ですから共同漁業権の一部収用というのは法的に不可能です。こういうことを言うと意外に思われるかもしれませんが、明治時代の明治44年の通達があります。その資料に紹介しておきました。これを見ますと昔の文章で分かりにくいですが、徳島県から土地収用法によって漁業権の一部を収用したいんだけど、いわゆる漁業権の分割収用となってその一部収用は出来ないということになっているけれども何とか検討してもらえないかという照会をしております。それに対して水産庁水産局長の通達でそこにありますように、漁業権の一部収用はご見解のごとく現行法の認めざるどころにしていかなともいたしがたくそうろうというふう書いてあります。それに

加えて明治時代には申請があれば許可すればよかった。その申請が漁民から申請が出てこないとうとうどうしようもないですよ。だから一部収用、その分割ができないから一部収用はできませんよという回答なんです。今の漁業法では仮に申請があったとしても漁場計画は先程言いましたように漁場生産力が高まる方向でしかたてられませんから免許できない。だから分割できない。だから明治時代の漁業法よりも現行漁業法の方がはるかに難しい。二重に不可能であるということになります。ですから法的に絶対不可能は間違いありません。それから2番目ですけれども、漁業権の収用を仮に全面収用したとしましたらね、漁民全員から今度は同意をとらなければいけなくなります。それはまあ時間切れになったようですから、詳しくは話しませんが実はもう水産庁と私は何度も話をしてこの2点について水産庁は全面的に同意しております。他方、国土交通省は一度も水産庁からヒアリングをしたことはありません。それで一部収用できるなどと言ってるわけですから、それでは全く国土交通省は間違っ……。

(総合司会)

5分というお約束ですからお守り下さい。はい。できるだけ短くコンパクトにお願いします。学説展開とかはコンパクトにお願いします。国交省、これは専門分野に入るかもしれませんが、何かありますか。はい。

(国土交通省 C)

国土交通省Cでございます。ただ今収用の話が出ましたが、まだあくまで私ども一般論、制度論としてお答えさせていただきます。一般論、制度論でございます。まず、漁業権の帰属、誰が漁業権を持っているかという、今、先生のご説でございましたが、これは漁業法というのがございます。漁業法の第8条で明確に漁業権の帰属主体、難しい言葉でございますが、漁業権を保持しているのは漁業協同組合であるときっちり書いております。また最高裁、最高裁判所で平成元年7月13日にそういう判決が出ております。ということでございますので制度論といたしましては漁業権につきましては漁業協同組合があるというのが我々行政の立場でございます。皆さんご存じのとおり、行政というのは法律や規則に基づいてやらないとみんな個人個人、私はこう思うからというものでやれるものではございません。我々最高裁の判例や漁業法に基づいて解釈をせざるを得ないというところでございます。

また、漁業権を分割して収用できないというご意見でございます。これも一般論、制度論としてお答えさせていただきますが、明治時代の例と言うことでございましたが、昭和57年でございますが高知県にあります。高知県が実施しているダムでございまして、このダムの方で土地収用法に基づきまして収用について裁決申請が行われて土地収用委員会の方でまず受理されました。高知県がダムを作るということでその一部を収用したいということで申請いたしましたところ、土地収用委員会はまず受理いたしました、その後和解しなさいと、話し合いということで和解調書というものを作成されました。ただ、この和解調書というものを作成するということは、これは収用又は明け渡しの裁決(があった)と見なすということが土地収用法というものにきっちり書いてあります。ですから和解という和解調書を作成したという事実をもって、ちょっと難しい言葉で、要するに土地収用委員会が和解しなさいと言ったということは自動的にそれは最終的に収用又は明け渡しもできるという解釈が法律にきちんと書いてありまして、これも行政といたしましてはそういうふうな事例もございまして、法律にも書いてあるということでございますので、それに従って行政を進めるというのが一般的な見解かと存じます。ちょっと分かりにくい説明だったかと思いますがご容赦いただきたいと思います。

(総合司会)

はい。恐れ入ります。私は今この漁業権の問題は、大学教授のCさん、もう一度だけ話しを5分内でして、これで漁業権は終わります。なぜかという理由を説明します。ダムを、いらなくて生命、財産を守れるとって論破できればもうダムはできない訳ですから、もう漁業権の収用もありえませんが、もう一回だけ、ご意見があるならどうぞ。5分です。お願いします。すみません。ご協力下さい。

(大学教授 C)

まず、1点目、2点目、私が今日レジュメに書いている1点目、2点目について、漁業権が漁協に帰属しようが漁民に帰属しようが、それには一切係わらず、1点目、2点目は漁業法に基づいて言えることです。そして水産庁も全面的に同意しております。それから、最高裁判決を持ち出されて漁協が漁業権者ということはいわれましたが残念ながらそれは本年11月までは言えたかもしれませんが本年12月1日施行になった漁業法の改正第31条を見たら漁業権の変更・分割には、これは関係地区に住む組合員これは準組合員も含みます、関係地区に住む組合員の3分の2以上の同意が必要という内容に変わっているんです。そのことは漁協に漁業権があるということでは一切説明できないんです。ですからもういくら最高裁判決を持ち出して漁協に漁業権があると言ったって、それでは漁業法第31条が変更されたもので全く説明できませんから。話になりません。残念ながら遅かったです。

それから、先程和解したから収用したという訳の分からない説明がありましたが、和解をしたというのは収用ができないから和解をした、和解をするにはこれは総会決議が必要なんですよ、少なくとも、ねえ、総会決議を上げられなくて収用に持っていきんだと言って、そしてまた和解で総会決議を上げなきゃいけないじゃないですか。それがどうして収用にあたるのですか、全く訳分かりません。はい以上です。

(総合司会)

この問題については学説上のことで、私はここで閉めたいと漁業権問題は思います。そのように処理いたします。よろしいですか。今大事なことは治水ということと漁業権、ダムいらぬという主張を……。はいどうぞ。

(国土交通省 C)

今先生のご説でございますが、会場の皆さんには非常に分かりにくいと思いますが、法律というものは何か内容を変えるときには、いろんな法律と相反することが出て法律を変えるときは全ての関係する法律と協議をいたします。ですから当然この漁業法を改正してそのような解釈になっているということであれば、この土地収用法というものと当然相反するものになりまして、これは土地収用法を所管している省庁と漁業法ですから水産庁とで協議をしているわけでございます、それについて私どもそういう話は受けておりませんで、ご説としてはうかがっております。

また、先程先生は和解と明け渡しは、収用とは違うと、確かに途中で和解したという事実は事実でございますが、手続論といたしましては、先程説明したとおり収用委員会が和解調書を作成したということは和解しない場合はそのまま収用又は明け渡しになるということで、そのような前提の基でやっているものでございますので、当然行政的には先例の事例としてあるということでございます。非常に司会の鎌倉さんが言われるとおり、一般の方はあまりご興味がないかと思っておりますので、私どもの主張もこれで終わらせていただきます。

(総合司会)

C教授もいいとおっしゃっていますが、ただ一つのことだけお願いしたいと言ってます。砂防ダムについての漁協の同意のことで答えてほしいと、その一言だけ答えてほしいということですが、国交省はどうですか。先程砂防ダムは一億円以上の云々は同意があると教授がご発言されましたよね、そうでしょ。それは・・・私は・・・向こうに言ってください。だからそれに対する答え・・・はいどうぞ。国交省。

(国土交通省 C)

砂防ダムの施工でございますが、砂防ダムの工事により濁水ですね、あの濁った水なんかが出る可能性がある場合があるときは、施工業者、工事をする者が漁協、この場合球磨川漁協さんの方に行って、了解をきちんと得て工事をさせていただいているところでございますが、何も言わずにぼーんと工事をやっている訳ではございませんので、説明が誤解を招くようでしたが、きちんと漁協の方のご了解をいただいて施工しているところでございます。

(総合司会)

はい。じゃあすいません。この件についてはここで一段落させていただきたい思います。対論者、他に発言なさっていない方はどうぞお名前をおっしゃって、自席でも結構ですし・・・

(財団法人日本自然保護協会 B)

日本自然保護協会のBです。すみません。プロジェクターを使わせてもらいます。川辺川ダム建設と環境保全ということなんですが、国土交通省さんはその治水に関しては、リスクに関してかなり先程からおっしゃっていましたが、環境に関してのリスクですね、そういうことに関してはまあほとんど評価をされてないんじゃないかなと思ってます。環境保全に関しては主な争点が結構あるんですが、まあちょっと話している時間ありませんので3番、4番についてお話しします。鮎と河川生物の保全ということとダム下の下流河川、海域への影響ということなんですが、この2点に関しては、ダム建設に伴う水質保全対策により水質は現状と大差ないということをおっしゃっています。で、このことから大きな影響は与えないだろうというふうに言っているんですけども、その水質保全対策、そして行われる選択取水と清水バイパス等の水質保全対策というのは本当に機能するののかということに関しては、水理シミュレーションと呼ばれる一般的なそのしちめんどくさい計算式で求めているだけであって、例えばその実際の既存ダムで選択取水と清水バイパスを両方併用しているようなところでほんとに水質は保全されているのかということに関しては、なんらそういう実証的な検証は行っていません。更に言えば国土交通省さんが行っているシミュレーション結果でも水質保全対策というのが万全でないということが明らかに出ています。それをちょっと今日紹介します。で、その前に、Q&A(52ページ)に出ている国土交通省さんからの説明なんですけども、こういうデータを出して、例えば今の川辺川にダムを作ったとしても、ダム下流の河川水の濁度は現状と変わりませんかとか水温は変わりませんかということをおっしゃっています。例えば、大雨が降ったとしても濁度の継続日数も現状と大差ない、せいぜい数パーセント増加するということをおっしゃっています。ただ、問題なのはこのデータというのは、昭和38年から平成8年ですか、その全ての平均値で表されています。大雨っていうのは時期によっても、例えば渇水期に降る大雨だったりとか、梅雨時期に降る大雨とそういうことによっても濁度の出方というのは全く異なります。そこで、国土交通省さんが出している環境保全の取組みですね、ブルーの本、あそこ

に出ているシミュレーション結果を基に、月別に再評価を行ってみました。上の図なんですけども、3月から9月まで、縦軸が濁り継続日数の増加率を表しています。何を意味しているかというと、ダムを建設したあとにできる濁り増加日数の長期化を現状の濁り継続日数で割ってやったもの。つまり、罫線で表した1とダムを造った後でも、濁り継続日数は変わらない、ということの意味をしています。

これを見れば明らかなように、6、7、8月は清水バイパスとか選択取水とか、水質保全対策は、十分機能するようですが、それ以外の月ではまったくと言っては失礼ですが、ほとんど機能しない。9月では、平均で濁り増加日数が3倍にもなる。これは下に月別で表しているんですが、例えば昭和41年3月2日に降った大雨では、ダムのない現状では濁りが10日間続いたのに対して、ダムを造って3月に同規模の大雨が降ると、1カ月にも増加する、ということが判ります。

一番最悪のケースとしては、平成3年9月26日の大雨では、実際には濁りが5日程度で引いたにも関わらず、ダムを造ってしまうと60日を超えていますので、2カ月以上濁りが継続するということが判ります。もう1点、水温なんですけど、これは国土交通省が出している清水バイパスと選択取水の運用方法です。ダムに入ってくる流入河川の濁度が25度以上になると、選択取水を使って、ダムの一番濁った水を排出するということになっています。この件に関しては、水温というのは全く考慮されていません。

しかし、大雨の降りやすい夏期というのは、これも国土交通省のさんのデータですが、表層の水温が20度くらい、下層の水温が10度と、水温成層というのが夏場には形成されるんですけども、もしこの低層の水温の低い水が排出された場合には、河川水が一気に低下します。当然、球磨川というのは、重要な漁業資源として鮎がある訳ですけども、鮎の冷水病とか、そういう意味で大きな被害を与えるのではないかと考えています。

以上のことをここにまとめておいておきますが、最後に質問をさせていただきます。このように水理シミュレーションでしか水質保全対策を評価していないわけですけども、果たして本当にこの結果というものは、信用できるんでしょうか。そんなに水理シミュレーションというのは万能なんでしょうか。そこらへんI教授からも是非お話をうかがいたいと思います。

第2点として、ダム低層水の排出に伴う水温低下ですけども、流入河川から入ってきた濁り成分というものが、ダムサイトにいくにしたがって、沈殿していきます。ということは、この運用方法では十分にダム低層の水温の低い水を放水して河川水温の低下を招くという可能性が十分に考えられると思います。この点についていかがお考えか、お聞かせください。

(総合司会)

第一点はI教授の方に御指名ということですが、いかがでしょうか、順番は。二点目からいきますか。

(国土交通省 E)

国土交通省のEでございます。まず水温のシミュレーションの結果を出して欲しいんですが、平均値でなく、中央値を出している水質の7番を出してください。今のご指摘に対して、まずシミュレーションの結果についての質問であります。基本的な考えを申しますと、シミュレーションの場合、モデルを組んだら必ず検証をします。どこかのダムで本当にあっているかどうかを見て、その中でその精度というものをまず推し量ります。その精度を見た中で、専門家の意見を聞いたうえで、我々は判断している訳ですけども、それで精度がいいということであれば、それをこちらのダムに適用して予測をするわけです。

予測をするにあたりまして、先ほど平均値で、ということでしたが、生物の世界であれば、当然平均値だけではだめです。平均値だけで見るとはなくて、当然中央値や標準偏差がどうあるか、こういったものを見ているわけです。そちらのグラフを見ていただきますと、これは平均値と偏差のグラフですが、先ほど見たばらつきがどれくらいの幅であるか、平均値というのは大きなばらつきがあっても、真ん中に出るようなこともあります。ばらつきがどれくらいあるかというのを見てもいかなければならない。それを見る中で、計算した結果が、保全措置がある場合、ない場合、そして、現況との違いを見ていくと、保全措置がない場合は、当然影響が出ます。それに対して、先ほどおっしゃった選択取水、清水バイパスでどれだけ効果があるか、というのを先ほど言った検証されたモデルで、ここで説明している、ということになります。

それから、清水バイパスの話ですけれども、確かに時期的に貯水池というのは成層ができます。暖かくなると当然上の方の水温が上がります、下の方が動かなくなります。そういったときと混合しているときで、当然、清水バイパスも若干の効果が違う、ということも我々も判っております。ゆっくりお話しします。貯水池の場合には、成層ができます。そういったときと、混合されたとき、つまり秋口以降ですね、貯水池の水温状況が違います。さらに、清水バイパスを取るときの水位の場所が、秋口は高いわけですから、混合された水も含めて、清水バイパスとして流れて行っている。その場合の効果は、若干水温なんかは変わってくる。つまり効きにくい場合があると、そういうお話だったと思います。

(総合司会)

国交省側は他に補足はないですか。

(対論者 B)

どっかのダムで検証されたということですが、これは結局、水理シミュレーション上での検証ですよ。例えば、今の既存のダムに、選択取水、清水バイパスをつくりました、そのことによって水質が変わりましたよ、とそういう実証的な検証をやっているわけではないですよ。ちゃんとお答えください。結局のところ、水理シミュレーションでやっても、その信頼性というのを一体どう考えているのか、本当にそうなるのか。そんな水理上のことを言われたって、私たちは信用できませんし、もしどこかの既存ダムにそういうものを設置して、水質が改善されたという実証的なデータが、おたくの方で積み重ねられているのだったら、それを是非提示してください。

もう一点、低層水の排出のことですが、回答の内容がよく判らなかつたのですが、いずれにしてもこの運用方法の中では、水温というのが流入濁度が25度を超えるときには、水温の配慮がされていませんよね。・・・はい。それが今後大きな影響を与える可能性というのはないのか、ということです。

(総合司会)

以上ですね。

(国土交通省 C)

じゃあ実物はあるのか、ということですが、特に清水バイパス、どういうものかと言いますと、川の水が洪水の時に濁ります。それは皆さんご存じだと思います。それが川の水がダムに入ってきて、先ほど申しました選択取水という、これをその設備で取るわけですが、まだダム

の中に濁った水が多い、というときに、だいたい洪水の後、2日くらいで澄んだ水に戻る、ということも皆さんご存知だと思いますが、その水をダムの上流の方で取りまして、ダムが濁っている間、下流の方に流して、ダムが濁っていてもいち早く下流の方に澄んだ水を流そうというのが、清水バイパスです。これは非常に新しい試みでございます。なかなか実証が、例えば、国土交通省ではこの川辺川ダムが初めてになります。それで関西電力が奈良県の吉野郡というところで一つ造っております。これ私どもの施設ではないんですが、お手元のQ&A資料の52ページで概念図はこんなもんでございます。このダムには、二つ効果がありまして、一つにはどうせ洪水の時は、濁った水が流れます。下流も濁っています。ダムに濁った水がなるべく入らないように上から濁った水を早く出してあげようという機能と、もう一つ、今度は逆にダムが濁っているときは、上からきれいな水を流そう、ということに関西電力さんに先を越されてやられてしまいました。国交省としてももっと早くやらなきゃならなかったのですが、それで、どういう効果があったかと言いますと、この黒印がつくる前の状況でございます。濁度というのが10とか20で結構濁っているなあ、100だとだぁーっと大洪水のときの状態で、100というのが1週間、40くらいというのが2週間くらい続いていたと、それを清水バイパスをつくることによって、洪水後3日目には7.7という結構澄んでいて、2という今の川辺川の普通の状況くらいでございます。ですから、4日後には、元の状態に戻ると、こういう実績もございまして、我々はこういういろんな先達の例や技術開発を進めながら、一生懸命、水質保全には頑張ってもらいたいと思います。我々も治水や利水のために、ダムをつくるために環境を犠牲にしようと思ってやっているわけではございません。我々のできる限りで頑張ります。

(総合司会)

時間切れです。とにかく事実を話してください。できるだけ皆さん進行にご協力ください。自分の考えや思いで、それは抽象論です。こっちにも私は求めています。具体的に論破するか、されるかの戦いをやっているんですよ。そう言ってるんですよ。それだけをやらないと、論破されたらダムはいらないんですから。論破できなかつたらダムはいるんですから。そこが一番大事なんで、できるだけご協力ください。今の点については、次の方も待ってらっしゃるんで、・・・じゃあもう一回だけやり取りをお願いします。

(対論者 B)

今のデータについてですが、これは元々ダムがあったところに設置したというふうに考えてよろしいんですね。その説明がなかったので、あたかもダムをつくる前よりも後の方が水がきれいになるというふうに捉えられたら私としては困ります。ですから多分多少の効果はあるんだと思います。ただそれは現状の川辺川ダムの場合ですけれども、現状の水質を維持できるくらいのレベルまでいくのか、というのが一点、あと先程お見せしたように、シミュレーションの結果でいっても、どう考えても時期によっては、濁りの継続日数が増加する、ということが考えられる訳ですけれども、これに対する下流の影響、今までの水質は現状と同じレベルに保たれるので、漁業被害とか、生物に対する影響はない、というまとめかたをされていましたが、時期的によっては、濁りが継続するわけです。それに対する影響に関して、どうお考えか、ということをお聞かせください。

(総合司会)

コンパクトに答えますか？

(国土交通省 D)

国土交通省のDです。わたしは異動する前は河川環境研究室というところにおりましたので、そういう立場で答えさせていただきます。Q & Aの資料の54ページを見ていただければと思います。今も基本的にはケースによって濁りの期間が変わる場合が当然あると思いますが、現状と大差がないというシミュレーションの結果です。シミュレーションというものは、あくまで予測でございます。今の環境保全の考え方は、予測をしてその結果に基づいてモニタリングをして、悪いところは改善するというのが、今の環境保全の流れでございます。皆さん川辺川のダムをつくると、非常に水が汚くなるのではないかと、水温が高くなるのではないかと、とかお考えかと思いますが、今のシミュレーションの結果を見ますと、それほど悪くならない、と考えるのが常識的ではないかと思えます。

要するに大きな構造物をつくれれば、環境が変わるとするのは、事実であります。以上です。

(総合司会)

恐れ入ります、この議論に関しては、何回繰り返しても平行線だと思います。というのが、シミュレーションでしょう、実証してないでしょうというのがありますが、司会者の立場から言えば、何回やっても水掛け論だと思いますので、この辺で切らせてもらいます。というのが、何回やっても平行線だと思いますので、他の方に質問をさせてよろしいですね。

(対論者 F)

心のふるさと五木村を水の底に沈めてならないという立場から、川辺川ダム問題を考える議員の会の副会長をしております、隣町の錦町町議のFであります。私がこの席で申しあげたいことは1点であります。

それは、あの五木村の頭地地区は、地区全体が文化遺産だということであります。確かに今日まで、五木村におかれまして、想像もつかないほど大変な心の葛藤があったことに対しましては、心より同情の念を持つものであります。世の中には用の用と無用の用があるそうですが、さしずめ社会生活において経済活動が用の用でありましょうし、文化活動が無用の用といえるかと思えます。しかし、現代では、その文化活動が大きな経済行為になっているのが皆さんご承知のとおりです。国土交通省の考え方の中に、その文化的側面が欠如しているような気がいたしますので、私は川辺川問題の文化的側面に目を向けて、ダム建設後の村の再生、人吉球磨の振興策の基本理念について国交省に質問したいと思えます。

かつて高度経済成長期を支えた人材は、ほとんどが農山村で育ち、苦しい中でもしっかりと教育を受けた若者達が高度成長を支えました。この人吉球磨もその人材供給源でございましたが、彼らが学んだ学校はすべからく鉄筋コンクリートのいわゆる近代的校舎になってしまいました。しかし、五木村の頭地には、かつて若者達が鉛筆をなめなめ学んだ百年は経とうかという木造の校舎が、大きな樹木の中にひっそりと建っています。もちろん今は人数が少なくなりましたが、子ども達の歓声が響いております。かつて一世を風靡した全国版の五木の子守歌は、全国の農山村から就職列車で運ばれてきて、都会で働く人々の心の古里として愛されたのだと思えます。

私は人格のない国という組織に対して文化論を主張するのは無理だと考えます。そこで是非国土交通大臣扇千景様に、女優扇千景として、五木村の夕暮れ迫る大樹に囲まれた小学校の庭に一度は立っていただきたい、と思うのであります。是非このことを大臣にお伝え願いたいと思うのですが、いかがでしょうか。感性が人並み以上でなければやれない女優扇千景様のこと、

必ずや頭地地区の文化遺産としての価値に気づいていただけるものと思います。

(総合司会)

時間でございます。お約束どおり5分ずつでございます。5分でコンパクトにまとめるのも能力のうちでございますので。これに対して国交省何かありますか。思いはいいですから、すぱっと言ってください。4時40分、もう皆さんがお帰りですし。

(国土交通省 C)

大臣への御意見は御意見ということで承っておきます。五木の文化について言及がございました。Q & Aの67ページでございますが、私どもの先輩から嘗々と川辺川ダムにつきまして、水没地である五木村、相良村の皆様が大変な、大変なご苦労をおかけしております。そして頭地代替地の方に村の中心部、移っていただくということで、できるだけいいものをつくっていききたいということで、これはもう土木屋だけでは十分ではないということで、67ページに書いておりますように、例えば県文化協会の先生や、その他この五木の文化その他を十分理解していただける方々にお集まりいただいて、平成5年から15回に渡りまして、平成13年9月、頭地代替地の基本的な部分が完了するまでの間、お知恵をお借りして、またその間五木村の住民の皆様、若手の皆様、何十回となくお集まりいただいて、頭地代替地を整備させていただきました。これで十分とは私どもも思っておりません。まだこれから五木村の振興のためにダム湖を生かした環境整備や、国としてもいろんな整備対策を十分やっていくつもりでございますし、これにつきましては熊本県さんにも十分ご協力をいただきたいと思います。そういうことで、我々、別に力づくで土を盛って代替地をつくった訳ではなくて、十分五木の文化を残せるようにやってきた、ということだけをお答えしておきます。

4 - [3]討論 (その3)

(総合司会)

次、御発言していない方をまず優先します。全部発言されてますか？今、俺達は発言できるのか、と御意見があったから、できるだけ全部に回したのですが、一回は発言されたですね。今まではこちらからばかりだったから、今、手が上がっていますから、今度は向こうからお話があるそうですから、はい国交省どうぞ。

(大学教授 H)

Hです。今日は行政の側に座っていますが、決して行政側の人間ではございません。あくまで中立の立場で発言をさせていただきます。

今、環境の問題になっていますが、司会の方が、やはり治水の問題がすごく大事なんだと、もちろん環境も大事ですけど。川辺川研究会の報告書にダム不要ということで、それをきちんと議論しないとイケない、ということでしたので、ちょっとその話に戻らせていただきたいと思っております。まず、難しい話はいくらでもできるんですが、難しい話はしません。判りやすい話をさせていただきます。

まず、洪水というのはすごく怖いものなんです。これは我々専門家でも洪水の現場に立ちますと足が震えます。実際に洪水がおきているときに、土堤の上に立ちますと土堤が振動します。私なんか専門家ですが、もう怖くてそこから逃げ出したいくなります。今、川辺川ダムがで

きても安全率が80分の1、80年に1回は洪水がおこると。私自信は、この安全率でも低すぎるのではないかと。なんで100分の1、150分の1にしないのか、と思っています。というのは安心して安全に住めないんですね。私自身、現在のように30年に9回の洪水がおこるような所に住みたいとは思いません。また家族を住ませたいとも思いません。やはり安全率を上げて欲しい。これが一番大事なことだと思います。

現に、昨年東海豪雨がありました。その直後と1年後に、二十数名で現地に調査に入りまして、被災住民の方々の意識調査を行いました。そしたら被災した人たちは、一生いやだと、こんな被災は一生いやだと。被災していない人は、いや20年に1回、30年に1回ならいい、と言われるんですが、本当に深刻な被災を受けた方は、もう一生いやだと、これがやっぱり本音なんですね。1年後、また今年同じように調査をしました。被災した人たちの意識がどう変わったかを中心に調べました。まず、言われることは、雨が怖くなった、とにかく雨が降ると怖い。ということはどういうことかと言うと、もう安心して住めるという意識の状態ではないわけです。私はもうこれじゃやっぱりダメだな、と今度のこの問題で、球磨川の沿川沿いに住んでいる人は、どういうふうに思われているんだろうか、その生の声を是非聞きたいな、というふうにしています。川辺川研究会の方たちが、河床掘削と堤防強化で何とかなるんだ、自然遊水地で何とかなるんだ、と。私は何とかなるとは思いません。今までの洪水の歴史を見ても、常識的に考えても、球磨川の流域の形を考えても、これからの異常気象を考えても、一般的に考えても、その程度で何とかなるような所ではないです。川辺川研究会の報告書は、ころころ数値が変わります。橋の問題を考えていない、不等流計算をやっていない、まあさっきはやった、ということで、また新しい数値が出てきてましたけど、余裕高を考えていない。実際は、洪水の時に川の中で何が起こっているか、わかんないんですね。

(総合司会)

5分たちました。5分という土俵で発言をお願いしてますから、また次の機会をお願いします。ようやく本論に戻っていただきました。こちら本論をお願いしたいんです。いろいろ皆さんお話ししたいでしょうけど、今のH教授の発言に対してこちらから手があがっていますので、それからまたお願いします。どうぞ皆さん静かにお願いします。

(対論者 D)

さきほど、80年に1回の洪水、非常に洪水というのは危険である、という話、それとその洪水の危険性があるから、もっと安全率を高めたい、100年に1回、150年に1回、そういったところを安全に住みたい、その願いというのは、我々が冒頭にも説明したように、同じだと思います。我々がこちらの案を出したのは、もう川やダムに洪水を押し込め込むやり方では、そういった100年や150年といった洪水を押し込め込むのはできないのではないかと、というのが我々の考え方であります。ちょうど国交省さんも河川審議会答申ということで、河川審議会も今後の河川整備のあり方を議論されて、その答申結果を21世紀に向けて出されたわけですけども、その中で一つは考え方として、川は氾濫するという前提でダムや堤防という河川改修だけに頼るのではなく、河川の流域に既に人が生活しているところに氾濫域を設定したり、あるいは家屋や車などの財産を守り、被害を最小限に食い止める工夫として、集落や耕地を堤防で囲い込む輪中堤の復活、あるいは竹林のような水害防備林を整備する、こういったことが大事ではないか、ということ河川審議会でも出されております。また、こういった完璧な構造、こういったことができないということで、自然の川の性質と機能を尊重する時期に来ていると、河川行政が大転換を図るきっかけになると、ということも述べております。そういったと

ころで、ちょうど我々の提案だけでなく、国土交通省さん、あるいは河川審議会、河川の専門家の中でも考え方が変わっている、という中で、我々は一つの提案ということで、一つ皆さんに代替案を示して、その中で流域住民とともに考えていきたい、ということがこの中の提言であります。

(総合司会)

判りました。河川審議会とか話がでますけど、できれば、今からの治水論は、現場主義に立脚して論点を進めていただければありがたいと思います。河川審議会で理念が書いてある、というのはいろいろ理論はあるのかも知れませんが、流域市町村でやっているという意味は、この流域の具体的現場に当てはめてどうであるのか、ないのかに重点を移していただければ有り難いと思います。今のお話に対して国側何かありますか。

(国土交通省 A)

Aです。河川審議会の件に対するお答え、ということでもいいんですか。

(総合司会)

今おっしゃていることに対して、我々はこれでやれる、という提案をしているんだから、河川審議会は一般論でしょうから、川辺川研究会は、この球磨川にダムはいらぬ方法で安全に生活は守れると提案したんですから、それに対してお答えを。

(国土交通省 A)

判りました。ではお答えします。いわゆる川とダムだけで、今我々は治水をやっているのではなくて、ある時は遊水地をつくります。ある時には何もできないから、ほかに方法がなくてあふれちゃうということもあります。いろんな手法がございます。ですから、今ダムをあちこちにつくっていると言いますが、川の特성에応じてこの場合はダムしかない、例えば、この球磨川で言えば遊水地ができるだろうか、というのが代替案としてありました。しかし、ほとんど用地的に洪水をカットできないんで、遊水地はできませんね、と。放水路も海が近くありません、できない。こういう中で、今ダムと川の組合せを考えているわけです。だから、この組合せをどの川も全部やっているのではなくて、六角川(佐賀県)に行けば遊水地もあり、あるところではダムのない川もあります。いろんな川があってそれぞれの特性に応じてやっているんですが、球磨川ではこの案が最適だということでございます。

(総合司会)

はい、国側のそういう意見でございます。もう一つですか。今の答えに対する答ですね。

(大学教授 H)

先ほどの方がおっしゃるように、洪水を押しえ込むことはできない、被害をできるだけ最小限に防ぐと、そういう治水の方向に行っていることは間違いございません。ただその場合も、やっぱり最低限の安全率というのは絶対必要なんですね。私は、実際に自分が被災を受ける可能性があるとするれば、やっぱり最低80分の1くらいは欲しい、それ以上の大きな洪水の時には、何とか床下浸水くらいで済むようにして欲しいな、とこれは実際に住んでいる流域の方の本当の、真実の気持ちではないかな、と思っています。ですから、洪水を完全に押しえ込もうとは思っていません。ただ、80分の1くらいの安全率は最低限必要で、それ以上のものにつ

いては、多少は我慢しなきゃいけないかな、と、ただ、人命の損失だけは防ぐようにしたい、というところかなと思っています。

(総合司会)

それでは、こちら側から治水に関して御意見ございますか。治水ですね、はいどうぞ

(大学教授 C)

私は都市工学科の出身ですから、治水のことも勉強しております。私は、先ほどのH教授の意見と反対で、80分の1にする必要もないと思います。もっと頻繁に起こした方がいい。なぜなら、その地域、地域には、洪水の場合に対処する知恵があるんです。土地の作り方、集落の作り方。その知恵が80分の1になったらなくなってしまいうんです。その知恵の伝承がなくなってしまいうんですよ。ですから30年に1回、40年に1回かえって起こって、その知恵を伝承した方が、人命の危機は少なくなるんです、かえってトータルで見たら。

熊本県は江戸時代までの治水技術というのは、洪水をわざと溢れさせる、特定の所からですね。そして遊水地などをつくっておく、あるいは果樹や桑畑を作って、水が溢れても構わないような土地利用にしておく、そういう知恵を含んだ治水技術だったんです。それが明治に入って、オランダの技術が入ってきて、連続堤防方式に変わっていくわけですけども、本当はやっぱり伝統的技術の方が優れているというのが、河川審議会の答申なんです。ここ、熊本県について言いますと、加藤清正は乗越え堤(*14)、とそういう知恵をもっているんです。武田信玄は霞堤(*15)、信玄堤という大変な知恵を持っているんです。その地域、地域にはちゃんと洪水に対処する知恵があるんです。それを尊重した治水技術をやはり、ここでも進めていくべきだと、川辺川ダムなんかいない、というふうに思います。

(総合司会)

はい、お静かにお願いします。今の話に対してようやく的が絞れてきましたから、皆さんもうしばらくやります、いいですか。よろしいですか。やはりですね、一番大事なところなんです、ここは。一番大事なところだから、堂々と議論してもらおうと、じゃあお願いします。

(大学教授 H)

今のことに対する反論です。今のC教授が言われること、私、判るんですけどね、本当に被災される人のことをやっぱり考えてないな、と思います。先ほども言いましたように、今年の東海豪雨の被災者に直接聞き取りをやると、本当に一生いやだと、それがやっぱり本音なんです。床上まで浸水すると、本当に女の方はもう大変なんです。確かにたまに経験した方が、知恵はあるかも知れない、知恵はつくかも知れない。だけど、それは第三者が客観的に言えることであって、当事者はやっぱり雨が怖くなるんですよ。雨が怖いという感覚は、やっぱり安心して住める感覚ではないんです。

(総合司会)

まだ静かにしてください。後で、発言を一般会場からもお受けしますので、その時にお願いします。はい特にありますか、はいどうぞ。

(大学教授 C)

むしろ、H教授こそ、地元で本当にお聞きになったのかというふうに思います。私は水源連

の大会で2年前に来たときに、集落をずっとさんと一緒に回りました。その時に、集落でみんなが何と話していたか、昔の洪水は楽しみだったと、集落での話ですよ。私が言ったんじゃない。それは鮎が、家の上に上がってくるから、それを取ってみんなに配りながら帰っていった。

(総合司会)

お静かにお願いします。

(大学教授 C)

いや私が言ったんじゃないですよ、地元の人が言うから私もびっくりしたんです。昔の洪水は、溢れてもじわじわ上がるだけですだからそんなに危険ではないんです。ダムで緊急放流されたら一気に上がるから危険なんですよ。だから被害にあうんですよ。じわじわ上がれば、その間に家具を2階にあげたり、避難したりできるんです。人命なんか損なわれないんですよ。本当の被害に遭わないんです。だから昔は洪水はあっても水害はなかった、と言っているんです。だから楽しみだったんだって言っているんです。そういう知恵に基づいて洪水とのつき合い方があったのに、それを無視してダムなんかつくるから、その知恵が台無しになって、一気に水位が上がって被害に遭うんじゃないですか。そのことを無視して、そういう地域の実情を無視して、被害一般論で話されること自体が間違いだと思います。

(総合司会)

この個人個人の思いの議論は、これで閉じさせてください。思いを切々と訴えられてもやはり、そこまでなんです。そう思いますので、閉じさせてもらいます。後はですね、技術的にこの球磨川の現場で、どのような対策が妥当であるや否やに、論点を絞った質問だけを受け付けさせていただきますが、会場の皆さんそれでよろしいですか。発言しておられない？Hさんは1回しましたね、誰？話をしていない人が1人だけおられたそうです。あ、そう？治水ですか。治水の方を優先してください。判りました。とにかく、対論者の方が治水じゃないけど、是非話をさせて欲しい、ということですから、お二人ですか。治水ですね。治水じゃない、利水？会場の皆さんお静かにお願いします。このお二方がまだ発言しておられない、ということなので、5分ずつお願いします。その間そちらはお聞きください。どうぞ、5時10分まで、二人でご自由にお使いください。

(対論者 G)

私は、人吉市議会のGでございますが、先般、この川辺川の建設が必要な理由として、国土交通省は災害時に81名の死亡者が出たと、このことにおいて、どのような状況の中で、81名の方が、ダムをつくるときに関係されて、どこでどのような形で亡くなられたか、このことの説明を一つしていただきたい。

それと、過去の人吉市議会が川辺川ダムにどう取り組んできたか、について検証いたしました。それによりますと、現在の国土交通省は、流域市町村の市長や議会にいろんなデータを示す、その場しのぎのいい加減な答弁をしているところもあります。当局は、人吉市議会に来て市房ダムと川辺川ダムの統合管理、大雨が降った場合のダムの放出量の管理のことなんです、科学の粋を結集して行う、と言われていたが、近年に至っては不可能と言っておられる。川辺川ダムの洪水調節は、川辺川が球磨川本流に合流する地点の直前の本流の流量を見て、川辺川ダムの調節をする、と言い換えられております。川辺川ダム建設にあたっては、環境アセスメ

ント法に準じて調査をしていると言われますが、これはあくまでも国土交通省の一方的な調査であり、環境巡視員の説明の中でも、陸上の動物だけなんです。ダムができて一番心配なのは、水生動物である鮎を始め、魚介類がどういう影響を受けるかという調査発表は、ほとんどありません。川辺川ダムには、毎秒5600トンの排水門が設けられている。これは下流域の住民を守るためではなく、ダム本体を守るためにつくられるのだと、説明されました。しかも、千年に一度あるかもしれない予測の基にあるのだとも私たちは聞いております。

川辺川ダム問題とは違いますが、そのよい例が皆さんご承知のとおり、有明海のノリ漁が壊滅的な被害がおこっております。これは農水省が諫早湾に潮止め防波堤をつくったからであります。この建設に漁民が反対したときも、当局は海洋環境に変化はない、魚介類には影響はない、国が住民を困らせることはしない、といかにも国がやることの安全性を押しつけたのであります。八代海の問題にしても、今まさにそのことが現実になっている状況であります。隣の大串下流にある鶴田ダム、下流にある温泉町で有名な宮之城町、ダム建設後、百数十軒が大流出によって大惨事が発生した。また、市房ダムの裏に位置する一ツ瀬ダム、日向の嵐山と言われた杉安峡は、ダム建設以前は旅館が8軒あり、料理屋や鮎専門店がたくさんありました。さらに遊ぶ船、16隻備えられた川下りを楽しむ姿も見られた。ダム完成後昭和39年頃から、水が濁り始め、漁業で生計を営む人は1人もいなくなった。杉安峡の旅館はほとんどなくなり、商店街はさびれている。昭和57年の大災害については、流域住民の方々もものすごく雨が降っているにもかかわらず、川の水が増えないため、おかしいな、おかしいなと思っていた矢先に、一度に川の水が増水し、大災害をもたらした。この災害の原因は、放流操作によるものと住民は指摘しております。市房ダムについても同じようなことが言えるのではないのでしょうか。このようなことから、国土交通省の一方的な調査はほとんどが信頼することができなく、川辺川の建設に至っては、代替に方向転換をいただきたい。

(総合司会)

はい、恐れ入ります。マイクの電池交換のため、小休止です。それと対論者Iさんは、さっき発言されたと思いますが。さっき発言されたですね、はい。それで今度は治水ですね。じゃあ発言したものと認めます。・・・何も話してない？判りました。静かにしてください。私も一所懸命努力して、ダムの必要あるやなしやにもっていかようとしているのですが、私の力不足でしょう。いろんな意見が出て、もっていきません。

(対論者 G)

あの死亡者数のお答えをいただきたいと思いますが。

(総合司会)

いっぺんにお願ひしようと思ったんですが、じゃあお一人ずついきますか。さっきお二人いっぺんと申しあげたんですね。

(対論者 I)

人吉市の住民投票を求める会のIです。私は、今まで人吉市の住民投票運動を通じて、この人吉市民、流域住民、五木の村民、いろいろな苦渋の選択や思いを、どのように国に受け止めていただけるのかな、ということで人吉市の住民投票で賛成でもない、反対でもない立場からその運動をしてまいりました。結果、1万7千、約6割の署名のうち、1万4千、48%以上の署名を集めたにもかかわらず、やはりこれは住民投票は否決されました。それとこのたび、

漁協の臨時総会 11月28日、否決された後の行政、あるいは各首長さん、あるいは関係者の行動を見ると、果たして今、川辺川ダム事業は民主的な、あるいは本当の公共の意味において行われているのか、そういう疑問を感じております。

いろいろ自然環境や地球環境、そして子や孫に継承する可能な本当の意味の生命と財産を守るのは何なのか、ということをご皆さんが考えなきやいけない時期に来ているこのときに、国の事業として粛々と押し進める。事業主体者であるから粛々と押し進める。市民が何と言おうが、県民が何と言おうが、そこには各地域地域の独自の事情がありましようが、やはりここは、私は今日この討論会の目的である、県民が何を知りたがっているか、あるいは県民への説明責任というの何なのか、ということをご皆さんもう一度考えていただきたい。そのような観点から私は国土交通省の皆さんにお願いしたいんですが、公共事業というものの捉え方、あり方、これは事業主体は国土交通省ではなくて、本来住民であると思います。住民が議会制民主主義によって、皆さんに建設事業を委託した建設主体者であります。それを早く各地方に、分権自治の時代です。地方の自治体の事業として、早く自治体発注の公共事業で地元の建設業者、あるいは五木の苦渋の選択をした人の救済資金にダム資金を充てるような考えをもっていないかな、ということをご考えております。

(総合司会)

ありがとうございます。お時間でございます。住民投票のこととか、お答えはどうですか、やりますか。もう簡単にしてくださいよ。お願いします、もう一言で。

(国土交通省 C)

Cでございます。死者のことにつきましては、先ほどご説明したとおり、『川辺川の治水について』の10ページのところ、11ページのところをBが説明させていただいたところでございます。また、連携運用につきましては、国土交通大臣もきちんと川辺川ダムと市房ダムと連携して洪水被害を軽減する効果を高めるということで、私どもも実施してまいるところでございます。

そしてI様の御意見でございますが、住民の御意見ということでございますが、私ども先ほど申しましたとおり、今年4月から住民説明会等々をやらせていただいて、皆さんの声をお聞きしながら事業をやっているところでございまして、また、川辺川流域の19の市町村長皆様から、この市町村長様は基本的な自治体、要するに基本自治体の住民の皆様のご代表でございますが、この19市町村長の皆様から川辺川ダム推進するべし、という御意見をいただいているところでございまして、私ども今後も流域の皆様の声をいただきながら、事業に取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

(総合司会)

一応、冒頭知事が御挨拶にも申し上げました、ダムによらなくてもこの地域の生命と安全は守れるという具体的提案を報道機関を通してなされた。これについてやはり国に説明責任を強く求めてきたところですよ。だから現地ですと、と我々は言ったんです。だから私どもは現地に当てはめた論理を展開してもらわないと、今日ご参集の方々はよく判らないんじゃないかと。私もよく判りません。やはりこの現地の流域面積から、地形から、そういうものから明快な討論を専門家らしき人と、絞ってやっていただけますか。どうでしょうか、お互い。一人一人俺にしゃべらせる、ということになると、私もあんまり高圧的じゃないもんですから、民主的にやるもんだから、時間がもう5時です。どうですか、どうぞ、進め方について御意見を

うかがいます。

(会場)

何時までするんですか。

(総合司会)

予定は、柔軟に対応するということでお伝えしておりましたから、ご了承くださいませ。時間が長引いていますので、お手洗い等、お立ちになる方は、合間をぬってどうぞ。進め方についてどうでしょうか。Hさん進め方？じゃあどうぞ。

(対論者 H)

Hです。進め方も含めてお話をしたいと思います。基本的には、この川辺川ダムというのは多目的ダム法に基づくダムのわけです。目的が4つあるというふうに言っているわけですね。それを踏まえて国土交通省の方は進めようとしているわけですから、本当にこの4つの目的が今の時点で全部備わっているのかどうか、これはやはり、この場でしっかりみんなで検証しよう、ということでそもそも集まっている訳ですから、先ほど申しあげたように、けっして治水の問題だけではない、ということをもまず冒頭申しあげたいと思います。

治水の問題についても、十分に今までの議論で納得のいく内容が説明されているとは到底言い難い、というふうに思います。こちらの方からいろいろ出ているもの、例えば、雨が一山降った雨だけなら対応できるかも知れないけど、二山、三山と降ったときに、本当にこの川辺川ダムは安全なのか、というような疑問に対して国土交通省の方から、絶対に大丈夫だ、というような回答は来ていないわけです。このように二山、三山きたときの本当の絶対的安全が確保できるのか、これについては住民の人たちについては、大変な疑問をもっているのではないかと、これに対する明確な答もないわけで、一つ治水の問題に対してだけでもまだまだ不十分。

それ以外の恐らくこの電力の問題などは取るに足りないと思いますし、また、利水の問題、これも大きな目的の一つとされていますけれども、皆さんご承知のとおり、利水の国営事業については、受益農家4千人のうち、半分以上が裁判に参加しているというような、率直な事実が発生しているわけで、とうていこの国営事業、灌漑の方が目的が今でもあるかということ、喪失をしている、というふうに言わざるを得ないわけですね。この点についても、国土交通省の方は率直に説明しないと、多目的ダム法に基づく建設は許されない、このように思うわけです。この点についての率直な説明を求めたい。

そして、万一この国営川辺川改良事業が、仮に認められるとしたとしても、その後、県営事業、団体営事業、これについても、3分の2以上の同意を得ないと土地改良法上はできないわけです。もし、国営部分だけできて、その先ができないとするならば、全くの無駄な工事をしたということになって、税金の無駄遣い以外の何物でもない、このように考えざるを得ないんです。国土交通省側は、県営の部分、団体営の部分も間違いなく3分の2を取れると、いうだけの自信をもってやっているのか、その辺も確認をしたい、このように思うわけです。それから、今言うまでもなく財政状況が国でも県でも大変な破綻状態、国は660兆円・・・

(総合司会)

Hさん、すいません。財政状況論までお話をされるのはね、もう困ります。

(対論者 H)

大きな問題ですが、この辺にしておきます。

(総合司会)

お願いします。財政論まで広げたら收拾つかなくなってしまいます。よろしいですか、すいません、ご協力いただいております。

(総合司会)

今の治水絶対大丈夫かというのは、何か、そんなお尋ねをなさったんですが、だから、今、それを整理しております、総合司会として今、お尋ねの種類を整理しておりますので、少し、静かにしていただけますか。まず、治水は絶対大丈夫か1点、2点目は利水に国交省というのがちょっとどうか分かりませんが、さっき、あの、御紹介するのを忘れました、川辺川の農業水利事業所長さんも前のほうにお見えですね、あ、もう帰られましたか、おられますね。それと県の農政部長、土木部長、企画開発部長、球磨地域振興局長も前列のほうに同席しておりますので、利水は国の方の機関からお答えになるのかと思いますが、それでよろしいですか。

(発言者不明)

.....じゃ、ありませんよ。

(総合司会)

受益農家の半分以上が裁判に参加しているとおっしゃったから、利水は農政局の方が来られているんですね、前に。

(発言者不明)

.....

(総合司会)

多目的だから、農政局と九州地方整備局とが一緒にやっておられるんです。私の言い方がおかしいですか。(会場からやじ)はい、分かりました。じゃ、総合司会として整理をしたいからそういう話をしておりますので、私の話を全部複数で押しつぶすのは、ちょっと、一人だけかおっしゃって下さい。質問者本人が、国土交通省お願いします。

(国土交通省 B)

国土交通省のBでございます。本日、お配りしております、『川辺川ダム事業について』の説明資料58ページを開けていただきたいと存じます。この資料は、今週月曜日に記者発表した資料と全く同じでございますけれども、58ページのところにちょっと書いておりますけれども、当方の見解と言うことで、まるいち、昭和40年から平成13年までの37年間の洪水全て川辺川ダムの洪水調節容量の範囲内で安全に調節が可能であるという結論を得てございます。川辺川研究会のごしょうさんの昭和47年7月、昭和57年7月、平成7年7月、これも含んで洪水調節ができるということでございます。60ページを開けていただきたいと存じます。60ページに、昭和47年7月洪水の調節の図が書いてございます。中段に、川辺川ダムというところがございますが、二山、二つ・調節してございますけれども安全に切っている、洪水調節をしている。それから、さらに61ページ、川辺川ダムでございますけれども、流入量が一度ピークを迎えて、下がって、また上がって、下がっていると、これを先程から二山洪水と言われてますけれども、これについても洪水調節の範囲内で切っていると。さらに、62ペー

ジでございますけども、62ページは、平成7年7月でございますけども、これは洪水のピークが3つございます。こうしたものについても、洪水調節を行っているということでございます。

それから、さらに国営の川辺川土地改良事業についてでございますけども、御案内のとおり、この事業は川辺川ダムを水源とする事業でございます。農林水産省、九州農政局において、平成10年度に事業再評価が行われております。事業再評価によりまして、ちょっと読みあげますが、本事業の計画が確定しており、かんがい施設整備の緊急性が高く、熊本県、地元関係市町村及び推進母体等において用水施設工事着手に向けての積極的な取り組みや要望が行われていることから、事業効果の早期発現を図るため、早期に用水施設工事に着手する必要があり、本事業の水源である川辺川ダムの完成時期、平成20年をも勘案しつつ、事業を継続実施し、早期完成を図る、という事業の実施方針、これが結論として得られているということでございまして、私どもとしては、これを前提として現在、事業を進めているというところでございます。以上でございます。

(総合司会)

はい、ありがとうございました。対論ですからまず、Hさんにいきたいと思います。

(対論者 H)

今の国土交通省の説明ですけども、小泉さんが何で人気があるかということ、率直に自分の言葉で語っているから、人気があるんですよ。今のような、お役人の棒読みの言葉で小泉さんが言っていたら、今のような70%を超えるような支持率はないですよ。今の棒読みのだったら、さっぱり分かりません。恐らく、会場に来ていらっしゃる方々も、何、言ってんだかさっぱり分からない。そういう、原稿の棒読みのようなやり方は、この場でやめましょうよ。率直に自分の言葉でしゃべって、本当に皆さんがよく分かるような議論を・

(総合司会)

Hさん、すいません。Hさんのもよく分かりません、抽象論で。議論してるんだから。あなたはね、相手を決めつけるような言い方は止めて下さい。むこうは少なくとも、何々で決定しているということを説明しておられるでしょう。小泉さんの話から出して、政治ショーじゃないんです、ここは。

(対論者 H)

ちょっと待って下さい。私の質問に全く答えてないから、私は、こう言っているんでね、要するに、受益農家が半分以上、裁判に関わっている、この現状について、何にも触れていないわけですよ。ただの原稿の棒読みじゃないですか。これについて、どう考えるのか。これを私は聞いているんですよ。そして、仮に国営事業ができたとしても、県営、団体まだまだあると、これほんとに、3分の2どうなんですかと、これについても答えていない。要するに、原稿の棒読みだけじゃないですか。これを私は言っているんですよ。

(総合司会)

あの一、すいません。あのですね、ちょっとお待ち下さい。論点を整理します。Hさんは答えていないと言われておりますが、国交省の範囲内のことでは、私が総合司会として聞いた範囲では、答えておられると。だから、私がさっき、整理しようと言いました。農政局の出先も、

所長も今日、来られていますと。3分の2を取れるのですかと、国交省が答えられるはずがないではないかと、そういうことを、私は総合司会として交通整理をする責務があるんです。ですから、あなた達が横から何も言われなくてもいいです。私は、Hさんと話しているんです。質問者に、今の3分の2をとれるのかというのは、農政局と県の農政部に答えていただかないと、ご意見をとりいくのは当方ですので。整理をしているんですよ。ちょっとお待ち下さい、交通整理をさせていただきます。でないとね、時間は過ぎるだけです。だから、交通整理でしょ。いや、答えられましたよ。静かにして下さい、会場は。ちょっと待って下さい。じゃHさん言いたいことがおありであればどうぞ。今、Hさんと協議しています。他の人はお静かに。すみません、Hさんが質問者ですから、Hさんと協議しますので。

(対論者 H)

いやいや、私の質問は明確ですよ。それに答えていないだけですよ。

(総合司会)

だから、何に対する問いに答えていないか、おっしゃってください。利水ですか、3分の2以上の同意ですか。

(対論者 H)

いやいや、私は別に総合司会とけんかをするつもりは、ありませんしね。

(総合司会)

私もないですよ。

(対論者 H)

だったら、よく聞いて下さいよ。利水事業について言うならば、何回も繰り返しますが、受益農家の4千人のね、半分以上が裁判に加わって反対している、というこの現状を踏まえてね、多目的ダム法の目的の一つの利水、かんがいというのは、もうなくなっているんじゃないんですかと。これをどう評価しますかと。これを聞いてる訳ですよ。それから、仮に、国営の土地改良事業がね、パスしたとしても、県営も団体もあると、そうするとこれも3分の2が確実に取れるという目処がないまま、進めるならば、全くの無駄なことを国土交通省は進めようとしているんじゃないんですかと。こういう質問ですよ。別に難しくも何ともないですよ。

(総合司会)

はい、もう一回整理します。「ならば、無駄じゃないですか」と言う仮定の問いに対して、どうするか。国土交通省、感想を言って下さい。

(国土交通省 A)

それでは、分かる範囲で御説明いたします。特定多目的ダム法でダムを作っております。まずは治水上、重要でダムが必要だと、その時に、ダムのサイトというのはどこにもできません。ですから、ダムを作るときに治水だけではもったいないから、それでは利水者の方、上水はいりませんか、工水はいりませんか、農水はいりませんか、こういうことを県に聞きます。そういう要望を踏まえてやっているわけです。じゃあ、その要望の中身、中身については、どうなるかということについては各利水者、それぞれが需要し、それについて県からご回答頂いている。現在、今、農水についてお話がありましたので、私、答える立場にないんですが、感想

と言うことで、お話しすれば、農水について、まだ今、圧倒的に最初から裁判云々の話が出ておりますけども、現在、裁判は進行中ですので、これについてはコメントはできないし、これについて、お答えということとはできないということをご理解して頂きたいと思っております。

(総合司会)

はい、これは、福岡高裁で確か、係争中ですので、それにもう判断はとりあえず、お任せするということになるんであろうと思っておりますが、いずれにしろ、その話については、Hさんもうよろしいですか。今の答えで。

(対論者 H)

.....

(総合司会)

はい。それは全く答えられないから悪いというイメージでは総合司会としては、整理いたしません。平行線でございます。相討ちと見なします。それではですね、いよいよ私どもが今一番、地元県民として、考えるのは、治水にもう少し、移したいと思っております。それでよろしいですか。

(対論者 発言者不明)

.....言ったらだめだよ。君は。

(総合司会)

だって、右左甲乙付けられません。平行線になったんだから。はい、Eさん。できるだけ治水関係をメインにお願いします。

(対論者 E)

あの、今ね、議事進行のやり方でもめているようなんですけども、確かに、川辺川ダム事業の代替案と言うことで、討論会が開かれるということだったんですが、パネラーの方々が申し込まれた時点でのいろいろ確認事項が、当然県としてあったわけですよね。それで、非常にもう、5時半ですか、ずいぶん時間がたってやっているんですけども、やはり35年間もずーっともめてきたこの川辺川ダム問題をですね、わずか1時間とか2時間とか1人5分だとかで終わってしまおうということが土台、無理な話なんですよ。それでね、鎌倉さんが、まとめをされているというのは分かるんですが、やはり、見てても議事進行に少し疑念があるなという進め方ではと私、見てるんですけども。実際ですね、私たちはたまたま登壇しているんですが、会場の皆さん、数千人来ていらっしゃる訳ですよ。例えば、登壇者には入らなかったけども、海の漁協さんとかも今日、100人位来てダムの問題についてはどうなんだというのは関心を持って見てらっしゃる、一般の方も一杯いろんな質問をしたいと、いう思いがある訳なんですよ。それで、逆に広範な声を拾わずに、非常に絞ったような発言を制限するという議事進行のやり方をもう一度問うて、いろんなダムの問題を含めて、発言をしていかないかどうなのかなど、皆さんの確認事項も当然申込みの時にあったでしょうから、そのあたり、話を整理した方がいいかなと思っておりますけども。

(総合司会)

はい、それでは今の御発言に対して、私がお答えいたします。私どもは、正式にプレス発表

しました。知事挨拶、専門家討論、国交省・治水代替案説明、討論、休憩、一般討論、閉会そして今おっしゃったようにいろんなグループの方から利水とかしゃべっちゃいかんのかと、環境とかしゃべっちゃいかんのかと、いやそれはあえて制限はしません、今、ダムがなくてもできる方法があると、具体的に県民に情報を伝達した人がおられますから、その人達との代替案というのが大きな主眼だから、ペーパーもこのとおり出しております。だから、そう言う点で、私は先程からできるだけおっしゃっていただきたいと思うものの焦点を絞る必要がもう出てきたと思いましたが、あえてそういうふうに申し上げたことを御理解下さい。それではですね、今の話がありました。だから、できるだけ、一般討論、いやちょっと待って下さい、あの、皆さん、対論者と私が一方だけのご意見を聞きますとあれですが、両者でございますが、休憩を取った方がよろしゅうございますか、このままがよろしゅうございますか。どうしますか、そちら。どうですか。それでは、すいません、5分間だけお時間下さい。それとここで皆さんに私からお諮りします。この後、一般討論というのが予定されております。今、5時32分でございます。できますならば、一般討論もできるだけ御発言頂きたいので、協議はしますけど、やがて一般討論の方に移りたいということは念頭に置いて、よろしゅうございますか。(会場拍手)はい、それでは、5分間休憩させていただきます。

6 一般討論 (その1)

(総合司会)

恐れ入ります。かなり輻輳しております。賛否両論公平に発表していただくということでお願いをしますので、交互にお願いします。

(大学教授 C)

これから、一般討論に入りますけども、先程、司会の方が「相討ち」という表現を使われました。相討ちかどうか、そういうことは、価値判断に関わることは、参加されている方が、皆さんが一人一人判断すればいい訳で、司会からそういう言葉が出てくるのは、これから控えて頂きたいと思えます。

(総合司会)

はい、承知いたしました。私もかなり長時間一人でやっているもんですから、大変失礼いたしました。いずれにしろ、全体をどうこうという評価をする気はございません。まだ平行線であるという気持ちだけで、そういう言葉を使ったことはお詫びを申し上げます。大変、申し訳ありません。それと、利水関係で、反対、賛成の方一人ずつ答弁をお願いしたいと思います。輻輳して、今、整理が混雑しておりますので、とりあえず始めさせていただきます。段取りが少し悪くなるかもしれませんが、お許しいただきたいと思えます。

まず、利水で、これはA様、川辺川利水訴訟原告団の方、前列の方にお見え下さい。それから、次に、賛成の趣旨だろうと思えますが、B様、多良木町でございます。前の方に、お願いいたします。係の人、マイクのスイッチを入れて下さい。会場からの御発言は一応3分としてお願いしたいと思いますので、3分以内でコンパクトにご趣旨を表現していただきたいと思えます。よろしくどうぞ。

(一般討論者 A)

利水訴訟原告団団長のAです。コンパクトとおっしゃるんでコンパクトにいきます。今、係争中なので、細部にはふれません。今日、農水省から見えていると先程、知りましたんで、見えているんだったら、他に質問したかったことがあるんですけども、国交省で答える範囲内という質問を用意しましたんでよろしくお願いします。項目は川辺川水系の既得水利権について。今持っている水利権について。ダムができた場合の、既存の灌漑用水利権の補償と対処はどう考えていらっしゃるのか。水利権の損失はどのような補償を考えていらっしゃるのかということかということなんですけども、国は、この水利権について何も説明していません。農民にとっては、水利権はまさしく、生命と財産を守る唯一のものです。このことに、国交省も農水省も答えていません。水利権についてどうなのか、ストレートにお答え願います。

(総合司会)

はい、3分以内でしたので、一回、コンパクトに水利権について、国、何かお答えすることあります。どうですか。はい、コンパクトをお願いします。

(国土交通省 C)

ただ今、既得水利権についての御質問でございますが、川辺川ダムによって、生み出される水は、現在よりも、要するに水が少ないときに、一部、溜めた水を増やすと、要するに、現在、洪水の時に水を多少取っても今の水利権に当然引かからないはずですね、水が非常に多いときは、少ない時に更に多くしてということでございますので、既得水利権はそのまま、更に新たに水を生み出すということでございます。新たに生み出す水でございます。

(総合司会)

はい、今、こちらから手、上がりましてけども、専門家同士の討論になるとまた、時間が無差別になります。一言だけですね。はい、じゃ、一言だけということですから。

(大学教授 C)

今の説明に基づけば、水利権の変更ということになります。今までの、水利権の変更については、水利権者の全員の同意が必要です。そして、その土地改良の範囲だけでなく、例えば支川から取水するならば、その支川が本川に合流するところまで。だから、土地改良区の区域に入ってなくても、その下流の方まで農民の全員の同意が必要である。これは農水省の担当課の回答です。私は直に会ってそういうふうに聞いております。以上です。

(総合司会)

今のでよろしゅうございますか。原則として、恐れ入りますが、専門家同士の対論はできるだけ避けるような形でしたいと思っておりますので、御協力をお願いします。会場からの御質問には、できれば名指しで聞いていただければ、その方にお答えいただきます。B様お願いいたします。

(一般討論者 B)

私は多良木町のBです。こういう場所は初めてで、あがってしまってよく伝えきれるか分からないんですけどもよろしく願いいたします。平成元年、国営川辺川総合土地改良事業に参加し、78アールの畑で梨を作っています。造成された土地に、まだ小学生だった子ども達とともに苗木を植え、日曜日や休みの時、枝拾い、袋かけ、ネット張りなど、家族全員でしたものです。うちは、働かざる者食うべからずですので、高校卒業まで、家の手伝いをよくしてくれ

ました。ネット張りの時は、たくさん人間が必要なので、友達もアルバイトとして連れてくることもあり、友達のお母さんに会い、お礼をいうと農業をしたことがないので勉強になったから、いつでも手伝わせてほしいと喜んでおられたことも、もうはるか昔になってしまいました。家は農業ではなかったのに、勤めていて給料計算、年末調整、保険関係、決算と事務を20年間位していました。重いものといえば、電話機位しか持ったことがなく、私が農業を始めたことを私の両親もとても心配しましたが、7年前、事務職を辞め、梨専門に従事し、主人は会社の仕事で九州一円を走りまわっていますが、休みの日など、仕事を手伝ってくれます。平成13年には、水が来るといわれましたが、まだ着工にもなっていません。平成6年の日照りではとても心配しました。梨の葉がしおれてくるのが、目に見えて分かり、とても苦しうに見えます。でもどうしてやることもできず、声を出して、ごめんね、ごめんねと何回も梨の木に向かって語りかけるほどでした。やっと、雨が降ってきた時は、ほっとし、梨の木を見るととてもうれしそうに見えました。早速、宮崎の方から井戸を掘る業者に来てもらい、水が出るか、見てもらいましたが、土質が悪く、水が出ないとのこと。今度は、役場に行って、町水道の夜間使用をお願いしましたが、東光寺の方は今でも水が不足しているので、利用できませんとのことでした。私も農業をしなればダム反対をしていたかもしれません。しかし、農業を自分で試みて、水はどうしても必要なのだ、作物を作るのに不可欠なものとしみじみ思い知りました。だから、一日も早い着工を願います。この球磨地域で仕事をするといっても、林業、農業、土木で他にはあまり働くところもなく、農業にしがみついている私たちですが、不況の中、失業されている方も多い中で、今、私みたいに脱サラし、農業をしっかりと取り組む方を増やしていき、よりよい農業経営を共にしていきたいと思えます。また、基盤をしっかりと作り、安全で安定した農業に向かって、子ども達が安心して仕事を継いでいけるように、努めるのが親としての務めと思っています。一日も早い着工を農家の女性として、皆さんを代表してお願いいたします。

(総合司会)

ありがとうございました。それでは、次、4名申し上げますので、4名の方、前方へ予めお集まり下さい。相良村のC様、人吉市の、これはすいませんふりがながないから、読み間違えたら済みません、D、人吉市市議会議員のD様ですか、わかりますかね、ご本人。あれ、Cさんはだぶってますね、これ。はい、申込書がだぶってましたので。お名前は指名しましたので。じゃ、Cさん、席の方に着いて、ちょっとお待ち下さい。今、2人お呼びしました。一般討論者 E様、錦町。相良村のF様ですか、以上4名の方、あらかじめお願いいたします。初めに、C様お願いします。

(一般討論者 C)

私は、地元、相良村の村議でもありますが、原告団副団長として、議会にもあがってきた人間です。まず、私たちがこの利水事業の中で、農水省にも色々やってきた訳ですが、まず、今日の議論の中で利水問題が取り上げられないで、治水だけ持っていくということで、私は降ろされました。その利水というのも、多目的の中の約4%を占めているということをお忘れしないでほしいと思えます。それから、私が一番、農家の、副団長として、これまで色々な議論をした中で、農家の地元農家の4千戸のうち、半分以上の2100戸が裁判にまで関わっていることをまず、知ってほしいです。そして、その裁判にまでなった理由が何であるか、それはまず、最初の同意である、印鑑の取り方に疑問があって、裁判がおきたと。私たち農家の人が裁判までおこしたという事実を皆さんは知ってほしいと思えます。私たちも裁判をしようと

最初から思ったわけではありません。裁判というのは私達も知りませんでした。裁判所というのも。弁護士さんとも初めて、会いました、その時に。そういうふうな農家の一人として、今、私は議会にまで送っていただいているということです。それから、私は、説明された中で、五木にですね副ダムと国土交通省では水位維持装置というようなことでいわれてますが、このダムには常時水を溜めるということだそうですが、そしたら、いわゆる治水能力といいますが、容量ですね、その分は差し引かれねばならないはずだと思いますが、その副ダムの構想が出たのがいつからだったのかと、まず、私が平成9年に調べた治水容量と、この今、13年、今日、配られました中の第1ページにですね、『川辺川ダム建設事業の概要』という中の最初のページにあります容量の中で、全然変わっていないということです。2ページですね。だから、実際ならば、治水能力はそれだけマイナスになることだと思いますが。それから、清水バイパス、今日も少し、専門家の方で言われましたけれども、この、清水バイパスという中で、ダムの中に残った濁った水を流すときには、どういうふうにして流すかと言いましたら、大雨が降る前に濁った水は流すと、いうことだそうですが、本当にそれじゃ、雨で流して、川がきれいになるまで流れるかという疑問を私は持っています。そういうことも含めて、ダム自体は必要ないというふうに、利水事業の立場からも言いたいと思います。

(総合司会)

ありがとうございました。今、C様からいただきました。続いて、人吉市のD様です。D様お願いいたします。3分となっておりますのでよろしくお願いします。

(一般討論者 D)

すいません。人吉市の市議会議員のDでございます。今、3期目でございます。平成3年に当選しまして、それからダム対の方へずーっとおりまして、その関係で、今日、総合司会の方から話がありましたように、川辺川研究会から出されたその代替案、これは平成4年に私どもも市議会の方でいろんな話をしました。そして、これは無理だと、現実問題として。まず、3点程、先程言われましたけど、現状の土地利用を活かした自然遊水地の確保。これはどこにあるんですか。まずお聞きします。それと部分的な堤防の確保、先程言われた掘削をし、部分的に堤防を作りますと、人吉の市街地をどういう具合に皆さんお考えでしょうか。曙橋からずっと下流域を考えたとき、どこにそういう場所があるのか、お教えをしていただきたいと思います。それと、洪水に強い街づくり、これは誰が考えてもそう言う意見はあります。しかしながら、そういったことを踏まえて今回のダムというものがあっておるということは、私どもはずっと研究もしております。それと先程から、土地改良の話が出ております。現在、議長もさせて頂いておりますので、一言、お伝えしますけれど、反対が半数以上と言われますけども、約4千名のうちの760名余りが原告団でございます。ということは、どこが半分以上なのか、私は全然、理解しておりません。そういったことで、まず、川辺川研究会の方が、どの部分なのか、はっきりそこを言っていただきたいと思いますし、水害の時に、この地域に来られたのか、そこをもう一度確認したいと思います。以上です。

(総合司会)

はい、専門家へのお尋ねでございます。川辺川研究会のEさんになりますか。どなたですか。あの、すいません、向こうは川辺川研究会の報告書と言われてますから、ちょっとお待ち下さい。川辺川研究会の方お願いいたします。一般討論者Cさん、何、質問されたですか。いや、あの、はっきり名指ししていただいたら、ちゃんとしますが、こうだったという思いだ

ったのか、あるいは、名指しをしていただくとありがたいんですが、お聞きになるときは。じゃ、Cさんの方は誰にお聞きしたかったか、ちょっと確認させて下さい。ちょっと待って下さい。じゃ、Cさんにもその条件を公平に対応するというので、いいですか。だから、公平に、専門家に明らかに指名をなされたときは、あるいはどこどこ団体、

(発言者不明)

一般討論者Cさんの質問に答えて、一般討論者Dさんの質問に答える・・・

(総合司会)

わかりました、じゃ、一般討論者Cさん、恐れ入りますが、もう一度こちらにどうぞ。一般討論者Cさん、どちらの団体、もしくは、どなた・・・

(一般討論者 C)

まず、国土交通省でしょうもん。国土交通省たい。その他になんばいわなんと。農水省は答えんとやろうが。まず、私が降ろされた利水事業は、多目的ダムの中の約4%、3.9%比率があるということを知ってもらいたいということを言いました。だからこれに対して、国土交通省はどういうふうに理解しているのか。それから、治水容量ですね、副ダムができた場合に、治水容量は満水にいつもしているのであれば、その治水容量はマイナスにしなければならんのではないかということに対する答え。それから、清水バイパスで、いわゆる清水を流した場合に、残った水、濁った水を流す場合に、雨の降る前に流すということだが、その汚濁が完全に流しきれぬのかということです。

(総合司会)

よろしいですか。じゃすいません、国土交通省からということでもよろしゅうございますか。はい、よろしいですね。じゃ、国土交通省のほうからよろしくお願いします。できるだけ、コンパクトにお願いします。

(国土交通省 C)

まず、川辺川ダム事業の中で、4%が農業の利水事業として入っているということ、私どもも充分認識しております。そして、水位維持施設でございますが、ここに溜める水は、もともとダム全体の利水容量で、要するに農業用水とかで、全体で溜める水の一部をその水位維持施設に溜めている訳でございますので、全体の容量としては全く、この水位維持施設があっても変わりありません。ダム全体で見れば変わらないと。どこで溜めているかというだけの話でおわかりいただけるかと思えます。そして、雨の降る前に水を流すということでございますが、これは、先程も申しましたように、洪水時ですね、洪水時、水が流れてくれば、利水容量以上に例えば毎秒800トンでありますとか、毎秒200トンでございますとかこれは、当然、洪水の時、下流に水が流れております。その時、流れる水は、当然洪水時でありますので、その時流れる水は、要するに濁った、砂とかですね、そういうものが入っている水であると、そういうものであるということでございます。

(総合司会)

はい、ありがとうございました。それでは、お諮りします。先程、Cさんに要点を再度、登壇していただきましたが、一般討論者D様にも要点を再度ということでもよろしゅうございます

か。はい、じゃ、要点だけお願いします。

(一般討論者 D)

川辺川研究会の案そのものがもう議論尽くされた議論だと。先程、総合司会の方からお話がありましたように、新しい代案があるから、県は今日の主催をされたと一番初めに御紹介いただきました。その代替案として3点のことをいわれました。もう一度確認させていただきます。現状の土地利用を活かした自然遊水地の確保。これについて、現況のですね、具体的にいいますと、川辺川流域また球磨川流域には農地があり、人家がはりついております。その中でどのように確保をされるのか、まずお尋ねします。それと、次に、部分的な堤防の嵩上げ、それと掘削、というようなことを提案されております。これは人吉の市街地で考えた場合、曙橋から下流に関しまして、両サイドに人家があり、そして左岸側には城址がございます。そこにそういった構造物が可能なのか、それと河川掘削することによって、そこが逆に掘れて、現況の堤防が崩れる恐れがあり、また、部分的な堤防を作った場合に、作らないところに水がいつてしまい、大変な洪水を巻き起こす可能性もございます。そういった部分でそういったお考えであれば、人吉の地点でどのような箇所にそういったものを作られて、どのくらいの費用対効果があるのか、35年間いろんなことで、これは議論してきたことです。今日から、一緒に考える時間はないということで、皆さんも提案されたと思いますので、その点はしっかりお答え下さい。対論者Eさんをお願いします。

(総合司会)

指名でございます。川辺川研究会のEさんをお願いします。

(対論者 E)

御質問の遊水地という件ですけども、代替案での遊水地というのが誤解が多いといけないので、まず、御説明いたしますが、国土交通省さんも、遊水地というのは実は検討されています。ところが、この検討案は、お手元の川辺川事業Q & Aというのが国土交通省さんから配られていると思うんですが、25ページにですね、人工遊水地堀込み池ということですね、これが、堀込み式ということで、ダムがなければ、その水を全部遊水地にため込むという非常に大胆な前提をもって作られておりますから、遊水地が7mの深さが必要といわれているわけですよ。自然遊水地は本来、そういうダムの変わりに掘り込むようなものではなくて、自然の地形を活かして、ゆるやかに越流させて少し薄く水をためるとというのが自然遊水地なんですけども、これに関して、国土交通省さんも自然遊水地は、たくさんはないけども自然遊水地となりうる地域ということで、緑色のところで提示をされております。それで、川辺川研究会としては「球磨川の治水と川辺川ダム」というのはボリューム4ということで、実は、パンフレット4冊、今まで出しているんですけども、これのボリューム3でですね、これはもう1個前なんですけど、川辺川ダム計画の問題と求められる治水対策という本も出しております。この中でですね、遊水地の候補として、・・・

(総合司会)

Eさん、すいません。3点ありますので、コンパクトをお願いします。

(対論者 E)

分かりました。こういう場所を遊水地の位置図として、候補地としてあげております。これ

川辺川研究会のパンフレットの3にですね地区が囲ってありますから、住民の合意が取れているわけではないので、勝手に引いてあるんですが、ここに囲ってある町名、地域の中が遊水地の候補地ということになります。

(一般討論者 D)

町名をちゃんと言って下さい。具体的に皆さんが提案されたから今日の会議があっているんですよ。あなた達は、皆さんその責任があるんですよ。

(対論者 E)

非常にですね、私達が資料を出して、町名、町名と言われますけども、この中の町名で書いてあるわけですよ。

(一般討論者 D)

だから、今日の趣旨は皆さんが提案をされたから、県の方もそれを受けてこの会議を開いているんですよ。だから、あなたたちはそこまで責任があるということですよ。

(会場から)

中身がないわけだな。

(対論者 E)

中身がないんじゃないくて、町名はここに一杯あるじゃないですか。地図が。町名がたくさんありますんで、地図を見ていただければ分かります。それと、河床掘削の話もありましたんで、お話ししますけど、

(総合司会)

Eさん、あと、堤防嵩上げ掘削についてですか。今のはいいですかね。

(会場から)

まだ、ちゃんと答えてないでしょ。

(総合司会)

ちょっとお待ち下さい。

(対論者 E)

17ページを見て下さい。

(会場から)

おまえ達はそれだけ勉強したんだろ。中身を言えよ。

(総合司会)

じゃ、図面をそこで撮影しますか。Eさん。

(対論者 E)

それでは、町名を言えということなので、地図に範囲は示しているんですが、集落名も入っ

ていると思うんですが、平岩（相良村）とかとうかいとかですね、八田（相良村）とかそういうところを可能ではないかということで困っております。これに関しては、国土交通省さんの先程説明した資料に関しても自然遊水地となり得る地域ということで、25ページに入っておりますけどもこれは、先程も申しましたとおり、地域住民の方々の同意を得て作成しているものではありませんので、これはここが可能であると、それは逆に言えば代替案の中での住民の皆様がどこまで合意していただけるかという中での選択の一つではと思っております。

（会場から）

堤防嵩上げ、掘削の具体的な場所を答えてないでしょ。

（総合司会）

Eさんどうされます。堤防嵩上げ、掘削場所を具体的にという指摘ですが。すいません、質問者と回答者とやられるのはいいんですが、回りでは少し、お静かにお願いします。私も、わあわあ言われるから混乱するんですよ。じゃ、Eさんのほうで。

（対論者 E）

治水チームということでDさんの方から替わりに答えさせていただきます。

（対論者 D）

掘削についてはですね、基本的に人吉地点の河川距離表の5.9から6.1キロメートル地点を中心に考えておまして、その区間でですね、横断データ等今、ここにはないんですけども、基本的にはその2キロ区間の中で、5.8から6.1キロの3キロ区間の中で先程ありました、橋の付け替えがあるようなところでは、例えば掘削処理を行う、橋の付け替え工事があるところでは、そのまま堤防を活用するというのでその2つの組み合わせで計算してきております。

（一般討論者 D）

すいませんけど、何キロメートルのところといわれても、分からないんですよ。だから、人吉のこの地点というのを具体的に皆さんは、調べてこられて、地図でもそうやって落とされているんですから、分かると思いますので、人吉大橋、水の手橋、人吉橋や中川原を起点に考えればすぐわかることですから、ここに来られている方は、どの部分に堤防を作って、どの部分を掘削していくのかということをお教えていただければいいわけです。

（総合司会）

すいません、お答えをしてですね、もう一回だけで終わらせて下さい。それとこの堤防嵩上げ掘削だけでいいですね。もう。

（一般討論者 D）

それとですね、ひとつだけは先程言いました、水害の時に、この地域の水害を見られた経験があるのか、その点だけお願いします。

（総合司会）

それはもう一言でいいですね。たしか、3つだったと思ったんですが。私の整理がまずくて済みません。じゃ、お願いします。今の2点と3点目だけ、よろしゅうございますか。お互い一回ずつという形で、もう時間もありませんので。

(対論者 D)

いまでも、先程距離表という話がありましたけども、実際、地図的には人吉橋が61キロちょいのところだと思います。それよりも下流の61キロから3キロ区間についてですね、橋の状況ということを含めて、掘削と堤防補強を組み合わせたということでございます。

(対論者 E)

それともう一点、人吉での洪水、昭和40年7月を言われているんだろうと思いますが、

(一般討論者 D)

いえ、平成6年、昭和57年とかいろいろあると思いますんで、その昭和40年にはたぶん小学生だったろうと思いますのでたぶん来られていないと思います。ただ、57年とかそういった特に出水が多かったときに球磨川、また、川辺川の状況を見らずに、ただ、単に机上の論理で、あまりにも語りすぎると。私どもは思っております。先程、申しました、遊水地についても一方的な話で、今、現実問題として、自然遊水地になっているんですよ、・

(総合司会)

わかりました。では、具体的に答えて下さい。

(対論者 E)

昭和40年7月というのは私も全然記憶にないんですが、57年は、私は八代住民として、八代の方でその水は経験しております。川辺川研究会の冊子にもその時の出水の様子、写真入りで載せているんですけども、これはDさん、言われるようにですね、戦後最大の水が流れた出水被害が出ている訳ですよ。このときも、写真を見ていただければ分かるんですけども、萩原堤が、7264立米が流れているんですけども、萩原堤がまだまだ余裕があるということですね、こういうことですね、八代の流下能力は・充分可能であると、いう検証結果を導きだしているんですよ。逆に言えば、国土交通省さんはこの川辺川研究会の報告書が出るまで、八代の出水が、・

(総合司会)

あの、Eさん、すみません。後がありますから。自説を展開されると、討論になってしまうので。

(対論者 E)

わかりました。

(一般討論者 D)

もう結構です。人吉橋から下の人は堤防を作っていくというのが皆さんの案と考えてよろしいんですね。先程、人吉橋から下ということでしたので。

(対論者 A)

ちょっとよろしいでしょうか。

(総合司会)

あの、Aさん。川辺川研究会ですか、あなた。

(対論者 A)
私は個人です。

(総合司会)
すいません、川辺川研究会が今、答えましたから。

(対論者 A)
掘削のことを私もちょっと言いましたので、お話したいんですが。

(総合司会)
Aさん、ちょっと待って下さい。皆さん、まだ、発言したい人は、ずらっと待ってんですよ。だから、一回答えてよかとおっしゃってんだから、Aさんお願いします。

(会場から)
.....

(総合司会)
いやいや、両方がよいと言われました、一回ずつだけですって言いましたから。Aさんが言うともた向こうがおっしゃいますから。

(会場から)
.....と言ってるでしょうが。

(総合司会)
いや、だって、聞かれたことだけ答えるということで、あと一回ずつですと今言ったんですから。それはご了解下さい。確かに私の議事進行は上手じゃありません。でも、私が動揺するようなことは、あまり皆さんおっしゃらないで下さい。落ち着かせて下さい。お願いします。それでは、次は、お時間も、お年寄りの方もおられますし、そんなに長時間というわけにはいかないと思います。F様、相良村の。F様いらっしゃいますか。どうぞ。次は、錦町の一般討論者 E様でございますかね。お近くに。では、F様、3分ということでコンパクトにお願いします。

(一般討論者 F)
私、相良村議会議員をしております、Fといいます。4年とちょっと前に議会に出て、2回目も川辺川ダムの中止と利水事業の見直しを・・て、議会に送ってもらっている訳でございます。議会で質問を取り上げても、国がやること、建設省がやること、河川局がやること、審議委員会でやること、何一つ村長はまともな答弁はできません。また相良の議会の特別委員会で、治水の問題でやり合ったことは、今年になってほんのちょっとやっただけで、治水の問題で議論はしていません。そういうことで、私は今日、発言の機会を与えてもらったことに感謝しています。私は、ダムで計画規模の洪水調節はできないということを断言して良いと思っています。平成7年7月3日、平成9年9月16日、平成9年9月24日、そして今年の6月20日から21、22、23日と市房ダムに行っています。また、熊本県の河川課も昭和46年と5

7年は過大放流を認めているわけでございます。市房ダムは過去の検証をするべきだと思います。これは、昭和40年を私は科学的な検証がもう一度必要ではないかと思っています。福島知事さん当時、県河川課の課長補佐さんを訪ねて、40年の県が出している資料問題で質問させてもらったところ、やはりこれは間違っているなということを確認してもらいました。川辺川ダムは本体着工すべきではないと思います。私は、市房ダムで確認しています以上、また、現在の国土交通省の計画書からも必要なくなっていると思います。川辺川ダム計画は平成7年7月3日、4日の・・・によって必要性がないことを証明されています。計画規模の洪水災害は、100%以上と過言でないくらい、発生していません。集中豪雨も台風の襲来によって、ダムで調節できないことを、市房ダム及び私たちの集落の南西方向にある人工の堤で確認を取っています。平成7年当時、ダム計画以上の雨が降りましたが、自然の状況で排水されて、堤の堤は越えていませんが、平成8年の集中豪雨では、堤の2分の1以上越えています。自然の破壊力を人工手段で封じ込めようとするのは、最も愚かなことだと思います。洪水災害が発生するときは、雨が降るだけ降って、河川の機能の限界に達して、災害にいたるのだと思います。自然を学び、自然にちなんだ川づくりが必要だと思います。自然とその生態系、そして川辺川の清流は重宝であり、永遠に守られるべきだと思います。私は国土交通省さんに、昭和40年の川辺川の状況のことでお伺いします。6月梅雨、連日の長雨で川辺川流域住民は誰もが、危険を感じていたわけです。これが、6月30日、7月1日、3日と昨日より今日、今日より明日、という状況で、とにかく日増しに雨が降りまして、災害に至っているわけです。それをどうして調節できるのか。また、80分の1というダムが計画書が必要になっていると私は検証するため、資料で見っていますが、その点はお伺いいたします。終わります。

(総合司会)

はい、ありがとうございました。今、お尋ねは、国交省どうですか。国交省でよろしいんですか。お尋ね相手は、国交省どうなさいます。はい、コンパクトにお願いします。

(国土交通省 C)

はい、コンパクトに。まず、お尋ねの昭和40年の7月洪水を、川辺川ダムがちゃんと洪水を減少させることができるか、これにつきましては私ども専門家討論の方でもまた今日のお配りした資料でもお見せしているとおり、きちんと計画どおり洪水を減少させることができるということでございます。また、相良村議会の方で説明がないということでございますが、私ども今年も、相良村議会の方に出向かせていただきまして、川辺川ダム事業については御説明させていただいているところでございます。

(総合司会)

はいもうこれで勘弁願いたいと思います。すいません。それじゃ、一般討論者 E様いらっしゃいますか。Eさんいらっしゃいますか。はい、じゃ恐れ入ります3分内で御協力ください。どうぞ。

(一般討論者 E)

私は高原台地でお茶を3ha程栽培しています。専業農家です。農業をやって約30年になります。この地域のほとんどの人が終戦後開拓団として入植をしておりますが、私の地区には水はありません。雨だけが頼りでした。農業の歴史を振り返って見ても、どこの先進地研修に行っても、また、この球磨郡の南と北の格差をみても、水のある方が繁栄していることは事実で

す。ここでお茶に対して水の必要性について述べます。水が一番欲しいと思う時は、やはり干ばつの時です。干ばつの時に作物に水を与えてやる、それだけで水を引いてくる価値は十分にあると思います。水は要らないとっておられる農家の方もいらっしゃいますが、その人達に聞いてもらいたいのですが、干ばつのとき作物がしおれる、隣の畑では水を巻く、それをだまってみていられますか。今まで、反対してきたのだからいらないというかもしれませんが、しかし、農地はそこに残っていきます。その人の子どもや孫が後継者としてやっていくかもしれません。干ばつの時に、その子どもや孫はどう思うでしょうか。作物に対して愛情があるなら、どうかして水をかけてあげたいとそう願うはずです。次に、防霜ですが、高原台地にはたくさんの方防霜ファンが設置してあります。風を送って霜を防ぐ方法です。この方法は摘採、茶を摘む1週間位前になるとマイナス1度か2度が限度です。しかし、散水することによって、マイナス6度、7度それ以下になっても、防ぐことができます。水をかけ続けさえすれば、絶対に霜を防ぐという安心感があります。次に、肥料ですが、施肥をしても雨が降らないと効きません。摘採10日位前にアンモニア態窒素を効かしたいのです。つまり散水することによって、適期に肥料を効かせることができます。それから、液肥も同様に灌水チューブやスプリンクラーで使用できます。次に、スプリンクラーによる防除ですが、これは病害虫によって選択しなければいけません、できる可能性は十分にあると思います。最近先導農家では、土壌水分を測定して作物の生育に合わせて水をやっておられるという生産者の方もいると聞いています。そういった色々な水に対する技術も、水がなくてはできません。

(総合司会)

そろそろお締めください。

(一般討論者 E)

どうかこの球磨の北部台地で水を使った農業ができる様に、少しでも早いダム建設をよろしく願いいたします。以上です。

(総合司会)

ありがとうございました。これは御質問はいらないということで、意見表明ということでよろしゅうございますね。意見表明ということで、よろしいですね。はい。

(会場より発言：発言者不明)

・発言内容不明

6 一般討論 (その2)

(総合司会)

御指名をしますので選ばれた方はお願いします。次は、坂本村の 様と読むんでしょうか、その次が五木村のG様お願いします。それから何か要望とか何か御相談あれば、どうぞ大会本部もしくは袖の事務局の方に御相談いただけませんかでしょうか。はい、坂本村の 様よろしく申し上げます。いらっしゃらないですか。 様いらっしゃいませんか。 様。今お見えの途中ですね。分かりましたお待ちします。

はい、それじゃ先にお名前を、 様、G様、次は八代市H様、それに五木村のI様、それに、J様、五木村K様、そういう順番を想定しておりますので一応お願いします。 様

は、もうよろしいですか、 様、あれ、いらっしゃっていると今聞いたんですが、すぐならお待ちしようと思ったんですが、代えますか、あれ、 様と違いますか、それでは五木村のGさん、五木村のGさんいらっしゃいますか。
おられましたら、声を。 様はどうぞ前の方にお進みください。G様を先にお願ひします。

(一般討論者 G)

五木村のGです。私は国土交通省の方とそれから反対されている方の両方にお聞きしたいと思います。私達五木村は、36年間、国にダム、ダムということで振り回されてきました。この苦しみは年月は、ダムが完成して早く終了すればよいと、そういう風に考えております。しかし、八代の海が汚れて海苔ができないとか色々なそういうふうな被害は目で見えますので、よくそういう人達が反対ということが、全国的に良く分かります。

だけど私達五木村は、五木村の人間がどういうふうに苦悩してきたか、そういう風なことは、目に見えませんが、全国の方にはよくわからないと思います。しかし私達五木村の村民は、私も非水没者です、だけでも、村の行政と、そういうこれからの仕事にしても、ダムができたならこういうふうな生活をしたい、こういうふうにしていこうというような基盤の上に立った考え方をしています。ですからお聞きしたいんですけども、36年間振り回されてきたこの年月が替えれば一番いいです。ですからそういうことができるとしたら、そういう行政とか仕事とか商業とか色々お教えてください。それから国の方ですけども、国からダムのことでお金をもらうかもしれません。しかし、地方分権ということができておりますので、お金はいただいて、そして後々までも口は余り出さないでいただきたいと思います。
よろしくお願ひいたします。

(総合司会)

今の御発言に対して両方ということですね。一言ずつ、ポイントだけで、時間もありますので、どなたか。まず、どちらからしますか。Hさんからですか、こちら側は。じゃ、Hさん、すいませんコンパクトにお願ひいたします。

(対論者 H)

Hです。じゃあ、コンパクトに。今お話いただいた様に35、6年ダムに振り回されたということ、大変なお苦しみを受けたということは本当に分かります。しかし、これは基本的には国の責任でしっかりやっぱり補償しなければいけないという問題で、国が振り回してきたということではないかと思ひます。恐らく国土交通省の方は、ダムが中止になった時に、五木村に対してはこうこうこういうふうな補償をするというようなお考えは、余り考えていらっしゃらないのかもしれませんが、これはやはり、こういうような公共事業が中止になった時、特にこういうダムのような物が中止になった場合、しっかりとやっぱり補償を地元にするという一つのモデルプランを、これから私達は作っていかねばいけないのではないかと、このように思ひます。

(総合司会)

Hさんそろそろよろしいですか。

(対論者 H)

ダム関連の工事が途中で終わってしまうというようなことではですね、やっぱり地元の人達

に益々負担をかけることになりますから、例えば代替地とか道路とかこれはダム関連工事ということではなくて、五木村の再生のためにということで、こうした工事は進めていかななくてはならないだろう、というふうに思いますし、そうした点については十分国土交通省や熊本県の方が配慮しなきゃならない。そして、これは私の私見になりますけれども……

(総合司会)

そろそろ締めてください。

(対論者 H)

一定の基金を作った五木村の人達に対する補償をしっかりとっていくということが大事なことだ。その一つのモデルプランを是非みなさんと一緒に作っていききたいと、このように思います。

(総合司会)

ありがとうございました。質問者が3分でございますので、答える人も2分位に押さえていただきたいと思います。国土交通省にお願いします。2分以内をお願いします。

(国土交通省 C)

まず、G様のご意見のダムができあがって、きちんと国土交通省が、色々な補償をきちんと道路とか整備した後は、地方分権に任せていただきたいというお声でございますが、それはもうこれからの村づくり、国としてお手伝いさせていただくことはどんどんお手伝いさせていただきますが、それを決めていくというのは五木村の皆様であり、そして、その上の自治体である熊本県の皆様であり、そして我々も、今までの五木の皆様のご苦勞に答えるべく国としても精一杯お手伝いさせていただく。ただ、私どもが何でも決めるんじゃないで、これは五木の皆様がお決めになることを、我々精一杯お手伝いさせていただきたいという姿勢でございます。ということでお答えになっていますか。

(総合司会)

はい。G様のお尋ねに対する答えでした。G様のお気持ちに的を得ているかどうか分かりませんが、一応これで次に進みます。

さんはお見えになりましたか。さんはお帰りですか。おられたら大きな声で、帰られたですね。それでは反対の立場の方をもう一人。じゃ次に八代市のHさんお願いいたします。3分をお願いいたします。

(一般討論者 H)

はじめに、潮谷知事に「川辺川ダム」を考える住民大集会を開催していただきましたこの御英断に対し、私は満腔の思いを込めて感謝申し上げます。大変ありがとうございました。

五木村は、日本人の魂の故郷であります。私は、五木村は、残すべきである。清流を残すべきであると思います。ただ、五木だけが幸せになるだけではない。川も海も幸せになる権利がある。残念ながら今日ここに至るまで、漁民は我が漁場を失われ、海の漁師は日々に疲弊をしていっております。40年前は、球磨川は3千人からの専業漁師がおりました。海は、更なる大勢の人達が専業漁師として生活しておりました。今日このように疲弊してしまった原因は私は荒瀬ダム、瀬戸石ダム、市房ダム、あるいは、遥拝堰、球磨川堰こういった堰やダムを造っ

た国土交通省にその責任があるというふうに断言いたします。これからの時代に、この21世紀をどう未来豊かな世紀にするか、これは私は、清流を取り戻すことである、こういうふうに考えます。そのことに対する国土交通省の今回の責任はどう考えておられるか。しかも我々は、2度に亘る補償交渉否決を行った。それにもまして、更に、強制収用なされようとするその姿勢はあまりにも強引ではないか。このことを申し上げたい。以上です。

(総合司会)

答えを国土交通省からもらうということですね。分かりました。国土交通省の方。はい、マイクをお届け下さい。

ちょっと、その前にお願いします。先ほどですね反対のお立場の主張の人が一人帰られたから、代わりに一般討論者 Lさんをですね、この後をお願いしますので御準備いただきたいと思います、よろしくどうぞ。

はい、国土交通省お願いします。

(国土交通省 A)

Aです。まず認識から一つ確認をしたいと思います。瀬戸石ダムと荒瀬ダムというのは、これは発電のダムでございまして、国土交通省が造ったものではございません。荒瀬ダムは発電で、県のダムでございます。瀬戸石ダムは電源開発のダムでございます。まずその確認をいたします。

これについてのお答え、環境が悪くなっているとお話もありますけども、我々としてはできる限り河川の環境を良くしようということで、県と電力会社のダムでございましてけれども、魚道を造るということ、そして魚道から水を流すということで環境の改善を図っているということでございます。あと魚道については、漁協の皆さんとも協同で議論しながら造ったものでございます。あと収用の話がございましたが、特に現時点でそういう話をしている訳ではなくて、今この議論をしている訳ですので、これについてはお話は控えさせていただきたいと思います。

(総合司会)

はい。そういうことで今度は次に進めさせていただきます。一般討論者 Lさんお見えでしょうか。はい、3分をお願いいたします。御協力をお願いいたします。

(一般討論者 L)

川辺川を守る県民の会のLと申します。まず、川辺川ダム事業、これはもちろん公共事業ですよね。公共事業というものは、もちろん公共の皆さん、すなわち住民、県民、国民みんなが納得できるようなものを公共事業と呼ぶべきものだとは思います。

それで、今日色々な意見が出たと思います。賛成、反対色々ありますけど、これだけの議論を聞いて、国土交通省の皆さんは本当にこの事業を進めたいと思っていられるのでしょうか。何か私、本当にそれがわかんないですよ。これは本心から言っていることです。川辺川ダム事業というのは35年も前の計画なんですね。今では現状に合っていないような計画になっていると思うんですよ。これだけ皆さんが関心を持って、色々な意見を持って、ここに集まっていたいて。それでですね、国土交通省の皆さんも自ら河川法を平成9年に改正されて今では環境という視点を踏まえた新河川法のもと、色々な川で川辺川以外の所ではパートナーシップ、住民とのパートナーシップというのを打ち出して情報公開、住民参加のもと住民の方とも仲良くこの川を今後どうしていきましょうかっていうのは、住民と一緒に考えて進められてらっし

やるじゃないですか。そういうのが何で川辺川でできないんでしょうか。これだけです、関心を持ってここに駆け付けてくれる人がいるんですよ、よその河川では関心を持っていない方がたくさんいらっしゃいます。でも川辺川はこのダム問題のおかげでこれだけ世論の注目を集めている。できれば国土交通省の皆さんは色々なデータとか技術だとか知識だとか知恵だとかお持ちだと思います。住民側も色々勉強しました。知恵もあります。歴史もあります。そういうのを国土交通省と私達と一緒に作りあげれば川辺川、球磨川の河川行政というのは、私はものすごくすばらしいものになると思うんですよ。是非そういうことを川辺川モデルみたいな物を作り上げていただきたいと思います。以上です。

(総合司会)

はい。ありがとうございます。恐れ入ります。国の方に答えを求めるという意思でよろしゅうございますね。国に答えを求めるということですね。はい、わかりました。国の方お願いします。

(国土交通省 C)

Cでございます。まず、ご質問の要点は川辺川ダムをこのまま進めたいのかということですが、先程私説明しましたとおり、今、川辺川ダムについては、住民の皆様代表たる19の市町村の首長さん、要するに市町村長さん達が一致団結して川辺川ダムについては、促進して欲しいと御要望をいただいております。そして、35年前の計画だから現状に合っていないという御意見でございますが、それではもう洪水がこないんでしょうか。防災事業でございます。防災の目的でございます。35年前の計画だからもう今洪水がこないということは誰にも言えないということでございます。ですから、私ども、当然公共事業でございます。皆さんの税金でやっている事業でございますので、皆様の御理解を得るべく、今年に入りましても住民説明会、人吉で12回、八代で8回等々流域でも住民の皆様へ直接説明会もやっていながら進めているということでございます。またこれまでも平成12年度までも延べ114回の説明会、また、色々な広報活動やってきて、これからも積極的にやっていきたいというふうに考えております。これが私どものお答えでございます。

(総合司会)

はい。先に進めさせていただきます。五木村のI様、3分以内でお願いします。

(一般討論者 I)

私は討論としてですね、発言いたしますので、そっち(ステージ)には向かずに、こっち(一般席)に向けて申し上げます。私が終わった時は、よろしく一つ拍手の程をお願いします。私はですね、35年というこの長期間をですね、反対者の方々はいかにも昔のころのようにして非常に軽視したお考えを持っておられるようでございますが、私から言わせると、35年と反対者の皆さん方の反対活動されたその期間を考えますと、私の記憶では反対の皆さん方が表面化したのは、確か5、6年前からだと私は記憶します。私どもは昭和41年以来ぶっぱなし35年間ですね、このダムと向かいあってきた訳でございます。したがって、今、この頃反対されるということですね、私はですね、そのダムそのもの根本を揺るがすような発言としてはおっしゃてもいいが、これをですね認めるということには、値しないと私は思います。まずもって、この35年間の中で反対者の皆さん方が全く動かなかった空白の時間、これを考えますと、私の記憶だけでも、ダムが発表されて10年後、県議会で昭和51年1月臨時

議会を開いて川辺川ダムの基本計画を上程され可決されました。こん時も、流域の関係者の意見を聞いて県は上程し、そして、十分論議を尽くして、これを可決したわけであります。これを受けて建設大臣は国民に建設事業を告示した訳であります。この時が、川辺川ダムが一番大切な時期だった訳です、その時ほとんど空白状態で、皆さんは全く動かなかった。私どもはこれに対して、村内が賛否両論、激として、大変な思いをしました。村が二つに割れました。そこからですね。

(総合司会)

そろそろ時間でございますので、まとめてください。

(一般討論者 I)

そして、その後5年して、今亡くなりました 相良村長が立ち会って補償基準の受結をしました。一つ一つですね、とにかく私どもが、この経緯は反対者の皆さんの空白時間にほとんど決まったわけです。そういう中で今反対されてもですね非常に迷惑するわけです。まずもって私としましては、そして声なき声もあります。これは田舎では、なかなかこういう所で発言することは困難です。したがって、賛成者の方に声なき声がいっぱいあるということをお検討いただきたいと思っております。以上です。

(総合司会)

ありがとうございました。すいません。後ろの方から色々余り発言して私を惑わせないでくれませんか。反対の方にも時間オーバーの方は多少おられました。今も確かに時間オーバーです。そこはあんまりギズギズしないで、多少は認めてますので、そこは任せてください。これはお答えは、わかりました。

次は、J様と読みますか、J様どうぞ。

(一般討論者 J)

簡単な自己紹介をさせていただくと、私はラフティングのガイドをやっています。ラフティングというのが何かというと、ゴムボートにお客さんを乗せて球磨川を激流下りをします。今人吉のところに5社、年間にすると1万人の人がお客さんで色々な所から来てくれています。福岡が大体多いんですけど、北海道の方も来られたこともありますし、東京の方も来られています。そういった形で新たな動きとしてラフティングというのが今芽生えているということをお承知いただきたいと思っております。ちなみに私の年齢は31歳です。ここでは私は、川辺川の美しさがどれだけの人を感動させて「また来るからね」て1年間に10回も20回も来てくれるお客さんがいるんですね。どんなに貴重な川かって本当に訴えたいんですけども、そうなる感情論になってしまいますので別のことを言おうと思っております。

35年前にこのダムが建設するために挙げられた理由として色々あったと思うんですが、それで今残っている重要な論点になる理由というのが、今治水しか残っていないという風にしか私は感じないですけれども。私昨日はじめて人吉のお姉さんに当たる人から聞きました。35年前「実はこれからは電気の時代だからダムつくるのはしょうがないのよ」って。それでダムを泣く泣くオーケーしたということをお話を聞きました。その頃にあった理由が今ですね電気の時代だからというのは理由にならないですね。これは副次的理由かもしれませんが、理由になりません。35年の間に色々なちっちゃな理由がどんどん変化してきていると思うんです。35年前カヤックをする人なんて誰もいませんでした。鮎の釣り師さんもいませんでした。そ

の中で決められていた理由です。35年経って、今、いろんな理由が削ぎ落とされてきて、じゃ削ぎ落とされた間にその35年の経緯の中で新らしく

(総合司会)

そろそろまとめてください。もう少しオーバーしています。

(一般討論者 J)

新しく加えなきゃ行けない理由があるんじゃないかと思うんですね。35年の時間の変化で減った理由、その後に加えなきゃいけない理由、教育のもの、環境のもの、そういった新しく時代の変化で変えなきゃいけない理由が追加されているんじゃないかと思うんです。その部分の追加の部分について、どう考えてらっしゃるか、どうですかね、どなたに聞いたらいいんですかね。新しく加わっている理由、これから今大事になろうとしている理由について、ではどなたでもいいのでお答えいただきたいと思います。

(総合司会)

はい、ありがとうございました。それでは、国土交通省どなたかお答えなさいませうか。

はい、どうぞ。

(国土交通省 C)

お答えさせていただきます。川辺川ダムにつきましては、事業の目的が治水であります。そして、利水でございます。もう一つは、発電でございます。この3つ、先ほど農業者の方もおっしゃられたとおり、治水も利水もこれは必要な事業でございます。また、発電につきましては、これは、利水で元々使うべき水をダムで貯めておきまして、それを下に降ろす時に発電することということでございまして、これはもう折角そういうエネルギーがあるんだから、クリーンエネルギーでございますので使った方がいいということで、これも十分目的になっております。その電力を使ってやろうという電源開発株式会社もいらっしゃいます。そして、何より、35年前の計画ではございますが、例えば平成7年から8年にかけてダム事業の審議会、これは当時の福島知事さんにも御参加いただいて、その中で徹底的に色んな公聴会、そして、1年に亘る議論の結果、その平成8年のときちゃんと審議して継続すべき事業だと。

(総合司会)

先ほど説明されたので、コンパクトにしてもらいたいですね。

さっきもその話をしましたよね、確か。コンパクトに。

先程説明した内容がかなりだぶってました。

(会場より発言：発言者、発言内容不明)

質問趣旨に答えていないという発言があるけど、何でしょうか。ご本人出てください。どんなことをストレートに聞きたいかを御発言ください。

(一般討論者 J)

これは国土交通省さんに聞くことじゃないのかもしれないかもしれません。新しい理由、何かを決める時にはバランスを考えることだと思うんですね。こっちは失う、こっちは得る、こっちはこの価値がある、こっちは失うものがある。そのバランスというものがものを決めるときには大事になると思うんですけれども、その中で、例えば環境の問題であるとか、川が現在教育に対し

てすごい大きな価値があるんじゃないかという風に言われてます。そういった利水もですが、それ以外のどっちがいいだろうという風にバランスを考える時に。

(総合司会)

趣旨は大体分かりました。分かりましたでしょ、趣旨は。はい分かったそうです。(3分を)超えてまた御発言されていますからそれくらいでがまんしてください。コンパクトをお願いします。長くおっしゃらないでください。

(国土交通省 E)

Eでございます。今おっしゃた気持ち良く分かります。我々今悩んでいるというのはバランスをとるために悩んでいる訳なんです。つまり、治水事業という非常に重要な事業がありながら、やはり、片や環境、教育、これを何とかやりたい訳ですね。その中でどうやってバランスをとればいいのかということ非常に悩んでいる訳なんです。

(会場から発言：発言者不明)

ダムを作らないことだ。

(総合司会)

すいません。ちょっとお静かにお願いします。

(国土交通省 E)

だから、先程から色んな議論のある中で、利水もそうなんです。先ほど選択取水、清水バイパス、色んなあの手の手の技術を使いながらどうやって、元の状態に近い所へ持って行けるかというのが、我々一生懸命今考えているということなんです。そう意味では、先程おしゃった環境教育、非常に大切だと思います。ダムの正式な目標として利水ということだけでなく、川のそのものの思想として我々は大切にしたいという心は十分持っていますし、そのためにいろんなことを考えているということは、是非理解していただきたいと思います。

(総合司会)

それでは、7時を過ぎてしまいました。五木のK様お願いいたします。水没地域の村長でございますので、選ばせていただきました。

(一般討論者 K)

3分間でですね、36年間の苦しみを話せと言ってもこれはなかなか難しい話でございますが、かいつまんで申し上げます。昭和38年、39年、40年この人吉・球磨地方には甚大なる災害が発生いたしましたことは、皆さん喉元通れば熱さ忘れるで、もう皆さん忘れておられると思います。そこで、生命と財産を守るために寺本知事さん、沢田知事さん、そして、細川知事さん、さらには、福島知事さん一生懸命に、熊本県の主軸事業として、これを計画されて、五木村は村の存亡に関わる村の中心地が水没し、約500戸、相良村を含めると560戸、そのために五木村は反対し裁判もしてまいりました。しかしながら、歴代の知事さんがこの人吉・球磨を守るために、あるいは、八代まで守るために、どうしてもダムが必要であるからということで、知事さん真っ先、各部長さん職員の皆さん五木に事務所を作って、建設省とともに五木村を口説いた訳であります。私もは、苦渋の選択をし、涙を吞んで、下流域のためにこのダムを承諾した訳であります。ここに潮谷知事さんも来ておられますが、私は福島知事の

継承を受けて川辺川問題については責任持ってやりますと、私は大変嬉しゅうございました。今日Fさんが、五木村の故郷を大変愛しております。ここを沈めることは、私は悲しいですと言わんことばかりのことを言いました。もう現在、五木村は、334世帯が村外へ出て、そして、代替地に27軒の方が移転しております。今37軒の方が準備中であります。後40軒残るのみであります。私どもは一日も早く、36年のダムのけじめをつけて一刻も早く、本体着工及びダムによる新しい村づくりを進めたいと思いますので、反対、賛成たくさんありましようが、この川辺川ダムは県民の流域住民の生命、財産と地域発展のために36年間県政、国政、国会議員、県会議員、住民の方々が一生懸命に結集しておるところでございますから、反対、賛成はともかくとして、粛々と建設促進をしていただきますよう、私は五木村の村民を代表し、

(総合司会)

そろそろまとめてください。

(一般討論者 K)

村長として一生懸命頑張りますので、御理解と御協力を切にお願いして終わります。

(総合司会)

お世話になりました。

(一般討論者 K)

どうぞ知事さんを始め皆さんよろしくお願いいいたします。

(総合司会)

どうもお世話になりました。一応7時5分でございます。そろそろ。

(会場より発言：発言者、内容不明)

(総合司会)

いや、ございます。たくさんありますけど、ちょっとお待ち下さい。ちょっとお待ちください。今ですね公平に同数で進めております。今7時7分になろうとしております。御意見を伺いたいと思いますが、終わりにした方がいいか、ちょっと待ってください、いいですか。先程ですね、ちょっとお待ちください。ちょっと待ってください。話させてください。

(発言者不明)

何で一番最後が村長なんですか。

(総合司会)

いいですよ。だからそれを諮ると言っているんですよ。今ですね両方討論、専門家の方がおられます。会場におられます。皆さんにお諮りします、これをもう止めるか、あるいは、こちら側の最前列からは最後がなぜ村長かという声があります。

(会場から複数の声：内容不明)

(総合司会)

お待ちください。多くの水没者を抱える五木村の村長だからです。だからどうしたらいいんですか。

(会場：複数の言い合う声・内容不明)

(総合司会)

お静かにしてください。お静かにしてください。お静かにしてください。

(発言者不明)

あんたは私に何て言ったんだ。深夜に亘ってもやりますといたじゃないか。

(総合司会)

ええ。だからお諮りしますとっております。ちょっとお待ち下さい。当然、私は4時間の全体の枠で収めたいという発言を、記者発表の時しました。これは総枠の前と後ろを決めて記者発表しました。県民に告知しました。それでお見えになった方々がおっしゃたのは、たった4時間では。

(発言者不明)

鎌倉さん、なにやってんだあんた。

(総合司会)

(4時間でやめることは)できないということですから、今まで伸ばしてきました、約2時間延ばしました。でも、先程専門家討論の時はもう打ちきりという提案がこちらからございました。今は、一般討論で皆さん方からおかしいと、まだ駄目だと言う声があります。そういう意見があるなかで、いずれかに決めざるを得ません。これは押し問答してもしようがないと思います。それで、大変申し訳ございませんが、まだ延長すべきという代表者の方、前にお進みください。私の一存で決めたら、怒鳴られますので、まだ進めるべきという方の代表者1名前にお進みください。どなたがいいですか、代表して、ちょっとお待ち下さい。ちょっと発言は待って下さい。こちらはどの程度伸ばすかも含めて御意見を賜ります。それとこちらの方がどう受けて、どう答えるかということになるかと思えます。だから許容できる範囲内で延ばすのか、ここで打ち切りにするのか、いずれにしてもご意見を両派から伺いましたうえでします。じゃ、どなたですかAさんが代表で、これも3分をお願いします。5分、3分。

(発言者不明)

じゃ延長について話をします。

あなたは、私たちが県庁に行ってお話した時に、こういう川辺川のダム非常に重要な問題はあるし、県民をあげての関心の高い事項であるから、会議がどのようになろうとも計り知れないものがあるけれども、皆さんの意見が多ければ深夜に亘ってもやりますと、大いにどんな意見でもいいから出してくださいと、私は私の責任においてあなた達の意見を尊重しますということ言ったでしょ。ねえ。それから今打ち切ろうかなんてのはどこからでてるんですか。私は漁業組合委員でかって頑張りました。今もダムについては反対です。ところが今日の会議の中で、我々は3つのダムで苦渋の選択を受け、そして、更に、これからダムができれば、苦渋の選択を強制される立場にあるわけですよ。そういう私達の苦しい声も聞かないで、ここで会議を閉じるということは、あなた達は約束も破るし、それから、我々の声も聞かない。我々

の苦しみも聞かない。そして、ダムを造らすという結果になるんですよ。そういうことでは到底許されないでしょう。

(総合司会)

はい、結構です。今のことについて、私の方に対してのお尋ねと思いますのでお答えします。確かに私のところに来られました。その時に、私どもは、全体は4時間を想定している。皆さんが、もし、議論が足りないと言われる時は、私としては延長は前提においてもやりますということを明確に言いました。だから、その皆さん方という相手の方がまさに皆さん方なんです。だから今お諮りをしたところというふうには受け止めるべきではないかと、あえて私は言わせてもらいます。そういう意味でお諮りをします。で、今こちらの方からお声がありました。(司会者に対して何か発言あり、聞き取り不能)。ちょっとお待ちください。対論方式にしているんですから、私をとかこっちを向いておっしゃるけど、ちょっとお待ちください。まだ向こうです。Aさん、まだ、向こうからご発言があってませんから。

(一般討論者 M)

活気ある人吉を作る会の事務局長のMでございます。私どもも、常日頃から賛成派、反対派、いろんな場所で議論をしております。その議論の中で、常に結論が出ないのがこの問題なんです、これは。だから今日これだけ、学者先生方やいろんな方々のご意見も賜り、私達の代表が自由討論もやって、一般討論もやって、ここまでやって、最後に、五木の村長が35年間のこの苦渋の選択の後に、どうあるべきかというご意見をいただいて、これ以上やるのは不毛の論議だと思えます。

(「馬鹿なことを言うな」、「不毛の論議ではない」等々の声あり。)

(一般討論者 M)

黙れ、下がれ。

(総合司会)

はい、お静かにお願いします。お静かにお願いします。

(一般討論者 M)

司会者、まだ終わっていません。

(総合司会)

お静かにお願いします。あと30秒ぐらいでまとめてください。

(一般討論者 M)

もし、司会者の方でお続けになるというふうにお決めになりましたら、私どもは帰らせていただきたいと思っております。以上です。

(総合司会)

はい、ちょっとお待ちください。今、ちょっとお待ちください。

(一般討論者 A)

先ほど、ご指名いただきましたAです。

(総合司会)

え?、すみません、さんと間違えました。Aさんと。大変恐縮しました。名前を勘違いしてすみませんでした。今、集計をさせてますからちょっと待ってください。

(会場：反対と賛成の一般討論の申込みがどれだけあったかを報告すべきだとの意見あり)

(総合司会)

ちょっと待ってください。今調べていますからちょっと待ってください。いずれにせよ、いまお話がありましたが、お互い譲り合って欲しいと思います。私は、何も私が今決めつけようということをお願いしているんじゃないと思います。だからお諮りしております。だからお互い譲り合ってほしいと私は思っております。よろしいですか。譲り合っただけですか。延長しろという人もあとどれだけとか、皆さん方もですね、それぐらいなら了解とか、納得をしたうえでスタートするのならば、私も賛成ですが、やはり、納得してもらわないと私がどちらの味方をするわけにもいかないという私の立場をご理解ください。

(「どれくらい残っているのか」という声あり。)

今調べております。

(一部参加者が一斉に退場しようとの動きあり)

ちょっと・・・。はい、どうぞ。

(潮谷知事)

知事です。退場なさる皆様達にお願いします。この論議はまだ終わっていないと私は思っております。退場なさる皆様達は、今、議長の方が、皆様に何時までいたしましょうかということをお願いしている時に、背を向けてお出になる方々がいらっしやいますけれども、それではよろしいのでしょうか。ぜひ、留まっていたきたいと思っております。司会者も、4時間に亘る長い間に、混乱があったり、皆様方の思いに沿わないところがあるかも知れません。それは、推進者の方にとっても、反対者の方にとっても、生じている現象であるかも知れません。でも県は、フェアな公正な立場を確保したい。そういう思いの中で、この会をいたしているところです。私から提案をいたします。この会を7時半で終結をさせていただきますが、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(会場：「あと何人残っているかを聞いてからしましょうや」との声あり)

はい、わかりました。あと何人残っていますか。

(総合司会)

はい、申し上げます。これは今集計が出ましたので、こちらでも計算をしておりましたので遅くなりました。306名総数があって、12名が今済みました。残り294ですか、それを分析をしたら、賛成があと34、反対が260となっております。従いまして、今回は公正にということですから、やるとしても同数でございます。やるとしても同数です。賛否両論で。

(潮谷知事)

鎌倉さん、もう一度、時間をきちっとここで整理をしてください。

(総合司会)

はい、知事が今、7時半までとおっしゃいましたが、時間がまた過ぎましたので、知事、8時まででいいですか。(知事了解)はい、知事の提案です。8時まで続行ということで、どうぞお戻りください。お席にお着きください。賛成派34名、反対派も。(会場から声あり、聞取り不能)はい、ありがとうございます。8時まで続行ということで、お戻りくださいませ、どうぞ。(会場から声あり。聞取り不能)いや、ちょっとすいません、ここまで聞き取りづらからです。いずれにしても8時までやるということです。すぐ、準備にかかります。(会場から声あり。聞取り不能)いや、ちょっと待ってください。分かりました。お気持ちは受け止めます。どうぞお座りになってくださいませ。どうぞお席にお戻りください。お願い致します。それでは、8時まで続行するというのでお約束しましたので、できるだけ、順序よくいくように御協力お願いします。Nさん、人吉市。次は錦町、様。八代市のP様、坂本村の様。八代市の様。相良村の様。以上6名をお願い致します。早速お願いします。3分でコンパクトをお願いします。

6 一般討論 (その3)

(一般討論者 N)

人吉のNと申します。まず、こういう機会を与えていただいた潮谷知事と関係者の皆様に本当に御礼を申し上げます。と言いますのは、この機会は私達が永年待ち望んできたこういう場所だったからです。こういう場で私は、今回は、水害体験者としてお話をさせていただきます。まず、質問があります。先ほどH教授、水害被害者の方が雨が怖いというふうにおっしゃっているとおっしゃいましたが、それは、サイレンが怖いの間違いではないですか。サイレンじゃなくて、雨が怖いとおっしゃってますか。(大学教授Hに対して)どうですか。(「雨です」との回答あり)雨ですか。はい分かりました。ということは、私達は、水害被害者として育ったものとして怖いのはサイレンなんです。といいますのは、市房ダムができるまでの水害の状態と、できてからの水害の状態が、水の増え方が全く違っていました。ですから、私達は、市房ダムに対してものすごい恐怖感を抱いています。トラウマという言葉がありますけれど、私達子どもの頃サイレンが鳴ると家に駆け込んで逃げてました。そういう状態です。ですから、H先生が言われる住民の方の声は雨が怖いですね。私達はサイレンが怖い。その辺、既にもう住民同士で声が違ってきますね。でしたら、今回のこういう場を、例えば、水害被害者同志で意見を出し合わせるとか、もっともっと意見をくみ取る場が必要だと思えます。ぜひ、H先生は違うとおっしゃいましたので、私はそこををお願い致します。そして、まずですね、その時に、なぜ私達はそんなにサイレンが怖いのになぜダムに反対しなかったか。それは皆さんが本当に思われていることだと思います。その時私は子どもでしたけれど、水害の後片づけに行った時に大人達がいつも聞きました。『川辺川ダムは電気が要るけん必要だもん。おっ達はダムは怖か、だけど、電気が必要なら我慢せんばんと』、とかこういうことは至る所で聞きました。そして、その頃私達は電気が必要なのに反対したらほかの人が困ると思って我慢したんです。そしてその後、五木の人たちは、下流の住民のためとって我慢されました。さらに、海の人たちは、上流の人間がダムを望んでいるから、自分たちは明らかに、瀬戸石、荒瀬、ダムができて、被害を受けているのが分かっているながら、上流の人間のために我慢しなくちゃいけないと、こういう図式ですよ。その皆のお互いに我慢し合って、お互いのためと言っていたのが、今日に活かされているでしょうか。それは何故そこにこういう(司会者から「そろそろ締めてください」の声)何故、こういう歪みが生じたか、それは、その当時、例えば発電所

が、3つも既存の発電所が沈むなんて、国土交通省からの説明がなかったからじゃないですか。そこに立ち返ってまだ、これは、今日のは終わりじゃないんです。これからです始まるのは。私達はひとつひとつ丁寧に説明を受けたいです。そして、もう一つ、五木村の村おこしと、ぜひ川辺川ダムと切り離して考えていただきたい。私達はダムのために1銭もお金を払いたくないけれども、五木、相良の人のためでしたら、税金を納める覚悟はみんな持っていると思います。どうでしょうか。いいですか、橋も道路も（司会者から「はい、そろそろ、すいません、もう3分のお約束ですから、お願いします」の声）橋も道路もですね（司会者から、「もう5分ですよ」の声）住民が望むから作られるべきじゃないんですか、ダムと引換えに作られるものじゃないんじゃないんですか。そここのところをぜひお汲みおきいただきたいと思います。

（総合司会）

ありがとうございました。Nさん、これは国交省に何か一言答をもらうんですね。

（Nさんから「お願いします」の声）では、国交省お願いします。

（国土交通省 C）

ただ今のご発言でございますが、国土交通省に対するご意見ということは、今後とも説明は懇切丁寧に分かりやすくやってほしいということとご理解しておりますので、これは今年の4月も例えば、人吉市で12校区でやったところでございますし、今後ともやっていきたいということでお答えさせていただきたいと思います。

（総合司会）

はい、お願い致します。それでは、錦町の 様。おられますか。・・・もう帰られました？分かりました。じゃあ、坂本村の 様。・・・いらっしゃらない？じゃあ 様、相良の。いらっしゃいますか。・・・みなお帰りになったのかな。じゃあ、賛成者の繰上げをしますので、（事務局に対して）賛成者と思われる方の分を持ってきてください。分類しているのを持ってきてください。・・・免田町の 様。・・・じゃあすいません。ちょっとお待ちくださいませ。（会場から「漁業者の声は全然聞かないじゃないか」との発言あり）いやいや、それはあとで今申し入れがっておりますからお待ちください。はい、それはこちらから繰り上げを当てたらどうかというお声がありましたから、公平にするためにということだから、お願いします。はい、それではですね。今、海の漁協の人からですね。お声を、発言させて欲しいと、海の関係があるということでしたから、海の漁協のどなたか、お一人に限りたいと思いますがどなたでしょうか。はい。じゃあ、マイクの方をお願いします。お名前を。はい。

（一般討論者 O）

津奈木漁協のOと申します。

（総合司会）

海の漁協としてご発言のお申し出があった方ですか。じゃあどうぞ。

（一般討論者 O）

まずは、今日の討論会を開催をさせていただきまして、私どもの意見を聞いていただきました知事に御礼を申し上げます。賛否両論、非常に熱のこもった討論会を聞いていまして、私ども非常に自分の立場を申し上げるのがなかなかこう言い辛いなあという感じが致します。だけど、

私ども37漁協で、この川辺川ダムに対する不安から何とかその結果を出して欲しい、結果が出るまで待つて欲しいということで国土交通省のほうに海域の調査委員会なるもの立ち上げていただきました。この、今までの決して公共事業に私ども反対するわけではないんですが、今までできております既存のダム、既設のダムの影響というのを目の当たりに見てきております。そういったことから、これに輪をかけてより以上の大規模のダムが造られると私達は近い将来必ず、この不知火海は死の海になってしまうという不安からそういった訴えをしてきたわけでありまして。熊本県で4市23町の関係の中で、1万数千人がこの不知火海で生活を支えています。私どもとしましては、この恵まれた海を次の世代に残していかにやいかん、引き継いでいかにやいかんというような思いでありますし、それがまた、使命であろうというふうに思っております。

そういった中で、国土交通省の方に、委員会、海域調査委員会の中で、いろいろな議論をいただいておりますが、なかなか、私どもの思うような議論はなされておられません。

9月にシュミレーションの結果というものが出ましたが、海域には影響ない、軽微であるというような結論が出ております。だけど、漁業者の生命線であります生態系に関する討論、議論といったものはなされておられません。今の私達が一番・・・(総合司会から「海の漁協の方、一人ですので少し長めによろしいですか」という発言あり。)・・・すいません。私どもが一番懸念していることはダムに貯まった水が、富栄養化してこれが海域に流れてきます。この後に海況は変わってまいりますし、また赤潮が発生をしているんです。それと、天然から流れ込んでくる腐葉土、要するに養分を持った水が、直接海に注ぎ込まなくなった時に、生態系がどう変わるんだろうか、この不安が、この2点が不安としてあるんです。これの説明がどこからもなされませんし、そういった中で、今のような環境が崩れていきますとせつかくの不知火海のこの産卵漁場としての役割は終わってしまう。水産資源は枯渇をし、衰退していつてしまうだろう。現に、廃業に追い込まれる漁師の方が続出してあります。どんどん出てあります。こういった中で、昨年は7月に大規模な赤潮が発生しまして、熊本県の基幹を担う魚類養殖が壊滅的な被害を受けました。その結果、魚類養殖業者は今非常に窮地に立たされてあります。今壊滅的な状態だと言っても過言でないと思います。因みに熊本県で440億ぐらい水産業で上がりますが、200億は魚類の養殖なんです。これが、この先どうやっていけるかという状況に來とります。私ども漁協としましては、やはり・・・(総合司会から「あと1分程度にまとめていただけますか」の発言あり。)・・・水産物のタンパク源というのを恒久的に供給していくのが使命だろうと思っておりますが、なかなかこれが難しい状況に今来ております。

先ほども、いろんな意見を伺っておりまして、水が欲しいんだと言われることは私も分かります。私どもも自分たちだけいい生活をさせてほしいということをお願いしているのではありません。やはり、人吉地方の人たちが、人吉・球磨地方の人たちが、農業用水のため水が必要であるならば、あえて私達は反対するものではありません。治水のためにダムを造るのであれば、あえて反対はしませんが、はたしてこれだけの大規模なダムが必要なんですかということ私を国土交通省に聞いております。私が聞いたところによりますと、治水のために37m残すことを伺いました。それならば、37mのダムでいいのではないですか。生命、財産を守るというのであるならば、これはいたしかたないというふうに思います。ですが、球磨川沿川のこういった被害を受ける方々も私どもの漁業で生活を立てている人たちの生命も同じだと思うんです。何とか両方とも生活が守っていける、生活がしていけるような公共事業をやっていただきますように、とことん不安を解消していただきますように切にお願いを致しまして終わります。

(総合司会)

はい、ありがとうございました。国交省側は、はいどうぞ。

(国土交通省 B)

国土交通省のBでございます。川辺川ダムと八代海域の関係につきましては、現時点の科学的知見では、水質面で評価する限り現象はほぼ変わらないということから、影響は無視しうる程度(会場から声上がる。総合司会から「ちょっとお聞きになってください」との声あり)、無視しうる程度とご評価をいただいております。ただ、現在の技術では、種、全ての種ですね、種相互の関係の全てにつきましては解明できないということがございます。従いまして、水産資源全ての影響は確認できない。こうしたことから、可能な範囲でシミュレーションを行って川辺川ダムの影響を確認して、その上で、モニタリングで監視して、事前の予測と異なる挙動に対して万全の対応を図っていくということとしてございます。これまでのシミュレーションの結果で見ますと、先ほど申し上げましたように影響は無視しうる程度だということがございますので、このため、八代海域への影響という観点では、私ども心配をしていない状況でございますが、漁業者の方々から不安だというふうなご意見いただいているところでございますので、学識経験者の委員の方々と国土交通省の間で現在の科学的知見を踏まえてシミュレーションの範囲がどの程度、どこまで広げられるかにつきまして調整いたしまして、それに基づき、今後シミュレーションを行って、漁業者の方々の不安を解消していきたいと考えてございます。また、八代海域調査委員会は元々八代海域の将来の環境の保全ということをめざして、環境の悪化の様々な要因の分析、保全対策の方向性、今後のモニタリング項目というのを決定していくことにしてございます。こうしたことを目指しまして、今後とも、調査を継続していきたいというふうに考えてございます。(会場から声上がる。聞き取り不能)

(総合司会)

すみません、お静かにお願いします。(まだ、会場の声が続く) ちょとお待ち頂けますか、発言の趣旨とか何かあれば、どういう趣旨かは、事務局の方にお申し致します。(事務局に対して) 事務局対応してください。次は、先ほど申しました、八代市、Pさん。

(一般討論者 P)

こんばんは。私、こんなに遅くまでかかるとは思いませんでした。だけど、やっぱり川辺川というのは、一つの場所だけではなくて、かなりの流域が、ダムについて必要か必要でないかというのを検討する期間があんまりなかったのではないかなと思うんですよね。私が一番感じるのは、35年前に、命と財産を守るためにダムを造りますということで始まったんですけど、私、命というのを人間だけではなくて、いろいろな動物、魚、やっぱりその分の命も考えて欲しかったなと思います。それで、財産というのは、あの五木ですね、綺麗な村、私、こないだ行ってびっくり致しました。こんな村を水没させたらいけないって。私達が今後ですよ、今、黒川温泉が何故今すごくもてるのかというのはですね、自然をそのまま残して、そして、みんなが癒される場所っていうのが自然だそうなんですよ、それをなくしてしまうっていうのが、私は一番、心にですねズキッときました。で、国土交通省に聞きたいんです。聞きたいのは、何故35年も前に決まっているのを今でも何故引きずっているのかということなんです。私が一番聞きたいのは、もうですね、ダムというのは要らないという意見が県民の中でも54%が要らないという心を持っております。それに対してでも、やはりまだ自分たちは、(ダムを) 造るのだというその根本的な理由を私は聞かせて欲しいと思います。

(総合司会)

はい、そろそろいいですか。それでは、国交省の方からお願いします。

(国土交通省 C)

まず、ダムが要らないと。当然、民主主義の世の中でございます。ダムが必要という方もいらっしゃるし、ダムが必要でないという方もいらっしゃるというのは、私どもも十分承知しております。先ほどからご説明しておりますとおり、川辺川ダムは、まず、防災ということで球磨川流域の生命・財産を守る。そして、この人吉球磨地域の基幹産業である農業、この農業を振興するために、農業用水を供給する。そして、その利水のエネルギーを使って、クリーンエネルギーを作るということでございまして、それで、先ほど申し上げてますとおり、私どもが、国土交通省がダムを造りたいというふうにみなさんおっしゃいますけれど、私どもは、地域の皆様のご要望、例えば、19市町村の代表であられます市町村長さん達の要望を受けてやらせていただいているわけでございます。そして、命の問題をおっしゃいました。確かに、動物や植物の命が軽いなどとは私ども決して言うておりません。ですから、人々の生命や財産を守ると同時に、そのダムを造るのであれば、どれだけ自然への影響を軽減できるのかと、それを今一生懸命やっております。今日来ております土木研究所の人間でございますとか、我々も国土交通省の中で、また、いろんな先生方の専門家の意見を聞きながら、そして、住民の皆様のご意見も聞きながらやっているわけでございます。その一つが例えば荒瀬、瀬戸石のところに付けている魚道でございます。これも球磨川漁協さんのご意見をいただきながらやっております。ということで、私ども決して動物や植物の命を無視してやっていることではないことはご理解いただきたいと思っております。(会場から声あり、聞き取り不能)

(総合司会)

はい、お静かに願います。先ほど一般討論者 Qさん、賛成の方で誰か希望のあられる方は挙手をお願いします。・・・交互にするところが、帰って(会場に)おられないから、繰り上げろとおっしゃってます。(場内騒然) Iさん、議長さんでしょう。じゃあ、ちょっと待ってください。まだ、ちょっと待ってください。静かに。議長、ちょっとお待ちください。まず、Qさん。はい、どうぞ。

(一般討論者 Q)

紹介いただきましたQです。今日はこういう機会を与えていただいた県知事さんに御礼を申し上げたいと思っております。そして、今日は私は、非常にですね、つい最近になって、単純な疑問を持ちました。小泉内閣は、現在、たいへんな工事が進んでいる第二東名高速道路について、中止をするというようなことまで述べて、非常にもめた状態にあるわけですが、あの地域の高速道路については、誰も反対はないわけですよ。まさに公共事業として、進んできたわけですが、それを突然やめると。国の財政状況、いろんな状況を考えるとやめるべきだということが打ち出されました。ところが、この地域の川辺川ダムの建設については、少なくともここにおられる皆さん、賛成の方もおみえでしたが、非常に一生懸命に賛成、反対の議論を今日戦わせたわけですが、こういった中で、反対の多数の人がおられるという現状の中で、なぜ、こうまでして事業が進められようとしているか、非常に矛盾があるわけですね。片方では本当に望んだ公共事業がやめさせられようとしている。ここでは、この地域では、反対者が多い中で、無理矢理事業が進められようとしている。国交省についてですね、この点について、どういうお考

えをお持ちかお尋ねをすることが1点と、先ほど意見を述べられた方の中に、国土交通省が無理矢理に事業を進めているということの答弁として、Cさんは、いや、国土交通省は無理矢理進めているんじゃないと言われましたが、無理矢理の様子というのが十分計り知れるわけです。少なくともあなた達は、反論できない状況の中で、漁業組合との補償交渉というのは、普通常識で考えられないような場所で、設定して、補償交渉まで進めてきたじゃないですか。それを一つ捉えただけでもあなた達が無理矢理進めようとしている根拠というのが明らかになるわけですよ。言い訳はやめなさい。国と県の事業の進め方、国土交通省がどういう考えを持っておられるか、私のその質問に明確に答をいただきたいと思います。少なくともこれだけの反対の中で、熊本県のこの川辺川事業は、静岡の第二東名高速道路にですね予算は返上してでもね、あれは進めるべきなんですよ。それが公共事業なんですよ。どう思われますか。答弁をお願いします。

(総合司会)

はい、ありがとうございました、はい、国交省、(Q氏が再発言希望) そうですか、じゃあすみません、手短かにお願いします。

(一般討論者 Q)

今日、いろいろ今日1日で足りなかったと思います。もっとですね時間をいただいて、この機会をもう1回くらいですね、近日中に開いてもらいたいと思いますが、みなさんどうでしょうか。少なくとも賛成派の皆さんもそういう希望があると思います。堂々とお互いに戦いましょう。やりましょう。

(総合司会)

はい、ありがとうございました。すみません。ちょっとお静かにしてください。進めます。一応、国交省にお尋ねですので、はい、お願いします。

(国土交通省 C)

まず、漁業補償交渉の件でご説明させていただきます。球磨川漁協とは、補償交渉委員会との具体的な交渉を9月18日(会場から「9月19日に始めたんだろう」の声)、その第1回の交渉の時に、私どもはまず球磨川漁協の事務所に伺わせていただいたところ、多数の方が玄関をふさいでおられて、4、50分にわたって入らせていただけなかったと。その時、私、どなたかは分かりませんが、耳を引っ張られたりしたということもございまして、そういう混乱がございました。また、第4回の交渉の時でございますが、私ども漁協の方に少し早めに伺いまして、待っていたところ、多数の方が組合の方にお見えになりまして、正直いって私どもはちょっと缶詰にされてしまったと、これが、10月11日でございます。それで、漁協の補償交渉委員の方から、今日は、とても正常に交渉ができないので、後日やるから、今日は帰きなさいということで帰ったわけでございます。その時、漁協の事務所では、これは、大変なんだろうというご判断だったと思います。漁業補償交渉員の方も。それで、その日連絡を受けまして、人吉市内の旅館で有名な翠嵐桜というのが人吉温泉にあります。その横に枕流荘という旅館があるので来てくれ、ということで、私ども住宅地図を見ましたら、湯の里枕流荘ということでございますので、そこに伺ったと。(会場から声あり、聞き取り不能、) と言う状況でございます。

(総合司会)

お静かに願います。Aさん、まだ、補足されますか、はい。

(国土交通省 A)

はい、それじゃ、一番のお答えをしたいと思います。今、公共事業費について、叫ばれている、国の予算が非常に逼迫しているという事実はございます。我々もできる限り予算については、コスト縮減を努めてやっていこうと思っております。ただ、我々が、課せられているのは治水という問題でございます。治水という問題は実に長いタームでどうしても考えなければならない。35年前から今は何が変わったかということではなくて、治水の危険性というのは逆に言うと増している、いや、治水の重要性というものは増していると、実は、我々は生命、財産と言うよりも、それも守ることと、そして、今我々の生活というのはもっともって高度になっているわけですね。これが、水が浸かることによって、もっともって影響を受けるということで、我々は治水の重要性は増していると思っております。ですから、もちろん、そのお金をどう使うかという問題は別の議論としてあると思っておりますし、そして、治水の重要性については、我々はわずかも変わってないし、また、そう言う意味で重要性は増しているんじゃないかと思っております。

(総合司会)

はい、分かりました。それでは、恐れ入ります。次、お申し出がありますが、Iさんあとでよろしいですか、いや、交互に本来する約束ですが、今、賛成という人がほかにいらっしやらないと、・・・(会場から「勝手に帰られたんだから、何を言ってるか・・・」といった声あり、詳細は聞き取り不能)・・・だから、いらっしやらないから、今諮っているんです。諮っておりますので、どうぞ、冷静にお聞きください。今、反対の人が連続して続きましたので、賛成の人で発言希望のある方を会場から求めたいと思います。・・・(会場から発言あり、聞き取り不能)・・・ちょっと聞こえませんかよ。・・・(会場の参加者同志のトラブルが発生した様子)・・・ちょっと待って下さい。・・・ちょっと待って下さい・・・警備、両方を離してください。自席に戻ってください。・・・自席に戻って下さい。8時までの約束ですから時間がありません。人吉市のRさん。・・・(会場騒然)・・・ちょっと待って下さい。静かに願います。皆冷静にしてください。話し合いをしているんですから、冷静にしてください。自席に着いてください。願います。いいですね、8時までの約束ですので、できるだけ進めたいと思います。(一般討論者Iさんに対して)Iさんすいませんが、もう一人してからIさんと言うことでいいですか。・・・(場内から怒声)・・・ほかにおられないから、・・・(場内騒然)・・・ちょっとお静かに、お静かに願います。じゃあどなたかIさんの推薦する人ということでいいですか。(Iさんに対して)Iさん、どなたか推薦できる人いますか。・・・(騒然)・・・はい、それでは、こちらをまず先に進めます。人吉市のRさん。

(一般討論者 R)

人吉市のRです。私ですね、ラフティングのガイドをしております。カヌースクールとかもですね。今、球磨川で営業をやっている会社が5社あります。僕と同じような立場のリバーガイドといいますけども50人以上います。その中で、週末だけ兼業という形でやってるのがほとんどなんですけれども、僕みたいな、それだけで生活の糧を得ている人間というのが12人います。ダムができることによって、水が、水質や水量について大丈夫とおっしゃっていただけますけども、それ以前にですね、ダムができることによって、マイナスイメージが生まれちゃう

んです。それは観光業にとっては、すごい致命的なんですよ。それは、僕らにとっては、川で生活している僕らにとっては、生活権の侵害になるんじゃないかな。それで、漁業の方にはですね、補償交渉ということで、いままでごたごたやってきましたけども、僕ら、川で生計を立てている僕らの同意を得る必要があるんじゃないかなあと思ってですね。どぎゃんですか。枕流荘でもどこでも行きますけん言うてください。

(総合司会)

はい、今のはもうお答えはいりませんね、意見表明ということでいいですね。・・・やっぱり答を求めますか。

(一般討論者 R)

同意を得る必要はありますよね。

(総合司会)

はい、じゃあ、答を求めますね。

(一般討論者 R)

すいません。C教授の意見をお願いします。C教授にお願いします(周囲から「両方」の声あり)いや、両方お願いします。

(総合司会)

両方ですね。じゃあC教授どうぞ。え?、向こうから先ですか。どっちが先ですか。じゃあ、国交省どうぞ。

(国土交通省 A)

まず、我々の公共事業についてご理解いただきたいわけですが、一つは、人命、財産を預かるというところで治水があるわけで、我々としては、必要な権利について補償するという事はやっております。ただ、公共事業を進めるうえで、ある意味で、ご理解をいただくというか、そういう形で進めるというものもございます。現在のところ、今ラフィティングの方がおっしゃっておりますけれど、我々としてはダムによって、渇水時に水を補給するというようなことによって、川の水量の安定を確保するという事をしておりますので、我々としては川を良くしようということの方向に向いているというふうにご理解いただいていると思っております。(場内騒然)

(総合司会)

はい、お静かに願います。じゃあ次は、C教授。

(大学教授 C)

結論から言えば、補償は必要だし、同意が必要だと思います。その根拠はですね、こういう公共用水面を使用するという事ですね、それが、昨日、今日始まったものならば、同意は必要ありません。しかし、それが、反復、継続して行われて、社会的に承認される、みんながね、Rさんが、あれでもって生活していると、あそこを使用しているというふうには認知されていったら、それはしだいに、最初はまあ単なる利益ですけども、しだいに権利に成熟していくんです。権利に成熟したらそれは財産権になります。ですから、その財産権を侵害するうえでは、

それに補償し、同意を得なきゃいけないですから、Rさんに補償し、同意を得なきゃいけない。Rさんだけではありません。河口にはシラスウナギを採捕して、それで生活を成り立たせている方が大勢います。その人たちは、1日あたりだいたい、1万円3カ月で約100万円ぐらいの収入があります。で、その人達も、もう20年ぐらいやっていると聞いておりますが、その人達の同意を得る必要もあります。はい、以上です。

(総合司会)

はい、もう8時もだんだん近づいてまいりました。・・・今・・・八代市のSさんいらっしゃいますか。

(一般討論者 S)

すいません。プロジェクターを使わせていただきます。・・・実は先ほどから五木村の方々には30数年振り回されてきたとおっしゃっております。実は、私のふるさととは、八代郡坂本村中津道です。この地区は球磨川に、球磨川総合開発という名の下に、荒瀬ダムが建設されております。その建設されるときに、実は私のふるさととは、先にですね、実はこの今川辺川ダムが建設されるのは、ここの写真を見ていただきますと、これは昭和40年の災害後の写真です。私のふるさとの写真です。実は、これだけの被害を受けておりながら、この人たちは泣き寝入りです。これを踏まえてください。その地区は、昭和25年のキジア台風の時に・・・これ、少し画面引かせてもらえませんか、・・・はい、すいません、昭和25年のキジア台風の時に、実はこの2番のラインですね、ここまで来た実績があります。その時は、荒瀬ダムは建設されておられません。ですから、住民は、キジア台風と同じ水量のものがここへ来たら、河川を下で狭くするので、水位が上がるんじゃないか、そして、その時に、鎌瀬というところがあります。そこにJRの国鉄の鉄橋がありますが、それは、1m位下駄を履かせる工事をしているんですね。この位置というのは、国鉄の線路よりも低い位置にあります。であるにもかかわらず、何ら施策を受けておりません。こういうふうにならざるに浸かるから国土交通省は、上にダムを造られるってことは十分私達も理解をしております。そこで、本当に上にダムを造っていただいて、ここが、水から逃げられるのかということをお考えください。ここに、表を私作りまして、これにずっとありますので、文字が分からないと思いますが、私が、着眼しましたのは、・・・(司会から、「Sさん、あと2分くらいで終わりますか」という声あり)・・・すいません。ちょっと、ここからが論点なんです。すぐやります。実はですね、人吉から、人吉の合流地点を4,000トンにされるというお話を先ほどからずっと聞きました。で、その4,000トンを調節するために、川辺と市房で調節をしますとおっしゃっていますが、人吉の合流地点から瀬戸石ダムまでが30kmあるんですね、市房から人吉の合流地点も約30kmです、そこをどうなのかなというふうに考えますと、人吉の合流地点から、瀬戸石ダムまで、ピークの波が来るのに2時間かかったり、3時間かかったり、30分で来てる時もあるんですね。ということは、上で調節しても、その間で降ってきたことの把握がなされないと、ピンポイントで、人吉の合流地点で、4,000トンに合わせることは、私はちょっとこれは不可能じゃないかと考えました。で、とういうことですね。で、これだけのことを計画されてはおりますが、荒瀬ダムを管理する熊本県の企業局は、ダムを造っても、あなた達の財産には何もしないからということで、施策をやりませんでした。実は50年間ずーっとダムを作っても、あなた達の財産は水に浸けてないんですよ。浸かってるんですけども浸かってないんですよ。ってことをずーっと言い張ってきておりました。8月30日に・・・(司会者から「Sさん、そろそろまとめに入ってください。」の声あり)・・・

はい、まとめます。坂本村で執り行われました説明会の時に、間違っただ説明をしてきたことは、国土交通省もお認めになるところだと思います。私が言ったことに対して、間違っただ説明をされましたから、それは間違っておりました。現存するダムの規模で作りますと当然、上流域では水位は上がりますってこと認められました。であります、熊本県企業局は、そんなことはまずありませんというふうにとぼけております。だから、水工学も何にも分からない人が、下流でダムの運営をしとります。だから、上でどれだけ立派な計画があっても、下流にあるダムがそういうことも理解しないで運用しとりますので、私達は非常に不安です。知事、このことは、企業局も私達被害者に対して、今荒瀬ダムの中で被害にあった人にやっぱり誠実に説明責任が、私は、国土交通省にもありますが、県もあると思っております。これは私達は泣き寝入りはできないことだと思っておりますので、ぜひ、知事、企業局とよくお話をされて対処をしていただきたい。よろしく申し上げます。

(総合司会)

はい、代理を誰か出してもらえますか。・・・ちょっと、Iさんちょっと待ってください。皆さんちょっと待ってください。あまり、お互い住民同士ですので、ちょっと待ってください。・・・予定された8時を過ぎましたので、知事のお約束どおりにここで会を締めたいと思います。本日は大変ご苦労さまでした。

7 閉会

(潮谷知事)

会場の皆様、本当に長い間ありがとうございました。私はこれだけ、たくさんの方々がお入りになって、そして討論がなされたということは、それぞれのお立場の中でも皆様初めてであったというふうに言ってらっしゃいますが、この、大集会、本当に意義があったというふうに私は思います。ただ、途中でお帰りになられた方々が、怒りの中で、もしお帰りになられたり、あるいは、恣意的な形で、お帰りになったということであれば、それは私は、少なくとも反対派、賛成派、それぞれ、国土交通省の方にも学者の先生方、ご一緒に登壇をしてらっしゃいますし、また、この反対派の方々の中にも、みなさま登壇をしてらっしゃいます。そういうことに対して、私は大変残念だったとそんな気がしております。お互いがお互いの意見を最後まで聞いていくということの大事さがあると思いますが、でも、時間がこれだけ下がってしまったということの理由でお帰りになられたという方々がもし多かったとしますならば、それは、本当に私どもの進め方の中に問題もあったかと思っております。それは、どうぞ知事に免じて許していただきたいと思います。皆様本当に遅くまでありがとうございました。御礼を申し上げます。

《専門用語解説》

* 1 遊水地、調節池

洪水を一時的に貯めて、洪水の最大流量（ピーク流量）を減少させるために設けた区域。遊水地には、河道と遊水地の間に特別な施設を設けない自然遊水の場合と、河道に沿って調節池を設け、河道と調節池の間に設けた越流堤から一定規模以上の洪水を調節池に流し込む場合がある。

* 2 鍋底調節方式

ダム洪水調節方式の一つで、ダムへ流れ込む量が増加する時に、ダムから出す量を小さくし、流れ込み量が最大を過ぎた時点からダムから出す量をしだいに増加させて洪水を調整する方式。図に示す様にダムから出す量(放流量)の変化の様子が、なべの形に似ている所から名付けられた。

* 3 ハイウォーターレベル(H.W.L.)

計画高水位のこと。

計画高水位：計画河道で、計画高水流量を安全に流すことができる計画上の水位のこと。

・計画高水流量：河道を設計する場合に基となる流量で、基本高水流量から各種洪水調節施設での洪水調節量を差し引いた流量です。

$$\text{計画高水流量} = \text{基本高水流量} - \text{洪水調節量}$$

* 4 パラペット

胸壁ともいう。河川堤防等に用いられる堤高の低いコンクリートの壁を示す名称。

* 5 基本高水流量

基本高水流量は、洪水を防ぐための計画で基準とする流量の値で、流域に降った計画規模の降雨がそのまま河川に流れ出た場合の河川の流量のこと。

・計画規模：洪水を防ぐための計画を作成するときの治水上の安全度のことで、この計画の目標とする値。

(基準地点における時間と流量の関係図)

* 6 不等流

河道の断面形及び勾配に応じて水の流れが縦断的に変わる流れをいう。

* 7 単純嵩上げ工法

上に継ぎ足す工法をいう。

* 8 余裕高

堤防の高さを決めるときに、安全等を考慮して計画高水位に加える値。(河川管理施設等構造令第二十条)

* 9 自然再生型公共事業

自然の再生と修復を目指す公共事業。周辺の生態系や環境を一変させる従来の公共事業に対して、発想を「自然共生」に転換、自然本来の特質を最大限に生かすことを目的とした公共事業。

欧米ではダムや堤防を撤去したり、直線化した河川を蛇行させたり、護岸に自然な植生を戻したりする事業等が進んでおり、日本でも10年ほど前から地方自治体等で取り組んでいる。

* 10 粗度係数

岩や砂などによる河床等の粗さを示す係数。路床材料の構成や状態、植生等により変化する。

* 11 治水安全度

洪水を防ぐための計画を作成するとき、対象となる地域の洪水に対する安全の度合いを表すもの。一級河川の主要区間の治水安全度は概ね1/100~1/200、言いかえるなら、平均して100年~200年に一度の割合で発生する程度の流量を目標に整備されている。

* 12 非常用洪水吐

・洪水吐ダムの洪水流量を安全にダム下流の河道に流下させるため、ダムに設けられる放流設備

・常用洪水吐

洪水吐のうち、主として洪水調節に用いるものをいう。

・非常用洪水吐

洪水吐のうち、ダム設計洪水流量の放流を流す事が出来る放流設備。常用洪水吐の放流用とダム設計洪水流量の差分を放流するために設けられている。

・ダム設計洪水流量：ダムの新築又は改築に関する計画において、次の3つの流量のうちいずれか大きい流量。

[1]ダムの直上流の地点において二百年に一回程度の割合で発生するものと予想される洪水の流量。

[2]この地点で過去に発生した最大の洪水の流量

[3]このダムの流域と気象等が類似する流域の観測の結果を基にこの地点に発生する恐れがあると認められる洪水の流量。

・河川管理施設等構造令（昭和五十一年七月二十日政令第百九十九号）第二十条第一項（高さ）

第二十条 堤防（計画高水流量を定めない湖沼の堤防を除く。）の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に次の表の下欄に掲げる値を加えた値以上とするものとする。ただし、堤防に隣接する堤内の土地の地盤高（以下「堤内地盤高」という。）が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。

* 1 3 設計高水流量
ダム設計洪水流量のこと。

* 1 4 乗越え堤（越流堤）
洪水調節の目的で、堤防の一部を低くした堤防。越流堤の高さを超える洪水の時は、越流堤から洪水の一部分を調節池などに流し込む構造になっている。

* 1 5 霞堤
霞堤は、堤防のある区間に開口部を設け、その下流側の堤防を堤内地側に延長させて、開口部の上流の堤防と二重になるようにした不連続な堤防。戦国時代から用いられており、霞堤の区間は堤防が折れ重なり、霞がたなびくように見える様子から、こう呼ばれている。霞堤には2つの効果がある。1つは、平常時に堤内地からの排水が簡単にできること。もう一つは、上流で堤内地に氾濫した水を、霞堤の開口部からすみやかに川に戻し、被害の拡大を防げること。

川辺川研究会の資料に関するお問い合わせは、川辺川研究会までお願いします。
（電話兼FAX 096-384-4939）